

平成27年第4回粕屋町議会定例会会議録（目次）

第1号 12月4日（金）

・開 会	7
・議席の一部変更及び議席の指定	7
・会議録署名議員の指名	8
・会期の決定	8
・議長の諸般の報告	8
・諸般の報告	8
・請願の取下げ	10
・議案等の上程（第69号～第77号）	10
・議案等に対する質疑	13
・請願の報告	14
・陳情の報告	14
・議案等の委員会付託	14
・発議の上程	15
・発議に対する質疑	16

第2号 12月7日（月）

・一般質問	24
中野敏郎議員	24
1. 粕屋の未来図農業について	24
本田芳枝議員	43
1. 町民目線の町政とは	43
2. 男女共同参画推進条例について	53
3. 福祉バスからの転換	58
田川正治議員	63
1. 安保法制（戦争法）への町長の見解について	63
2. 町長の選挙公約の施策や財源について	65
3. 国民健康保険税の低所得者の負担軽減について	75
4. 保育料の3人以上の多子世帯への負担軽減について	79
5. 就学援助の援助拡大と申請時の所得基準引き上げについて	80
木村優子議員	82
1. 粕屋町飲酒運転根絶に関する条例について	83

長 義晴議員	96
1. 町長選挙の公約について問う	96
2. 交通対策並びに通学路の歩道の設置について	104
川口 晃議員	108
1. 福岡県で1番子育てしやすい町づくりについて	108
2. 子どもの貧困化問題について	109
3. 篠栗線の立体化及び柚須駅周辺の交通体系の整備	115
4. 九大農場跡地の問題	118

第3号 12月8日（火）

・ 一般質問	126
福永善之議員	126
1. 財政援助団体に対する補助金の査定について	127
太田健策議員	135
1. 給食センター建設費について	135
2. 議会事務局の対策について	144
小池弘基議員	145
1. 因辰美町長の選挙公約の実現について	147
久我純治議員	156
1. 粕屋町ボランティアセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の 制定を	156
2. 増え続ける待機児童に対する町の対策又、古くなった町営保育園に対 する考え	160
山脇秀隆議員	171
1. これからの粕屋町の行財政運営について	171
2. マイナンバーについて	189

第4号 12月11日（金）

・ 学校給食調理場建設特別委員会設置の動議について	197
・ 粕屋町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について	199
・ 各委員長の審査結果報告・質疑・討論・採決	200
議案第48号 粕屋町男女共同参画推進条例の制定について（継続審査分）	200
議案第69号 副町長の選任につき同意を求めることについて	202
議案第70号 第5次粕屋町総合計画基本計画の策定について	202

議案第71号	粕屋町税条例等の一部を改正する条例について……………	205
議案第72号	粕屋町債権管理条例の一部を改正する条例について……………	206
議案第73号	粕屋町消防団条例の一部を改正する条例について……………	207
議案第74号	粕屋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情 報の提供に関する条例の制定について……………	209
議案第75号	粕屋町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について……………	211
議案第76号	平成27年度粕屋町一般会計補正予算について……………	213
議案第77号	平成27年度粕屋町水道事業会計補正予算について……………	215
発議第5号	粕屋町議会委員会条例の一部を改正する条例について……………	216
発議第6号	粕屋町議会会議規則の一部を改正する規則について……………	220
請願第3号	「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」を国 の関係機関に求める意見書提出に関する請願……………	220
陳情第1号	公契約に関する基本条例の制定を求める陳情書……………	220
・閉会……………		221

平成27年第4回（12月）

粕屋町議会定例会

（開 会 日）

平成27年12月4日（金）

平成27年第4回粕屋町議会定例会会議録（第1号）

平成27年12月4日（金）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 議席の一部変更及び議席の指定
- 第2. 会議録署名議員の指名
- 第3. 会期の決定
- 第4. 議長の諸般の報告
- 第5. 諸般の報告
- 第6. 請願の取下げ
- 第7. 議案等の上程
- 第8. 議案等に対する質疑
- 第9. 請願の報告
- 第10. 陳情の報告
- 第11. 議案等の委員会付託
- 第12. 発議の上程
- 第13. 発議に対する質疑

2. 出席議員（16名）

1番 安藤和寿	9番 田川正治
2番 中野敏郎	10番 長義晴
3番 木村優子	11番 久我純治
4番 川口晃	12番 本田芳枝
5番 安河内勇臣	13番 山脇秀隆
6番 太田健策	14番 八尋源治
7番 福永善之	15番 伊藤正
8番 小池弘基	16番 進藤啓一

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 大石 進 ミキシング 高榎 元

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町 長	因 辰 美	教 育 長	大 塚 豊
総 務 部 長	安河内 強 士	住民福祉部長	安 川 喜代昭
都市政策部長	吉 武 信 一	教育委員会次長	石 山 裕
総 務 課 長	石 川 和 久	経営政策課長	山 本 浩
協働のまちづくり課長	杉 野 公 彦	税 務 課 長	関 博 夫
収 納 課 長	今 泉 真 次	社会教育課長	新 宅 信 久
学校教育課長	古 賀 博 文	健康づくり課長	中小原 浩 臣
給食センター所長	神 近 秀 敏	総合窓口課長	藤 川 真 美
介護福祉課長	八 尋 哲 男	道路環境整備課長	因 光 臣
子ども未来課長	堺 哲 弘	都市計画課長	山 野 勝 寛
地域振興課課長補佐	山 田 淳	上下水道課長	松 本 義 隆
会 計 課 長	伴 栄 子		

(開会 午前9時30分)

◎議長（進藤啓一君）

重ねて、おはようございます。

早いもので、今年も残すところあと二十六、七日となりました。今年、日本の科学者2名の方が医学生理学賞、物理学賞とそれぞれにノーベル賞を受賞され、地元福岡では、プロ野球球団福岡ソフトバンクホークスが2年連続日本一に輝き、福岡市出身の五郎丸歩選手がラグビーワールドカップで大活躍されるなど嬉しいこともありました。一方では学校でのいじめ問題、火山の爆発や台風による鬼怒川の決壊により甚大な被害が生じる等、まさしく悲喜こもごもの一年でございました。

我が町では、今秋の選挙により因辰美町長が誕生しました。因町長にとりましては初定例会であり、議会としましても新町長を迎えての初定例会でありますので、因町長におかれましては粕屋町の発展に向けて努力する旨を表明されておられます。町民の方の期待も大きいものがあるまいし、議会としてもそうでありませぬ。その反面、注視もされておられるものと思ひます。その期待と注視は、町長のみならず議会に対してもそうであろうと考えます。そういう意味も含め、議会としましても町と議会の二元代表制を踏まえ、双方切磋琢磨しながら町の発展の一翼を担ってまいりたいと思ひます。そのためにも、双方意思の疎通を図りながら町民の期待に応えるべく努力していこうではございませぬか。

さて、先月11月11日、第59回全国町村議会議長会全国大会が東京で開催されたので、私出席させていただきました。地方創生の実現を目指してという統一テーマのもと、皆さんのお手元にお配りさせていただいておりますような宣言と決議を採択しました。これをもとに、全国の町村議会ともども鋭意努力していかなければと考へているところであります。

以上、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第4回粕屋町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議長（進藤啓一君）

日程第1、議席の一部変更及び議席の指定を行います。

今回新たに当選されました中野敏郎君、安藤和寿君の議席に関連し、会議規則第4条第3項の規定によって議席の一部を変更いたします。変更後の議席は、お手元に配付しております議席表のとおりであります。

また、今回当選されました安藤和寿君の議席を1番に、中野敏郎君の議席を2番に、会議規則第4条第2項の規定によって指定いたしております。

◎議長（進藤啓一君）

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により、議長において13番山脇秀隆議員及び15番伊藤正議員を指名いたします。

◎議長（進藤啓一君）

日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日から12月11日までの8日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月11日までの8日間と決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

日程第4、議長の諸般の報告を行います。

まず、会議規則第99条第2項の規定により、閉会中に因辰美君の議員辞職を許可しましたので報告いたします。

議員の欠員に伴います役職の後任につきましては、厚生常任委員会委員長の後任に久我純治議員、厚生常任委員会副委員長に福永善之議員、議会運営委員会委員に福永善之議員が選任されましたので、報告いたします。

次に、新しく議席を得られました中野敏郎君と安藤和寿君の所属委員会につきましては、中野敏郎君であります、建設常任委員会、国鉄志免炭鉱ボタ山開発特別委員会、議会活性化特別委員会、（仮称）こども館建設特別委員会、総合計画特別委員会の5つの委員会、安藤和寿君におきましては厚生常任委員会、交通対策及び九州大学農場跡地対策特別委員会、議会活性化特別委員会、（仮称）こども館建設特別委員会、総合計画特別委員会の5つの委員会であります。

以上、報告を終わります。

◎議長（進藤啓一君）

日程第5、諸般の報告を求めます。

因町長。

（町長 因 辰美君 登壇）

◎町長（因 辰美君）

おはようございます。平成27年度第4回粕屋町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては年末のご多忙の中にご出席を賜り、心から感謝を申し上げます。しかし、これからの抱負を述べるのではなく、謝罪から始めなければならないことは非常に残念でなりません。

去る11月24日に給食センター準備室から大変なことが起こっていますよと報告を受けました。地中の廃棄物処理に8,000万円が当初予算に要望されており、既に処理費に5,000万円を使っているとのことでした。議会に廃棄物の説明、処理方法、予算の執行など何の説明もせず事業を進め、しかもこのことは竣工式前からわかっていたとなると、工事を一時中断させなければならないと政治判断をいたしました。30年間問題はなかったと言われている方もいますが、今と昔は違います。何の保障もありません。リーダーは危機管理が求められます。災害時だけではなく風評被害対策もしっかりと対応しなければならないと思っています。このような状況から、粕屋町の将来に禍根を残さないように、住民の代表である議員の皆様としっかりと議論をしたいと思っておりますので、住民の考えを幅広く聞いていただき発言していただけることを願っています。

それでは、所信表明に移ります。

去る10月25日に行われました粕屋町長選挙におきまして、多くの町民の皆様からご支援、ご支持をいただき、第7代粕屋町長に就任をさせていただきました因辰美でございます。10年間の議員経験を生かし、微力ではございますが住民目線で正直な町政運営に努力してまいります決意であります。便利で資産価値の高い粕屋町、私はこのすばらしい立地条件を生かし、企業誘致を全面的に進めたいと思っています。これからは、粕屋町が単なる福岡市のベッドタウンではなく、みずからが産業を立ち上げ自立できる新都市を目指したいと思っております。

従来から粕屋町のまちづくりの基本理念である太陽と緑のまちと、来年度から第5次総合計画基本構想において改定された2つの基本理念である協働でつくる安心のまちを実現するために、私は5つのまちづくりを行います。福岡県で一番を目指して取り組んでまいります。まずは、子育てしやすいまちづくり、住民サービスのよいまちづくり、住みたいと思うまちづくり、環境のよいまちづくり、ジュニアスポーツが盛んなまちづくりであります。これからは、いろいろな事業を進めるに当たり、議員の皆様のご理解が必要となります。私も議員の皆様と一緒に議会活動を行ってまいりました。議会に対して何が重要なのか認識しているつもりでございます。これからは議員の皆様にとしっかりと説明責任を果たし、スムーズな町政運営を心がけてまいります所存であります。何とぞご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、町政運営に大切なことは、町民の皆さんに将来への期待と夢を与えることができるような住民主体のまちづくりを進めることが重要です。みずからの責任の重さと町民の皆様のためにという使命感を再確認し、全身全霊を持ってふるさと粕屋のさらなる発展のために頑張ることを誓い、就任の所信表明といたします。

それでは、続きまして、諸般の報告を行います。

今回、一部事務組合等の平成26年度の歳入・歳出決算額に関する報告が2件でございます。決算内容につきましては、配付いたしております資料のとおりでございます。ごらんいただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

(町長 因 辰美君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

日程第6、9月議会に提出されました請願の取り下げの件を議題といたします。

まずは、請願第1号「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願につきましては、お手元に配付のとおり、請願者八尋喜美香氏より10月29日に請願取り下げ申請書が提出されました。本件について、粕屋町議会会議規則第20条の規定により、請願取り下げを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、請願第1号「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願は取り下げを許可することに決定いたしました。

次に、請願第2号粕屋町内公立学校の学校徴収金口座振替移行要請を求める請願につきましては、お手元に配付のとおり、請願者山之内薫氏より10月27日に請願取り下げ申出書が提出されました。本件について、粕屋町議会会議規則第20条の規定により、請願取り下げを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、請願第2号粕屋町内公立学校の学校徴収金口座振替移行要請を求める請願は取り下げを許可することに決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

日程第7、議案等の上程を行います。

お手元に配付いたしておりますように、今期定例会に町から提出されました議案は9件であります。

提案理由の説明を求めます。

因町長。

(町長 因 辰美君 登壇)

◎町長（因 辰美君）

それでは、議案の上程を行います。

平成27年第4回粕屋町議会定例会に提案します案件といたしましては、特別職の選任同意が1件、第5次総合計画基本計画の策定が1件、条例の改正及び制定が5件、平成27年度補正予算が2件、以上9件でございます。

それでは、議案第69号から順にご説明を申し上げます。

議案第69号は、副町長の選任につき同意を求めることについてでございます。

11月6日に私が町長に就任以来、空席になっておりました副町長につきまして、吉武信一氏を選任いたしたく同意を求めるものでございます。

氏は、粕屋町都市政策部長の職にあり、粕屋町酒殿にお住まいでございます。経歴に記載しておりますとおり、昭和52年に粕屋町に奉職され、土木の技術職として長年手腕を振るってこられました。平成26年4月に都市政策部長に就任されましてからは、町の将来を方向づける政策を数多く提案され、町を全体的な見地から捉え、職務を遂行されておられます。

このように、氏は行政職員として38年の実績を積み、人格・識見ともにすぐれた方でございます。選任同意につきましては、何とぞよろしくお願い申し上げます。

議案第70号は、第5次粕屋町総合計画基本計画の策定についてでございます。

第5次粕屋町総合計画基本構想で定めた将来像とまちづくりの目標を受けて、その実現に必要な各施策の方向性を示す、平成28年度から5年間の基本計画の策定について議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第71号は粕屋町税条例等の一部を改正する条例についてでございます。

平成27年3月31日に地方税法の一部が改正されたことに伴い、町税の猶予制度の見直しについて、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、納税者の申請に基づく換価の猶予制度の創設及び担保を徴する基準など、一定の事項について条例で定めることとされました。

また、マイナンバー制度の導入に伴い、関係省令が平成27年9月30日に公布されたことに伴い、町税の手続において、所定の申告書等の様式に当該提出者等の個人番号または法人番号を記載する欄等を追加するため、所要の規定を整備するものでございます。

なお、施行日は、猶予制度については平成28年4月1日から、マイナンバー制度の導入に係るものは公布の日からとするものでございます。

続きまして、議案第72号は粕屋町債権管理条例の一部を改正する条例についてでございます。

粕屋町特定個人情報保護条例が平成27年10月5日に施行されたことに伴い、所要の規定を整備するものでございます。今回の改正は、町の債権の管理に関する処理について、特定の定めがある場合を除く法令等及び債権に係る情報利用の要件に粕屋町特定個人情報保護条例を追加するものでございます。

議案第73号は、粕屋町消防団条例の一部を改正する条例についてでございます。

粕屋町消防団の団員確保を図るために女性消防団員を採用し、主に消防団活動における啓発、広報活動を充実させることにより、消防団の機能強化及び地域防災力の向上を目的として条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第74号は粕屋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてでございます。

社会保障・税番号制度の導入に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が公布され、平成28年1月1日から社会保障、税、災害対策分野の行政手続において、個人番号を利用した事務が開始されます。個人番号の利用及び特定個人情報を提供することができる事務は、番号法に定められています。しかし、町は多様な事務を実施しておりますので、番号法第9条第2項及び同法第19条第9号の規定に基づき、町事務への個人番号の利用及び町のほかの執行機関への特定個人情報の提供等について、住民の利便性向上、行政事務の効率化、正確性の向上を図ることを目的とし、本条例を制定するものでございます。

次に、議案第75号は粕屋町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてでございます。

道路占用料の適正化を図るために、国土交通省が道路法施行令の一部を改正したことを受けて、粕屋町においても国道に準じた町道の道路占用料の改正の必要が生じたため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第76号は平成27年度粕屋町一般会計補正予算についてでございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億36万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を134億3,772万1,000円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、諸収入を9,752万円、繰入金を5,980万3,000円、町債を4,320万円それぞれ減額するものでございます。

一方、歳出の主なものといたしましては、農業振興事業費を312万円、ひとり親

家庭等医療費助成事業費を225万円、選挙管理委員会事務費を190万8,000円、中学校教育振興事業費を120万円増額し、公共施設整備基金費を9,222万円、小学校施設整備事業費を6,745万7,000円、中学校施設整備事業費を3,156万7,000円それぞれ減額するものでございます。

最後に、議案第77号は平成27年度粕屋町水道事業会計補正予算についてでございます。

補正の内容につきましては、現在契約を締結している水道施設運転維持管理業務委託の委託期間満了に伴い、平成28年度から平成32年度までの5カ年間の同委託料の債務負担行為を設定するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。何とぞよろしくご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

(町長 因 辰美君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

議案等に対する質疑に入ります。

質疑は一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

8番小池議員。

◎8番（小池弘基君）

議案第69号副町長の選任につき同意を求めることについてでございますけども、就任日が決まっているようであれば報告いただきたいと思っておりますけども、よろしくお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

私といたしましては、議会承認後すぐにやっていただきたいという希望はありますけども、期日の日にちがいいということで1月1日からということで指名をしたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

ほかに質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、請願を受理しておりますので、事務局長が報告いたします。

事務局長。

◎議会事務局長（大石 進君）

請願の報告。議事日程表の4ページをお開きください。

請願文書表、受理番号3番。受理年月日、平成27年11月27日。

件名、少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度拡充を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願。

請願の趣旨、請願書写し添付につき省略。

請願者の住所及び氏名、粕屋町長者原東5丁目7の29の201、中筋宗司さん。

紹介議員、田川正治議員、本田芳枝議員、川口晃議員。付託委員会、総務常任委員会を予定。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

次に、陳情を受理しておりますので、事務局長が報告します。

◎議会事務局長（大石 進君）

続きまして、陳情の報告。議事日程表の7ページをお願いいたします。

陳情文書表、受理番号1番。受理年月日、平成27年11月27日。

件名、公契約に関する基本条例の制定を求める陳情書。

陳情の趣旨、陳情書写し添付につき省略。

陳情者の住所及び氏名、糟屋郡須恵町大字植木415の24、福岡県建設労働組合粕屋支部支部長、斉藤眞宏さん。

付託委員会、総務常任委員会予定。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

議案等の委員会付託についてお諮りいたします。

本日上程されました69号議案の副町長の選任同意と76号議案及び77号議案の平成27年度補正予算を除く議案等につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

13番山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

議案69号ですが、これ委員会付託がないんですが、この議案69号は誰が報告をして裁決にするかを教えてください。

◎議長（進藤啓一君）

これにつきましては、議会運営委員会の中でも説明したと思いますけれども、最終日に、それまではどこの委員会に付託することなく本会議において質疑を求めて、討論はございませんが、そこで採決ということになります。付託委員会はござ

いません。

どうぞ。

◎13番（山脇秀隆君）

何かそういった法的根拠があれば教えてください。

◎議長（進藤啓一君）

法的根拠というよりも、他町等々調査の結果そういうふうな、例えば教育委員長でございますとか一つの部署に特化した分であれば例えば総務常任委員会とかになるんでしょうけれども、副町長ということとなりますと全ての部署にまたがりますので、どこの委員会にも付託していないという町村が多ございます。したがって、粕屋町もそれに基づいて提案しているところであります。

ほかにごございませんか。ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、ご異議なしと認めます。

次に、第76号議案及び77号議案の平成27年度補正予算については、地方自治法第109条第1項及び粕屋町議会委員会条例第5条の規定により議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、予算特別委員会に付託して審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、本日上程されました議案等につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長は、申し合わせのとおり、委員長に久我純治議員、副委員長に山脇秀隆議員と長義晴議員を指名いたします。

次に、請願につきましては、会議規則第92条の規定により、お手元に配付の文書表のとおり所管の委員会に付託いたしますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

次に、陳情につきましては、会議規則第95条の規定により、お手元に配付の文書表のとおり所管の委員会に付託いたしますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

日程第12、発議の上程を行います。

お手元に配付いたしておりますように、今期定例会に委員会から提出されました議案は2件であります。議会運営委員会から提出されました議案2件につきまして、提案理由の説明を求めます。

八尋議会運営委員会委員長。

(議会運営委員長 八尋源治君 登壇)

◎議会運営委員長(八尋源治君)

粕屋町議会委員会条例の一部を改正する条例について。発議第5号議会運営委員会からの提案理由について説明をいたします。

社会情勢や国と地方との関係の変化に伴い、地方の自主性、自立性の確保など、議会の役割と責任の重大さから、粕屋町議会では議会改革を検討してまいりました。その中で、常任委員会制度の改革において、3常任委員会制を継続しながら、委員の複数所属制を採用して、ほかにもう一つの希望する常任委員会を選択することができるとする制度を平成28年4月から試行するために、粕屋町議会委員会条例の第2条を改正するものであります。

次、引き続きまして発議第6号の理由を説明します。

粕屋町議会会議規則の一部を改正する規則について。発議第6号議会運営委員会からの提案理由について。本年5月に標準町村議会会議規則が改正され、本会議及び委員会の欠席理由として、今回新たに出産が欠席理由に追加されたものに伴い、粕屋町議会においても社会情勢などを勘案し、出産の場合の欠席届について新たに規定するために、粕屋町議会会議規則の第2条を改正するものであります。

以上です。

(議会運営委員長 八尋源治君 降壇)

◎議長(進藤啓一君)

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

質疑は一括議案番号順にお願いいたします。

提出者に対する質疑はありませんか。

9 番田川議員。

◎9番(田川正治君)

発議5号ですね、複数制を実施するとするために、議員が同時に2を超える常任委員となることができないということになっている案ですが、それぞれの3常任委員会に8人以内の議員が委員としてということの提案ですけど、これが任意なのか。任意でそれぞれの常任委員会を選ぶことができるということなのか。その定数という表現はなかったので、どちらかちょっと確認をしたいと思います。

◎議長(進藤啓一君)

八尋議員。

◎議会運営委員長(八尋源治君)

お手元のほうに、事務局のほうから改正の条文を手元にお配りしておりますの

で、それを見ていただければご理解できると思います。

なおかつ、議会運営委員会におきましてはその都度委員が各常任委員会に持ち帰り報告をするようになっておりますし、なおかつ丁寧に議会、全員協議会でも説明を重ねてきております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

この件につきましては、全員協議会においても審議いたします。今日は議案提出についての質疑でございますので、詳細については全員協議会の場でただしていただきたいと思います。

ほかにごございませんか。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により議長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に一任していただくことに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会いたしました。何かありますか。

12番本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

突然なので、これを受けていただけるかどうかわかりませんが、私の今の思いを申し上げますが、諸般の報告のときに給食センターについての工事についての説明がございました。議会としては11月30日に説明がありましたので、あらかじめ知っております。ただ、この今現在行われているその内容は、町民の皆さんに全て行き渡っております。それで、町民の皆さんは、その内容について初めて聞かれると思うし、とても不安に思われる方もあると思います。職員の方もどの程度、先ほど町長が説明されたことを知ってあるのかどうか、こちらもわかっておりません。ただ、議会に対してはきちんと説明責任を果たすという意味で、11月30日になさいま

した。そして、今日諸般の報告、施政方針演説の前にきちんと報告なされたのは、とても今までにはない新しいやり方でよかったなと思いますが、もう少し、例えば今後この内容を受けて一般の町民の皆さんが役場のほうに問い合わせとかあると思います。そういったことに対する対応とか、今後どうするかをある程度思いがあたり、あるいは方向性があったら伝えていただきたいと思います。今後、議会は来週から一般質問があって、常任委員会があるので、その間町民の皆さんは一切こういうことに関してはわかりようがないんですね。だから、役場のほうに殺到するかもわからないので、その辺の対策として、今報告をなさいましたから、少しでも考えておられれば、そのことについて発言をお願いしたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

わかりました。今日は諸般の報告でございますから、粕屋町の慣例として諸般の報告に対する質疑は求めておりません、やっております。したがって、その件につきましては全員協議会等もありますから、その場でおっしゃったこと質問していただきたいと思います。

◎12番（本田芳枝君）

議会に対してではないのです。この内容は町民全て、今日は特に注目しています。だから、多くの皆さんが先ほどの報告を聞いています。だから、今後その町民に対してどうするのかを少しでも言ってくると皆さんは安心なされると思います。だから、そのことを町長に求めております。議員に対してはきちんと説明をしておられますので、私どもはその点に関して質疑をする気持ちはございません。議会中それは聞けばいいことですから。ただ、町民の皆さんは今日初めて聞かれますので、その辺の報告が少しでもできればと。これはあくまでもお願いです。もし町長にそのお気持ちがあればいただきたいし、それは今後まだ検討するということがあればお答えは要らないと思いますが、だからあくまでも私はお願いとして今話をしております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

それはわかるんですけども、今までが、今日は諸般の報告の中で説明されたので、諸般の報告については質疑求めておりませんので、それを、今までのルールを変えらるるとするならば議会運営委員会等々の中でも審議していただいて、そうやろうということになればそういたしますけれども、今日は今までのことで進めておりますので、そのことについては重々内容はわかりますので、この会期中で説明があろうかと思っております。町民の方に対しても、最終日等々もあるわけですから、済み

ませんがご理解賜りたいと思います。

はい、どうぞ。

◎12番（本田芳枝君）

町民の皆さんには1週間以上わからない状態で過ぎるんですよ。だから、例えばホームページで記載するとか、あるいはインタビューをして受けてその説明をするとか、あるいは皆さんにそのお話をするとか。せっかく報告をなさったら、そこまで考えてなさらないと町は混乱すると思いますし、その辺をどうしてあるのか、あるいはどうされようと思っているのかをやはりきちんと伝えていただけるとありがたいなと。例えば、私が今日の内容を聞いて質問されても答えようがないんですね、まだ。だから、具体的に知らないで、今後の方向もわかりませんし、しかもこれはPFIという大きな事業なので、皆さんの注目度が高いんです。だから、せっかくこういった形でインターネットで配信されているわけですから、その中で今後どうするという、どうしようという、そこまでちょっとを言っていたくと町民の皆さんも安心して、じゃあこういうふうに聞けばいいとか、こういう流れなんだなっていうのがわかると思うので、それは議会ではなくて、議会がこのインターネットで配信しているわけで、町民皆さん、世界中の皆さんにこのことがわかっているんですよ。だから、そのことに対する対応、議会内部だけではありません。それが町全体の、いろんな意味でまちづくりに影響すると思うので、私は申し上げているだけです。議会に対してではありません。

◎議長（進藤啓一君）

わかりました。ルールは変えられませんが、町長としてさっきの諸般報告に追加するところがあればおっしゃってください。それ以上のことにつきましては、この会期中の中で会議を持ちますので、詳しく説明していただきたいと思います。因町長。

◎町長（因 辰美君）

それでは、本田議員の質問にお答えします。

各課長までこういった問題が皆さん認識しているのかという、まず冒頭にございましたと思いますが、今回の問題は非常に大きい問題でございます。ですから、部長以上の幹部会をもう10回近く行っております。それから、最終的にはきのう、おとといぐらいだったですか、課長、部課長会議を開きまして、ただいまの経過をしっかりと説明をいたしております。そういった中で、粕屋町の役場内で全体制で誰でもわかるように認識はさせているつもりでございます。

今後の受け付けといたしましては、軽々な発言は難しいと思いますので、やはり準備室になろうかと思っております。これは今から、この議会が終わりましたら検討したい

と思います。

それから、先ほど住民に対してということでございますが、今日3時から記者会見をさせていただきたいです。こういった中で、新聞あるいは報道のほうからしっかりと住民に配信されると思いますので、そのような結果から、今後は議会でしっかりと議論しながら、その方向性を決めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

よろしいですか。教育長には質問求められておりませんので、会期中の中でおっしゃってください。

再度申します。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

（散会 午前10時13分）

平成27年第4回（12月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

平成27年12月7日（月）

平成27年第4回粕屋町議会定例会会議録（第2号）

平成27年12月7日（月）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

1番	議席番号	2番	中野敏郎	議員
2番	議席番号	12番	本田芳枝	議員
3番	議席番号	9番	田川正治	議員
4番	議席番号	3番	木村優子	議員
5番	議席番号	10番	長義晴	議員
6番	議席番号	4番	川口晃	議員

2. 出席議員（16名）

1番	安藤和寿	9番	田川正治
2番	中野敏郎	10番	長義晴
3番	木村優子	11番	久我純治
4番	川口晃	12番	本田芳枝
5番	安河内勇臣	13番	山脇秀隆
6番	太田健策	14番	八尋源治
7番	福永善之	15番	伊藤正
8番	小池弘基	16番	進藤啓一

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 大石 進 ミキシング 高 榎 元

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町 長 因 辰 美 教 育 長 大 塚 豊
総 務 部 長 安河内 強 士 住 民 福 祉 部 長 安 川 喜 代 昭
都 市 政 策 部 長 吉 武 信 一 教 育 委 員 会 次 長 石 山 裕

総務課長	石川和久	経営政策課長	山本浩
協働のまちづくり課長	杉野公彦	税務課長	関博夫
収納課長	今泉真次	社会教育課長	新宅信久
学校教育課長	古賀博文	健康づくり課長	中小原浩臣
給食センター所長	神近秀敏	総合窓口課長	藤川真美
介護福祉課長	八尋哲男	道路環境整備課長	因光臣
子ども未来課長	堺哲弘	地域振興課長	安松茂久
都市計画課長	山野勝寛	上下水道課長	松本義隆
会計課長	伴栄子		

(開議 午前9時30分)

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（進藤啓一君）

それでは、ただいまから一般質問を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、さらに文書通告の主旨にのっとり簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを議事進行上、強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう声に出して意思表示されますようあわせてお願いをしておきます。

それでは、通告順に従い、質問を許します。

2番中野敏郎議員。

(2番 中野敏郎君 登壇)

◎2番（中野敏郎君）

おはようございます。議席番号2番中野敏郎です。初めての議会質問をさせていただきます。一般質問ですね、失礼いたしました。

私がここに立つのにというんですか、6年余りの歳月が必要でした。6年前、初めて町議選に立候補をいたしまして、残念ながら落ちたわけですが、そういうふうな私の思いを持ったスタートというのは、やはり人とのつながりであるとか憧れ、そういうものだったものだと思っております。

何を申しましょうか、私が町議選に立候補しようと思ったのは、今町長になられた因辰美氏、彼が私の身近にいたということがそのスタートだったと思っております。実は昨日、私の義理の父が亡くなりまして、因辰美氏あるいは町長でしょうか、から弔電をいただきました。その中に私の義理の父と辰美氏との長いかかわりというものを知ることができました。そういう流れ、それから、うちの祖母は辰美氏のことを辰美ちゃんっていうふうな言い方で呼んでるような、それから私自身もたまたまっていうんでしょうか、小学校のPTA役員になったときに辰美氏が成人教育委員長でありました。それで、次が私の番でありました。ついでに申せば、官兵衛うどんの小川氏がその前段の委員長でございました。そういう人の流れっていうんでしょうか、そういう中から私は町議選に立候補したわけですが、済みません、喉が渇いてしまっております。

1回目立候補しましたときに、私の中ですごく大きなポイントというのがございました。それは何かと申せば、私は造園の仕事の日ごろしておるのですが、この地球環境というか、そのときにはストレートに中国からの黄砂、これがすごく私たちの足元に押し寄せているというのが大きな私の悩みでございました。毎日糸島のほうにたまたま仕事に行っておりました。そうしたら、九大の新しい学園都市ができていたのですが、それが見えないんですよ、毎日毎日。それが毎日毎日続いている、これはいかんなど。で、帰ってから木の上にちょっとしたステージをつくっております。そこで夕刊を読んでいると、田主丸のポプラ隊、これは内モンゴルにポプラを植えに行く隊なんです、それが募集しているというふうなことがありました。で、よし、これは中国に行かなきゃいけないな、中国を見てこなきゃいけないよなと思って中国へ参りました。

済みません、ちょっとここで風呂敷を広げさせていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

一般質問につながりますか。

◎2番（中野敏郎君）

つながります、済いません。長くなりますが済いません。

◎議長（進藤啓一君）

いや、結構ですよ。

◎2番（中野敏郎君）

いいですか。

そのとき、荷物が多いので、アフガニスタンで考えるというふうな形の本を持っていきました。これだったらちっちゃい本ですね。中国のそのポプラっていうのを植えるときに、ただ植えに行くというだけじゃなくて、私たちっていうのはその中ですごく何か勉強させられました。何で私たちが中国に行っても木を植えなきゃいけないのか、現地の人はどう見てるんだろうかな。で、中村哲という方です、この方はですね。彼の考えというのが私の中に大きな要素を受けました。やっぱり、私はこの日本の中で何か私もやれることがあるんじゃないかと思って、この議会に入ってそういうことをやっていこうというふうな思いを持ちました。

長くなりそうですので、ちょっとはしょっていきます。

2回目も立候補したわけですが、実はこの時も大きな悩みがありました。何かといたら、PM2.5ですね。これがまた押し寄せてくる。私にとって、すてきな庭をつくろうのが大きな目的でした。海の中道海浜公園で、毎年匠の庭というものをつくっておりました。そのタイトルに、私は「至福のひととき」というタイトルで庭をつくりました。それはどんな庭かと。木漏れ日にあって、花が足元にあって、

ベンチがあり、そしてから片一方にはコーヒーでも置いて、そして本を置いて、外でコーヒーを飲みながら本を読めるというスタイルでした。だけど、つくって思いました。何だろうな、この庭って。実際、そこで飲もうとするんだろうか、こんなふうな形でPM2.5というのが覆いかぶさるようなこの日本の中で、そんな庭をつくって意味があるんだろうか。そういうふうな悩みというのもあったわけですね。

これまで、だんだんだんだん私たちの中で当たり前、当たり前と思っていたことがだんだんだんだんと当たり前でなくなってくる。もう皆さんと同じ世代ですから、わかりますよね。自動販売機にお茶が出たときに、何でこんなお茶なんか買おうかと、その後にはまた水がペットボトルで売っている。何でこんな水を買わなきゃいけないんだと。中国の様子見てたら、ひょっとしたら今度は空気でも売ってて、自動販売機です。それを僕らは買わなきゃいけなくなるような世の中になっているんじゃないかな、そういうふうなことを僕はすごく危惧しました。そんな思いを持って、いろんな勉強をやっていきました。

じゃあ、農業に絡めていきます。今日の私の質問というのは、もう基本的に農業のことについてです。粕屋の未来というものが、農業にまだまだ託せるところがいっぱいあるんじゃないかと思ってから、そういう観点でいろんな形で質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、残念ながら3回目の立候補というかこの間の補選、もう私は本当は出ろうと思っておりませんでした、済みません。なぜかと申しましたら、給食センターのことがもう既に決まっていたということですね。その給食センターに対して、私はもう1つの考えを持っておりました。これは自校式でいくべきだと。なぜ教育委員長ですか、教育長もおっしゃっておりました、この議会の中です。やっぱり、一番いいのは自校式なんだと。ただ、予算とか、そういう問題でそういうことはなかなかできないということですよ。だけど、私にとってみたら、自校式でやるということは、農業とかかわるんだというふうなことを思っておりました。小学校の生徒たちが毎日通学するところに看板が上がっております。このお米は、皆さんの給食になりますと。このキャベツは、後々皆さんの給食になりますと書いてたと思います。どうでしょう。子どもたちは、毎日毎日その看板、そしてその様子を見ていくんじゃないでしょうか。ひょっとしたら、農夫の人はキャベツに消毒かけるとき、うん、子どもたちに見られたらやばいかなと思ひゃるんじゃないかな。健康なキャベツができて、それが給食に与えられるんじゃないかなと私は思っておりました。ただ、大きな大きな単位になっていくと、そういう給食に与えられる農家の人たちというのもいなくなってしまいます。

粕屋町は、ブロッコリーが特産と言われておりますが、実際給食にブロッコリー

が上がるというのも相当大変ということを経験センターのほうでお聞きしました。実際上は、それを集めようとしたら、青年部の方にお世話していただくんですけど、なかなかそれが集まらない。それよりか、中南米からもう取り寄せたほうがいいんだという、簡単にできる、そういうふうなこともおっしゃっていましたが、それじゃあやっぱり地産地消とかと言われるような、そういうことができないんじゃないかなと思っておりました。

まだまだちょっと前文が長くなるんですが、何かといたら、これは地元の話です。つい先日、僕は大川小学校の大川小祭りというのに呼ばれました。この大川小学校祭り、19回目なんですけど、私とか大川小かわりの議員の方、それから石山次長も来賓として来られたんですけど、そのとき私はすばらしい、本当にすばらしい子どもたちの発表に出会いました。何かと申しましたら、資料をいただいてきました。そのとき発表した小学校5年生の発表です。

これは5年生、タイトル、伝えよう世界遺産、守ろう地球の宝物。世界遺産というのが日本に結構あります。もう数え切れないぐらいありますが、子どもたちはこれで発表するときに論議したそうです、何を発表しようかと。で、私が最初に言いましたキーワードですね。つながり、やっぱり彼らにもつながりがあったんですね。その前の単元で、国語の単元で和菓子のことを勉強していたそうです。だもんで、彼らはすぐに和食を取り上げようというふうなことで、和食のことをこの呼びかけの中で叫んでいるわけですね、呼びかけているんですね。その文、全部読んでもいいんでしょうか。私も、この展開がどうなるかあれなんですけど、もうすばらしいことを言います。

結論的に言えば、和食を食べましょうと、和食が健康にいいんだということをその小学校の5年生の人たちが言うんですね。皆さんも覚えているでしょう。僕らの小学校のころも、やっぱり呼びかけてというのがあって、私も小学校6年のときの呼びかけ、今でも覚えております。ちょうど卒業式の呼びかけです。校庭の桜のつぼみも膨らんで、これが私のせりふでした。きっとこの中で、和食を食べましょう、和食にしましょうと言った子というのはずっと覚えていると思うんですね。すごいつながりがこの子できている。そして、先生から聞いた話ですが、その後すぐに家庭科の時間でみそ汁と御飯をつくるという展開になっているそうです。もうまさにそういう和食のことにばっちり入っていけるというふうな展開がされているわけですね。

たまたま昨日、大川小学校のほうからお礼みたいな形で、保護者アンケートというのが来ました。5年生のとこだけ読まさせていただきます。高学年になり、発表の内容も私たち親も考えさせられるようなもので、とてもよかったです。合唱には

とても感動しました。子どもたちの心が伝わってきました。体だけでなく、心も成長しているなど、実感しました。ふれあい広場のとき、子どもたちが食べ終わった容器を返却するとき、元気な声で唐揚げおいしかったですよと言ってくれた。お母さん方みんなが笑顔になりました。本当にうれしかったです。食の根本というのは、顔が見えて、顔が見える人がつくって、顔が見える人が調理して、そしてその反応がわかる。給食のおばちゃん、おいしかったよと、そんな展開になるのが私は原点じゃないかなと。世の中というのは、だんだんだんだんだん大きな単位になっております。もっとちっちゃな単位で本当に昔は、私たちのころの給食というのは、悲しいかな、何か食べさせればいいというふうな時代だったと思います。今からは食育のっていうんですか、本当の食事というのを給食で与えるというのが必要じゃないか、私は思っております。

前文が長くなってきましたが、第1問入っていきたいと思います。

町内農業の現状をどのように認識していますかというふうな形で大きな問いになっておりますが、こんな問いですが、町長、考えられたかと思いますが、町長お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

それでは、中野議員の質問にお答えいたします。

おっしゃってることにつきましては、十分認識しておるわけでございますけども、粕屋町の農業は、今稲作を中心に土地利用型農業が展開されています。都市化の進行に伴い宅地化が進み、農地や農家数も減少傾向で後継者の確保が困難な状況になっております。今後は、生産基盤である農地の保全と有効利用に努め、基幹的担い手農家、認定農業者への農地の集積を促進するとともに、行政関係機関が一体となった支援体制を整備していきたいと思っております。後継者の確保、育成を図りながら、集落営農組織や機械利用組合等、農家経営の近代化促進、魅力ある地域農業の確立を目指していきたいと思っておりますが、やはり今の粕屋町の農家の現状におきましては、私もこの粕屋町で40年間以上農業をやっております。そういった中で、その重要性というのは十分認識しておりますけども、やはり粕屋町の農家も生活があります。そういった中で、やはりゆとりの農業をやるのでは十分にこの土地管理はできると思っておりますけども、今の状況では、皆さん兼業農家がほとんどでございますし、その兼業農家が自分で働いてきたお金を農業のほうに費やしていくというような構造は、なかなかその農業で生計を立てるといことは難しゅうございますので、その点も兼ね備えながら、今後また考えていきたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

中野議員。

◎2番（中野敏郎君）

答弁ありがとうございました。

確かに、町長は農業やられておって、私もよく知っております。実は、うちの妻の実家も、辰美さんと言ったらいいんでしょうか、から田植えしていただいたりしております。ただ、そんなとき私もよく思うんですよね。田植えの機械に町長が乗りながら往復されていく、そんな中私も、ああ、農業のことはどうなんだろうと、どう考えてあるんだろうな、背中を見ながらあるいは向こうからこっちに来るときというんですか。私は仕事をしながらというんですか、結構心の余裕があるというのか、何でかと、時間は拘束されるんだけど、草をとりながらあるいは剪定しながら、やっぱりいろんなことを考えれます。で、すぐにメモして、そんなことは今度発言しようとか、そういうふうなことを何か思うんですが、こんなぶしつけな質問、いいのかわかりませんが、耕運機であるとかトラクターであるとか田植機、ああいう機械に乗りながら移動するとき、案外ぼけっとはできますよね。そういう何かある意味ではゆとりのあるときに、町長は農業のことをどんなふうに考えてあるかなと。本音っていうんですかね、そんなところをお聞きしたいなと。考えてなかったら、考えてないで結構なんです。ただ、とかでも結構です。どうぞ。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

私は、機械に乗ってるときは、若干少ないと、印象的には思っておりますけども、やはり実家の家の田んぼを、そういった田植えをするときは曲げてはならないという、しっかりプロ意識を持って植えております。ですから、そういった農業の関係で考える余地はございません。自分の家のときにつきましては、やはりこういった中で水がたまり、そして緑になり、そして収穫を味わえるという風光明媚なこの粕屋の遺産がゆとりを持って管理できればなと私はいつも思っております。ですから、農家の方が、やはり粕屋町の方にしっかりとそういったくつろぎを持てる、そういった自然を提供できているということは、私重大なことではないかなと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

中野議員。

◎2番（中野敏郎君）

町長が答えられたそういうところ、私も強く思ってるところで、次回の一般質問

ではそういう点を質問したいと思いますが、今回農業のことについていうふうな形で、先ほど出ておりましたが新規就農、そういうところでどういうふうな手だてをていうんですかね。

というところで、ちょっと長くなりますが説明、解説させていただきたいと思いますが、実は私はアイガモ農法というのを人がやっておって、そのお手伝いをやっております。そのアイガモ農法で有名な人物がおります。古野隆雄という人物で、桂川町に住んでおられる方なんですけど、これも失礼な話ですが、町長、古野隆雄さん、知っておられますでしょうか。簡単な答えで結構です。

◎町長（因 辰美君）

アイガモ農法は存じておりますけども、お名前は知りません、済いません。

◎議長（進藤啓一君）

どうぞ。

◎2番（中野敏郎君）

もう一つ、同じように地域振興課長の安松課長も、古野隆雄氏、ご存じでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

安松課長。

◎地域振興課長（安松茂久君）

まことに申しわけないんですが、私もアイガモ農法は知っておりますが、お名前のほうは存じ上げてはおりません。

◎議長（進藤啓一君）

中野議員。

◎2番（中野敏郎君）

ありがとうございます。

実は、こんなことが起こりました。桂川町で私は何年か前に、古野さんのところに手伝いに行きました、援農に行きました。で、ただの働きですね。タマネギの苗を、寒いところでした。桂川は寒いんですよね。そこで植えてて、何が楽しみかっていったら、昼休みにみんなで食事をするっていう、それだけなんですけど、でもその中に楽しい会話があるんですよね。そのときたまたま、桂川町の役場の方が来られてたんです。それが何かといったら、地域振興課の課長さんだったんですね。何で来られてたかといったら、彼は、実は議会でその古野さんのことが取り上げられている、なのでちょっと調べに来たというか、聞きに来たというふうな形でその課長さん、来られたんですよね。古野氏、古野隆雄さんは、彼に対して、ちょうど自分が出している本、彼はもう何冊も本を出しております。これもそうですし、

「農業は脳業である」と、しゃれっ気もある方なんですよね。それから、これはNHKラジオで放送された「農業と人生をおもしろくする」というふうな本なんですけど、こういうふうな著名な方であるんですが、彼はこの1冊の本をやって、これを読んどきってというふうなことを言われたんですよね。その後、まだ古野氏はどこかに行かれたんですが、奥様と私とまだ別個ほかの方と、その地域振興課の課長さんと何か会話してたんですけど、私はそのときに彼に、何か出しゃばりかもしれないんだけど、ちょっと一言言ったんですよ。何と言ったか。課長さん、実は古野さんは、古野さん自体も九大の農学部出られて自宅のっていうんですか、農業継がれてますが、彼の息子が2人男の子がいて、1人長男は九州大学の農学部を出てるんですね。そして、もう一人は京都大学の農学部を出ておりますが、その2人とも、古野農場というか、そこで働いているんですよ。これってすごくないでしょうかと私は彼に言ったんですよね。何と言うんでしょうか、農業をやってる人の多くが農業をやらないと。私たちの世代っていうのは、みんな親が農業やってもそれを否定されたというか、私も農家の次男ですが、親はおまえはもう農業やらするな、もちろん次男でありましたからそう言われたんですが、そうじゃなくても否定されていたというんですか。それを古野隆雄さんのところは、息子が2人とも農業をやってる、もうこれだけすごいことでしょう。自分のことと置き換えても、そうじゃないかな、皆さんそれぞれね。

その古野さんは、すごい教育力を持っております。余り語らないんだけど、いろんな講演会に呼ばれたり。実は、古野さんは、この粕屋町にも来て、講演会というか授業をやっております。たまたま粕屋東中の先生がある会で古野隆雄さんと出会っていて、じゃあ古野さん、粕屋東中の総合学習で授業をやってください、総合学習をやってくださいというふうなことが決まった。そして、古野さんは粕屋東中で、もう数年前ですけど、授業をやっております。で、次の日なんですけど、たまたま偶然なことですが、私があるパン屋さんに行ってからパンを買おうとしたら、お母さんから、中野さん、中野さん、うちの息子が農業をやりたいと言ってるって。何で、どうした、いや、昨日授業でこんなことがあって、古野さんのお話を聞いて、農業をやりたいと言ってから、農業の道に進むというふうなことになっていくんですよね。で、彼は、特定していいのかわかりませんが、福岡農業を受けて、今農業の勉強をやっております。古野さんところにも何回も行ってから、いろんな勉強をしているんですよね。これぞまさしく後継者でないかなというふうなことを思うんですが、残念ながら彼のうちは普通の会社員の家庭でございます。土地も持っておりません。

これから農業をやろうとする新規就農、町長からちょっと伺いましたが、新規就

農がたった1名ぐらいしかないとかというふうな話なんです、これを広めようとする対策というものをどうにかしてもらいたと思います、そういう方便っていうんですか、やり方っていうのは今ありますでしょうか。質問です。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

農業は、やはり見方によってはその方向から感じられると思いますけども、やはり全般的につきましては、今は生活のほうを重視してるような気がいたします。私も思いは十分中野議員と同じでございますけども、やはりそういったものが各家庭でそれが通用するものだろうか。まず、先に生活が先ではなかろうかというような発想が多いかと思しますので、私たちもやはり、親からはこれからは農家がもう難しい、農業を続けるのが難しいから勤めに行けというような、そういったほとんどの方がそういうふうな形ではなかったのではないかなと思っております。ですから、やはりそういった見方がある人も多くおられると思いますので、そういった方がおられましたら、ぜひ粕屋町のほうも支援をしてまいりたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

中野議員。

◎2番（中野敏郎君）

先ほどの少年は、まだ高校1年です。2年あります。ぜひいろんな形でっていうんですか、新規就農できるような方策というのを考えていただきたいと思います。

今、町長が見方の違いということをおっしゃいましたが、私の後ろには、しゃれではありませんが、結構味方がおります。何か。仕事をしながら、いろんな奥さんと話したら、やっぱり私たちの今の成果っていうのは結構不安定であるっていうんですかね、何がそうかと。やっぱり、次の質問項目なんでありますが、自給率っていうんでしょうか。自給率が相当に下がっている。私も、自分の自給率を上げようと思っておりますが、私の自給率なんてほとんどないんですよ。米は女房のところで一緒につくると、それはあるでしょう。だけど、そのほか野菜、ちょこちょこはつくりました。あと鶏を飼っております、ヤギ飼っております。乳を飲めるとか、まだその段階にはなってませんが、卵を食べれるとか、そういうことはあるんですが、だけど卵1個食べたからといって、これが自給率に換算していくとどうなるか。卵のもともとというのは、ほとんどが飼料ですよね。飼料というのは外国から来ていて、ほとんどその自給率を上げることにはなっていないと、こういう現実というのがあるわけですね。

もう一つ言えば、自分ところのつくった米を食べていないというふうなところも

あります。江辻の家では、米っていうのはつくったらカントリーに出して、そのまま大きくまとめられ、またそれが返ってくるので、自分の米ではないと。農家でもそういう現実というのがあります。自分の米を自分で食べようと思ったら、一般家庭の方ってなかなか難しいですよ。私も仕事柄、この間小屋をつくってくれとある団地の方から言われたんですね。何のための小屋ですか、冷蔵庫を置くと。冷蔵庫といっても、普通の冷蔵庫じゃないんですよ。農家の方はみんな知ってるんですね。その冷蔵庫が納屋の中に入ってるんですよ、大きな米を何俵も入れられるような。でないと、自分ちのつくった米を自分で食べれない。その方は、自分の田舎から一遍で米をもらうから、それを外に置いてたらいろんな形、昔みたいな俵みたいなのを置いてたら虫が入ってきて、味が悪くなる。そういう形で、だんだんだんだんと自給率というのが減ってくる。

また、仕事に絡めて言いましたら、私の中でのすごい不安というのは、自給というよりか保存しているという世界がだんだん減ってきていると。この仕事を始めたころ、新しい家ができたら、新築の家ができたら、おばあちゃんなんかも住んでたんでしょうか。裏側にタキロンの何か小屋みたいな倉庫みたいな、壁みたいなものができて、何か漬物小屋みたいなものができておりました。それはもう10年、20年前の話ですね。最近の新しい家というのは、もう四角四面ですよ。そういう漬物を漬けようとか、そういう空間がもうなくなってしまっている。いつも私はお客さんとこんな話をします。皆さんのお母さんが、おばあちゃんが10できた伝統的な和食、伝統的な保存の方法というのが10できたとしたら、あなたは幾つできますか。おばあちゃんが10だったら、もう8になってるかもしれませんね。その娘、そしてらもう5とか3とか、もうこんなふうな形に減ってきている。皆さんの中でも、漬物というような形で漬けてるものが何か、昔は10種類ぐらい漬かっていたんじゃないかと。だけど、せいぜい今は梅干し漬けるんかなというふうな形。漬物をちよつと何かパックに漬けて冷蔵庫に入れて漬けるんかなというふうな形になっておりますよね。そういうふうな形で、だんだんだんだん自給率と言わずに、その足元が損なわれてきている。そういうふうなことでいろんなことが起こってしまったらどうなるんだろうかと。私は、相当に何か勝手な心配なんですけど、しておるわけなんですよ。この自給率を上げる方法というものを私なりに考えみたんですが、先に行っていていいですか。

この、たつみがめざす5つの町づくりには、農業に関することというのはございませんでしたね。環境というのがちょっとはかかわりがあるかと思いますが、この福岡県でナンバーワンのっていうんですかね、そういう粕屋町に、自給率がナンバーワンのは、できないかっていうふうな質問しておりますので、答弁お願いし

たいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

中野議員の質問にお答えします。

粕屋町の人口は、今11月末で4万5,708人であり、過疎地域ではありません。今は、志免が4万5,605人ということで、もう志免を抜いたような状況でございます。現状は、就農率も低く、農家は高齢化しておりますので、残念ながら率としましては人口は高くございますので、自給率の高さっちゅうのはほぼ不可能に近いのではないかなと思っております。しかしながら、そういった方向性を考えるということは、私は今までもやってきておりますし、安全な作物というものは、やはり虫がおっても安全なものを選ぶというような意識も今後は食育のためにやっていかなければならないと私は思っております。

それからまた、粕屋町の方は、もう近ごろはアイガモだけではなくて、やはり米の中にはクモとかいっぱいおるわけですね。そういった中で駆除していきながら、今農薬はほとんどかけないような状況になっておりますので、そういった農法だけで考えるのではなく、私ももう20年以上農薬は振っておりません。それは、自分たちで食しなければならないということから、やはり安全なものを少しでも地域の方に食べていただきたいという思いから、そういった消毒したいけども我慢してというのが現状でございます。それは、農家もほとんどの方が自分で食するものにつきましては、消毒はしていないと思います。ですから、やはり食の安全っていうものが今後は大事になると思いますので、今後中野議員がおっしゃるような観点からも、ぜひ前向きに考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

中野議員。

◎2番（中野敏郎君）

答弁ありがとうございます。

自給率というふうな形で申してたところで、少々安全と、もちろん安全というのが原点であるかと思いますが、私何かこの質問を考えながらというんですか、2つのことをちょっと考えたんですよね。やっぱり、自給率を上げる一番の方法は何かといたら、給食で要求水準書というのがありまして、この間ちょっと石山次長のほうとも話しましたが、要求水準書に地域のお米を使う、食材を使うとか地産地消的なことも書いてありますね。これにもういっぱい乗っかるというんですか、そし

たら自給率っていうのはすごく上がっていきますよね。

もう一つは、地域振興課、今ちょうどかかわってあるんですけど、ふれあい農園ですね。ふれあい農園というのを今募集してあるんですが、ちょっとお聞きします。今、募集状況とか、たまたま今原町のほうに新しく開設されてから募集してあります。その辺をお聞きしたいと思います。課長お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

安松地域振興課長。

◎地域振興課長（安松茂久君）

ただいまのふれあい農園の状況につきましてお答えをさせていただきます。

今、粕屋町には、新しくできました原町農園を含めまして、4農園ございます。それで、全体では15平米区画が129区画ございます。また30平米区画は101区画ございます。それで、空き区画につきましては、15平米区画が49区画、30平米区画が29区画ございます。空き区画につきましては、合計で78区画ございます。

それで、先月からこの空き区画につきましては募集を、今ホームページ等、回覧等で募集をしておるところでございます。それで、12月2日現在の申し込みにつきましては、15平米区画は22名の申し込みがっております。また30区画につきましては、10区画の申し込みが4日現在ではありまして、32区画の申し込みがあつてるところでございます。それで、全体ではまだ残りが15区画が27区画、30区画が19区画で46区画がまだ申し込みがあつてないという状況でございます。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

中野議員。

◎2番（中野敏郎君）

ありがとうございました。

この募集のパーセンテージといいましょうか、それは私すごく期待しておりましたが、まだまだっていうか、私の中での期待度からいったら少ないというか、ホームページでされているのと、それから回覧というふうなことで、ああ、回覧もうすぐ回るんだろうかなというふうなところにも思いますが、12月号のかすやだよりのほうには書いてなかったし、ああいうのに書いていただければいっぱい集まるのかなというふうな想像もしましたけど、何を申しましょうか、やっぱり家庭菜園というのが世界的に見ましたら、相当に力を持っているっていうんですかね。

私も、そんなに正確に知ってるわけじゃないんですが、例えばロシアの国ではダチャーっていうんですかね、ダーチャーっていうんでしょうか、そういうふうな家庭菜園がありまして、ロシアの人の国民の8割近くででしょうか、はその土地、家庭

菜園というのを持って、基本的に国ではジャガイモとか野菜とかをつくらないから、彼らは自らジャガイモなんかあるいは家庭菜園っちゅうか、野菜なんかをつくっているわけですよ。ほとんどそういうジャガイモにしる、野菜というのは100%近くに自給しているというふうな現実というのがございますし、私はたまたまドイツに三、四回ぐらい仕事の関係で行ったんですが、そのときにいつももう素晴らしい風景に出会ったんですね。何かといたら、それはクラインガルテン、小さな農園というふうな、ちっちゃな農園ですね、そういうふうな言葉なんです、それがちっちゃくはないんですよ。結構広いついていうか、後で正確な話をしますが、おおよそ300坪というんでしょうか、1反ぐらいの土地を分け与えられる、貸してもらえるとということなんですね。私は、ただ研修というか勉強というか半分遊びで、いろんな鉄道のついでというんですか、窓から見るんですが、ずらっと線路沿線上にそのクラインガルテンというのがあるんですよ。そのクラインガルテンには、小屋も建っているんですよ。小屋まで建てていいついでというんです。そこに何をしてるか、私はそこに、駅から遠かったんですが、見とかないかと思ってから、見に行きました。そしたら、あるおじさんは芝をほとんど張っております。で、リンゴの木を1本植えてるんですね。小屋を建てて、前にはテーブルを置いてお茶を飲んでみると。済いません、ちょっと見させてくださいと言ったら、その方はただ芝を管理してて、リンゴがなってるんだけどほとんどちぎってない、落ちてるのをまたくずかごに捨ててると、これもらっているんですかねというようなことで、ああ、どうぞというような形で、何かすごいゆとりのある生活をしてて、それが一つのパターンでまだほかにもずらっとあって、そんなところでお茶を飲んでるような人たちというのがいっぱいいる。何と豊かなんだろうと。

ちょっと調べたところというんですか、クラインガルテンというのは、基本的にドイツでは集合住宅の2階以上の方はそういう土地を貸してもらえるとということですか、30年契約みたいなものですね。月3,000円程度で300坪程度の土地を分け与えられるということです。これによって何が大きいなる影響を与えるか。体を動かす、医療費にも影響するじゃないか、いいほうに動きますよね、精神の健康。仕事疲れてでも、そこで土日を暮らしてついでというんですか、すごい精神的な健康差をつくっていく。もう一つ言えば、ロシアでもそうです、ドイツでもそうです。やっぱり、石油危機とかいろんなことが起こったときに、こういったものがあることよっての安定度、先ほど言いましたように日本の自給率が40%を切るような中のやっぱり安定度というのは、それまでに皆さんそれぞれに家にあったお米があったからこそ、心の余裕があったわけでしょう。だんだんだんだんそういうふうなことをしなくなりましたね。

私のうちの話なんです、恥ずかしながらっていうんですか、いつも今ごろになるとうちのおふくろと父がけんかをするんですよ。何のけんかをするかと、お米の問題なんですね。で、おふくろは言うんです。もうお隣新米食べてるよ、まだうち新米じゃないやない。おやじは、絶対それを、いや、まだ持っとかなきゃ、毎年毎年これけんかするんですよ。でも、それは私はどっちかといったら、父親に賛成しておりました。何があるかわからない。やっぱり、父はロシアにというか、ソビエトに数年間抑留っていうんですか、そういうふうな経験もあって、そういう思いがあるんでしょうね。食料だけはなければ、米だけはなければ、米と漬物だけありゃあ生きていけるという思いがあったというんですか、そういう思いというのがだんだんだんだん薄れてきてると。それをやっぱり、僕らがつくれるのはそういう家庭菜園的なものじゃないのかなと。その菜園も、もちろん緑地帯ですよ。緑をつくっていきます。自然教育の場にもなっていくんじゃないかと思うんですよ。ぜひともっていうんですか、まだまだ家庭菜園というのが町内に占める割合というのは少ないかと思えます。幸いか、現在60歳以上というか60歳から75歳というか、私たちの世界では役立ちプレミアム世代っていうんですか、そういうふうなことを言っておるわけですが、まだまだ元気な人がいらっしゃる。そういう人たちにそんな有効な手立てを与えてっていうんですか、農地を開放していただければ、もっともっと自給率というのも上がって健康になってっていくんじゃないかと思っております。

随分前に園芸店に行ったときに、こんな文章が張ってありました。そのときもらったものです。グリーン情報8月号、もう随分前の話なんですよ。2008年なんです、これっていうのはもう言い当ててるなと思うんですよ。ちょっと読んでいきます。

骨太という言葉がはやった時期のころなんですよ。骨太の家庭菜園主義。食料自給率、食の安全性、地球温暖化、後期高齢者医療制度、いずれも新聞をにぎわしているが、これらを解決する手法として家庭菜園を普及させたいと。食料自給率は、かつてドイツではクラインガルテンの生産量が約3割を占めると聞いたことがあるが、家庭菜園を通年つくればかなりの野菜ができ、またもったいない精神も復活しよう。食の安全性とは家庭の健康であり、一番の関心事であるに違いない。自分で作る以上のものはない。地球温暖化に対しても、作物をつくっていればいやが応でも天気を気にしないでおられず、環境に優しい生活に気をつけることになろう。医療費は今後必ず多くなるとの試算のもとに議論がなされているが、病院に行く患者が半分になれば、必ず医療費は減る。菜園作業を通して、もっと日本人が健康になればよい。国家の骨太方針である家庭菜園に取り組んでほしいものだ。

国家と言わず、国を変えるというようなのはなかなか難しいですが、町とか自分の足元というのは変えられるんじゃないかと思います。私も、仕事柄庭をつくっているんですが、庭をつくりながら最近いつもお客さんに話すんですよ。庭をつくりながら、どっかに菜園をつくりませんか。そしたら、すごく健康的ですよ。何でもかかって言ったら、今までは植木屋さん、私もそうでしょうが、木にバーッと消毒してしまう。だけど、菜園をつくったら、やっぱりお客さん、そこだけは消毒しないでねというふうな形になる。その次には、もうみんな消毒なんてしないでいいですよと、そういう形になっていく。本当の健康とか、そんなことをだんだんだんだんみんな考えてこられるというか、そういうことになりますので、ぜひそういう方針で臨んでもらいたいと思います。また、こういう形で質問していきたいと思っております。

第3番目。農工商連携、これ農商工というのが正式みたいですが、私の中にはもどちらでもいいというか、というかこれは三角形にあると。農があつて工があつて商があつて、それはどこにあつてもいいっていうんですかね。そういう中に真ん中に人があつて、そういうつながりでいろんなものをつくっていくということなんだろうが、残念ながら私の中では、粕屋というのは、ううんというふうなところを思いますが、先日全国町村会長会ですか、町村長会ですか、ありましたですよ。そんなときについ何か手土産持っていこうとかというふうなことを思ったりされると思うんですが、何かそんな思い、ああ、何持っていこう、具体的に物上げたらいけないですけど、何かそんな思いっていうのはございませんでしたか、町長。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

何か以前は、聞くところによりますと、うちの町ではございませんが、かしわ御飯を炊いて持っていったりとか、漬物を持っていったりとかというような情報も聞いております。しかしながら、今はそういった、聞きに行く私は余裕がございませんでしたので、手ぶらで行きました。

◎議長（進藤啓一君）

中野議員。

◎2番（中野敏郎君）

残念なことで、何て言うか、うまくそういう商品がいっぱいあつて、その中から今回持っていこうというか、私も商工会の会員の一名でありますのでそんな中でいろいろ話すんですが、確かにバラがありブロッコリーがありって、いろんな去年ですか、取り組みもされておりますが、まだまだ足りない、悲しいかなっていうか、

そんなふうなことを思っております。

週に1回、糸島にずっと仕事に行っていて、糸島に仕事行くと、何かもういつも悔しい思いをするんですよね。何でかっていったら、道の駅というか、そういう地産地消のいろんな売店がいっぱいあって、もう何ですか、手前のほうにある農協がやっているとなんて、もう人が多過ぎて、商品也多過ぎて、行くのも嫌になるぐらいですね。私は、志摩の四季の里というところにいつも行くわけですが、そこでいつも商品を上げていいかどうかわかりません。こういう麦茶を買うんですよね。もうこれが最高にいいっていうか、360円でこの麦茶をうちに買ってきたらうちの妻が入れてくれるんですが、面倒。面倒なんですけどどうまいっていうかですね。それから、麦茶のことを研究しました。スーパーに行くと麦茶を見ると、パックで二百何十円で1カ月ぐらいもつような形ですよ。これは純粋な麦で三百何十円なのに、パックに入ったものが二百何十円で提供されて、もっと量が多いと。これはおかしいようになっていうんですか。だけど、この名前を見るとタカダマツコさんっていう方が出展してる。これはもう一つ言えば、福岡のエコ農産物というステッカーも張っております。優秀な地産地消のものなんでしょうね。こういうものがあふれているというんですか、そういうこと。

条件的には違いますね。糸島は海もありっていうんですか。残念ながら粕屋にはほんのちょっとの里山しかなくて、それから私もいろんな比較をしました。大きな違いは何が違うかと。案外あるところもないところもあるんですけど、地域の町の観光課っていうんですか、そういうのが糸島にはありますが、粕屋にはない。この糟屋郡にあるところはそんなにかと思いますが、確かに観光課っていうんですか、あってもちゅうか、今の段階ではそうなんでしょうが、どちらが先かというふうなことにもなってくるんですが、そういう地産地消というものを何か広げるための手だてっていうのは私もなかなかできないわけですが、一応質問はしてありますが、ぜひこれは農工商、農商工、そういった連携でやられるものであると思いますし、まあ町長は以前は農協に勤めておられたし、商工会にも今度から顔を出していただいて、いろんな連携をしていただきたい。よろしいでしょうか、そういうふうな思い持っておりますが、町長。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

中野議員の質問にお答えします。

粕屋町では、平成24年度より商工会事業として会員企業、農業生産者、J A、学校など産官学と一体となり、町花であるバラやブロッコリーを素材に使った質の高

い加工食品開発を行っています。バラを使った飲む酢は既に商品化されておりまして、平成26年度に東京で開催されました大型食品見本市の新商品コンテストビバレッジ部門で高い評価を得て大賞を受賞し、全国への販路拡大がなされています。JA粕屋との連携によるブロッコリーを使った新作品も展示会などで出展され、高い評価を得ております。これらの成果は、町内農商工業者や学識経験者などが議論運営した結果であり、今後も商工連携をとりながら事業を継続、発展していきたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

中野議員。

◎2番（中野敏郎君）

答弁ありがとうございました。

なかなか商品というか、第1次産物というのがない中での農商工連携というのは難しいかと思いますが、里山資本主義というのをはやったところに、何もないところというのは、やっぱり人間がその中で楽しいことをやるというんですか、そうでしかないだろうなど。町長が以前起こされたような、よさこいと、そういうことも一つの、何ですか、こういうふうな農工商連携じゃありませんけど、町おこしというふうな世界になってくるんじゃないかなというふうなことを思います。ぜひ、一つ一つ何か増やしてやって、私も麦茶実はつくって見たんですが、なかなかできませんでした。田んぼに植えたんですが、水田は田んぼですが、麦は畑って、そういうふうな知識もよくわからないでつくったんで、もう種の量と一緒に生産しかなかったんですが、ぜひ私も何かつくりたいし、そういうことで元気になれたらいいかと思います。

時間がありませんので、あと第4問、入っていきたいと思いますが、九大農場跡地について、この質問どおりに町長、お願いします、答弁。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

中野議員の質問にお答えします。

九大農場跡地利用について、農的な利用の可能性はあるのかということでございますけども、先月19日に九大農場主催の収穫祭に出席いたしました。そこで大学の総長とお話できました。そして、あの農場につきましては、大正10年前後で設立、開設されておりまして、約95年間の農業技術の研さんを行ってこられたようでございます。ここに何らかの足跡を残したいと語られておりましたので、内容はわ

かりませんが、議員が考えておられるような農的な利用の可能性はあるのではないかと考えております。

◎議長（進藤啓一君）

中野議員。

◎2番（中野敏郎君）

ありがとうございました。

農的なというか、もう実際に農をやれるというんですか、それが私の質問の趣旨なんです、どういうことかと申しましたら、あの九大農地跡地ですか、それについてはいろんな形で、ここで私も一般傍聴しておりましたときに話が出ておりました。以前は澁田議員ですか、があそこは空港に近いから空港関連ですか、そういうふうな企業を誘致したらどうかとかというふうなこともありました。私も単純ではありましたが、あそこは扇橋があって、新駅ができれば扇状の町ができる。ああ、そしたら東京にある田園調布みたいに放射状に道ができて、おお、すてきな空間ができるだろうなんて思っておりましたが、ずっと思いを寄せていくと、そうじゃなくてさっき私が言いましたような家庭菜園っていうんですか、そんなものもできるような、もう一つ言えば九大の農場というか、九大の農場の蓄積があつた農場の中にはいっぱいあるんじゃないかと思うんですね。そういう過去の業績も残せるような形で新しい町づくりっていうんですか。あえて言うなら、しゃれではありますが、阿恵モデルみたいなものをつくっていただけたらいいんじゃないかというふうなことを思うんですよね。

例えばの話、新しい団地ができると大きな問題が起こります。私も、仕事柄いろんな団地に行ったらわかるんですよ。お互いの距離っていうのがなかなか縮められない。それを縮めるための方策、例えば1つの通りはブルーベリーをいっぱい植えるブルーベリーの通り。ある一本はリンゴ、ある一本はオリーブ、それぞれの果実が実ったときには、その通りの人たちあるいはその町の人たちがみんなで収穫祭をやる。ああ、それがあつただけで町の人、その流れの人たちは協働のまちづくりっていうのができるんじゃないかと。もう一つ言えば、みんな菜園持つてるんだから、そつから余つたものをおすそ分けあるいはマーケットでも結構ですね。青空マーケットでみんなその町の中に寄つてっていうんですか、やっていけるんじゃないかっていう、みんなで売っていく、分けていくと。そういう何か町の原点というのがあの町に、あの阿恵にできないかというふうなことを想像しておりますが、ぜひ参考程度かもしれませんが、お聞き願えたらうれしいかと思ひます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

非常にいいアイデア、ありがとうございます。

今後検討させていただきたいと思いますが、粕屋町は全部の町土の20%ぐらいがまだ農地でございます。そういった中で、農家のほうも高齢化しておりますので、もう近々のうちには耕作放棄地というものが出てくると思います。そういった中で、町がこういった家庭菜園地をつくるのではなくて、そういった、先ほど議員おっしゃられましたとおり、広い田んぼの中でできないかという方向を今後変えていかなければならないと思いますので、これはやはり皆さん農家の方が管理が難しくなられてる高齢者の方も多くございますので、そういった方につきましては、今後は役場が借りてそういった形で家庭、健康づくり、そういった観点からも、それと食の安全という方向性からも、わざわざ粕屋町が自分たちでつくってやるよりも、そういった方向性も今後考えなければならぬと思っておりますので、もう少しそれには時間がかかるかと思っておりますけども、検討いたしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

中野議員。

◎2番（中野敏郎君）

大体私の質問終わりましたが、私にとってみたら、その農地がなくなるとかというのがすごく悲しいかなど。なくして初めてというんですか、当たり前と思っていたことがあって、ありがたいことに気づかされる。きのうも、実は最後の葬儀の言葉で使わせていただいたんですが、当たり前と思っていたことが、近年というのは当たり前についていうんですか、もう次から次になくなっていくんですね。私にとっての当たり前は、私の家から若杉山に出る日の出だったんですよ。ところが、ずらっとマンションができて、それは時代の趨勢かということになってきますが、もっともっと当たり前だった、先ほども言いましたように、当たり前に飲めた水とか、当たり前に飲めた、吸えた空気であるとか、いろんな当たり前があったのが、だんだんだんだんありがたくなっている。だけど、ありがたいというふうなことを僕らというか、議員であり、行政というのは早く気づかなきゃ、なくす前に気づかなきゃ何にも意味がないというふうなことと思います。ぜひそういう原点というんですか、僕らの健康とか町づくり、そういう原点に農業を据えてやっていただきたい。農というのが一言もないというのが、私にとって残念です。次回の質問のときには、ぜひ農を含めた風景というものを質問したいと思っておりますので、まとめていただいたらうれしいかと思っております。町長には、福井モデルというものの、本をお渡ししております。私も福井モデルと呼んでおりますが、福井モデルというのがいいか悪

いか、いろいろあるかと思いますが、そういうものを、モデルというものを参考にしながら、私もまた新たに中野モデルあるいは中野スタイルで町長に迫っていきたいと思います。ぜひよろしくお願いします。終わります。

(2番 中野敏郎君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

12番本田芳枝議員。

(12番 本田芳枝君 登壇)

◎12番（本田芳枝君）

それでは、12番本田芳枝、通告書に従って質問をさせていただきます。

その前に、今新しい議員として中野敏郎議員がご自分の思いを皆さんの前に展開されたわけですが、本当に新しい方が議会に入るといいなど。全く別の視点から町政を考えておられるのを見て、本当に頼もしいなと思いました。その中で家庭菜園の話がございましたが、実は私家庭菜園ではないんですけど、10年間バラの鉢植えを自分なりに研究して、研究ってちょっと大げさなんですけど、もっと簡単に、もっと楽しくやれる、そういった方法を今編み出そうと。そして、できたら粕屋町をバラの町に、今栽培農家がお一人しかいらっしやらないんですね。だから、バラはたくさんあってもなかなかそういうところが伸びないというところがありますので、バラサークルのメンバーと一緒にやってそう広めたら、また違う形でいろんなことができるのではないかと楽しく聞かせていただきました。

それでは、私の質問を始めます。

まず最初に、町民目線の町政とはということで始めます。

今議会で、第5次総合計画基本計画が議案として提案されています。平成28年度から10年間の粕屋町の町政運営の基本となるものです。現在は、第4次総合計画基本計画の最終年度でございます。5年前、この第4次総合計画の後期基本計画から内容が大きく変わりました。どういうふうに変ったかという、総合計画の施策体系に180ほどの全事業を結びつけ、事業別の予算編成を行っています。予算に従って執行していけば、総合計画に沿った町政が行われる仕組みとなります。これから私が申し上げることは、今行われている来年度からの予算編成に町長の公約が総合計画を土台にしてどのように実行されるのかということについてお尋ねします。

町長は、選挙の公約に住民目線で町づくりをするとうたわれて当選されました。住民目線といっても抽象的な言葉で、聞く人によってさまざまな解釈がなされると思います。また、そのテーマで内容が変わるでしょう。まず、町長がどういった意味で住民目線で町づくりをとおっしゃったのか、具体的に説明、またその奥にある思いをお尋ねいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

本田議員の質問にお答えします。

現在、町民の皆様への情報提供といたしましては、広報かすや、ホームページ、最近ではフェイスブックでも情報発信を行っています。しかし、本当に大事なものは、住民の皆さんの意見をよく理解し、住民のサイドから見てみたらどのように見えるかなど、立ち位置を住民サイドに置きかえて考えることが必要であると思っております。そのためには、住民の皆さんが何を求めているのか知る必要があります、職員が常日ごろから積極的に地域にかかわることが重要であるということも考えております。職員には、この点を十分に理解するよう指導し、今後町政を進めてまいりたいと思います。

それから、基本的には今の職員の考え方というものは、やはり公務員の基本的な発想であると思えますし、これは重要であると思えます。そういった中で、やはり私が今まで住民の立場から行政を見てまいりました。住民はその辺からはちょっと違うよという提案だけでも、職員が意識が変わればと思っております。そして、今までの公務員の知識、それと住民からの少し意見を蓄えていただければ、非常に幅広い職員が育つと思えますので、そういった中では反対に住民サービスがしっかりできていくのではないかと考えておりますので、私は住民目線が大事だと。だから、少し職員に住民目線も取り入れていただきたいというような思いで今後広めていきたいと、私は思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

今、職員が積極的に地域に交わるということで、住民の意向を吸い上げるというふうなことをおっしゃいましたが、実は職員は今ぎりぎり、そういうことができない状況にあるのではないかと考えています。だから、私はシステムとしてきちんとそれを確保する、それが大事ではないかというふうに考えて、今日そのことをちょっと述べてみたいと思います。

町の考えや施策を町民へ説明、伝える。これが広報ですね。また、それに対して町民からの意見をどのようにして吸い上げるのか。行政サービスの満足度は、町民の税金を使って公共の福祉の向上のために町政が行われているんですから、この広報と広聴をどのような方針で実行なさるか、それがとても大切です。今年の7月に

アンケート調査をされています。総合計画あるいは地域再生の、ちょっと待って、いろんな意味で住民アンケート調査をしておられまして、その結果を今12月議会で手元に配られました。その中に、町のニーズに応えた行政運営が行われていると思いますかという問いに、そう思うは3.3%、ややそう思うが15.9%、合わせて19%ぐらいですね。それから、粕屋町では税金が有効に使われていると思いますかという問いに、そう思うが2.3%、ややそう思うが11.3%、1割5分、15%です。町民の皆さんが今現在、これは全員のあれではないではないんですけど、そのような形で町へのいろんな町政を見ておられる。それを新しい町長になって、もっと違う形でやってもらえないかという、今粕屋町全体で因辰美町長に注目が集まっています。

話はちょっと変わりますが、広報広聴の事業は、施策体系からいくとこの総合計画の第4次総合計画第5章、みんなでつくり進める町づくり、その中の2の行財政運営の効率化の1の簡素で合理的な行政運営の強化、その中に情報公開の促進に実行の鍵として町民にわかりやすい情報の提供とあり、具体的に例としてはかすや広報があるということでしょうか。さらに、町民視点での行政サービスの提供の中に、ニーズを的確に把握し、町民の視点に立ったサービスを提供することにより町民満足度を図りますとありますが、この2つを中心にした事業の平成26年度の広報広聴事業の決算は852万5,000円でした。事業の内容とその決算について、総合計画の内容とあわせて執行部ではそれをどのように評価しておられるか。その辺を町長にお尋ねしたいと思うんですけども、もしそれでなければ前年度、今決算を中心に行われた総務部長あるいは経営政策課のほうからその辺をお聞きしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

先ほどお答えいたしましたとおり、やはり職員が少し意識を変えれば、もっと広く考え方が変わるかと思えます。私は、そういった意識改革を行っていきたく思っております。

それから、住民の意向調査というものにつきましては、まだ私は精通しておりませんので、所管のほうから答弁させます。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

広報広聴に関する26年度の予算に対する評価をどのようにするかということでご

ございます。それにつきましては、経営政策課長のほうからお答えさせていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

山本経営政策課長。

◎経営政策課長（山本 浩君）

今、26年度の評価というお話でしたけど、現在お配りしてる、今回議会の議案としても出します総合計画、こちら第5次のほうがもう既に計画として上げてきております。先ほど本田議員さんのほうから言われました基本目標の健全で持続可能で行政経営を目指す町というような項目の中の町の魅力を高める情報発信の推進と、この中で広報広聴活動というのが入ってきております。

◎12番（本田芳枝君）

ちょっと待って。

◎議長（進藤啓一君）

答弁中ですが、何か。

◎12番（本田芳枝君）

それは、第5次総合計画の内容でしょう。私がお尋ねしているのは、第4次総合計画でどうであったのかということを知っているんです。それを基本に次の新しい予算を繰り上げられると思いますから、一番大事なのは今までの評価です。簡単に広報広聴をこういうふうにする、こういうふうにしました、予算がこれで終わりましたという現状で今終わっています。新しいシステムをつくるには、まずその予算の使い方での総合計画の中でいかにしてシステムをつくるかということが問題なので、行政評価をどのようにしたかを部長にお尋ねしたい。いいですか。

◎議長（進藤啓一君）

質問の内容は、800万円ぐらいの広報の関係の予算があるけれども、それについての関係はどうかということだったと思いますが。

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

それは、今回の議案の中に現状と課題ということで、これまでの広報施策に対する評価としましての現状と課題ということで報告させていただいておりますが、行政情報が公開され、透明性が確保された上で町政や地域に関する情報の共有化を進めてまいっておるところでございますけど、町政の理解及び参画を促進することが今後必要となっておるといようなことでありますとか、近年ボランティアなどの各種団体がさまざまな地域の課題を自発的に取り組みによって解決していこうとしております。今後、さらに多様な主体が町づくりにかかわることができるように、

町民、地域と行政の情報の共有化を図る必要があるということ。

◎ 1 2 番（本田芳枝君）

いいですか。ごめん、中断して。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎ 1 2 番（本田芳枝君）

私がお尋ねしているのは、行政評価です。もう出てるでしょう、平成26年度の。広報広聴事業で825万円使った、その内容の行政評価の内容をお尋ねしているんですよ。今後の話とか、進めますとかじゃないんです。どうであったか。で、それはどういうふうなところでどうであったかという報告を聞きたいのです、部長。いいですか。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

広報広聴に関しましては、広報かすやあるいはインターネット等に関する経費として支出したものでございます。今手元に具体的な何に幾らということがございませんけれども、そういった形で町民の皆様にもいろいろな手段を使って町の行政内容を報告するために支出したものでございまして、適正に支出されたものとして評価いたしております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎ 1 2 番（本田芳枝君）

適正に支出されていると評価しているとおっしゃいましたが、それは非常に抽象的な言葉なんですね。何が適正なのか、その何がの基本が総合計画の細かな内容で、そのいろんな項目に対してこれはああった、これはこうだった、だからこうなんです、だからこの予算で、この予算で1,200万円ぐらいの予算が減っているんですよね。それは、私が聞いた段階では、かすや広報でプロポーザル方式で印刷屋さんを新しくかえたということで350万円ほど減っています。それも含めて。その中に私がもう一つ言いたいのは、決算でホームページでこういうふうにしてます、その意見はこういうふうなのが幾つかありましたというだけで、例えば広報広聴の中に一番下のほうに、行政委員会に相談会の支出を6万円してあります。月に1度、ここで相談があつてははずです。そういったものも含めて、町民の意向を聞きながら、広報もあるいは広聴もやるという、その事業に対して総務部長はどう判断して、次につなげようとされているんですか。それを聞きたい。私は、部長として

それぐらい考えておられると思いますので。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

26年度の事務事業評価につきましては、議員の皆様にも行政評価の結果ということで報告させていただいておるとおりでございますが、先ほどもおっしゃいましたプロポーザルでやったことによって経費を削減したとか、そういった経費の削減についての努力はしておるところでございます。ただし、この予算が減ったということについて、また予算を復活させて、なお充実させていくべきだという考え方もありましようから、その辺を十分に考えて今後対応をしていきたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

行政評価の報告は受けていません。また、ある職員は、ホームページに載せてますよ、見てくださいと簡単に言われることもあります。まだ出てないかもしれないし、その辺はわからないんですけど。でも、あなた方は職員だから、当然もう終わってると思います、作業が。既に予算編成をしてるから、それに踏まえてどうするかを考えて、そして新しい新町長になったときに、その意向もあわせあるいは新しい第5次総合計画の内容もあわせて今しないといけない状況にあるので、その中で一番大切なことは、今までどうであったか、何がいけなかったのか、何がよかったのか、この予算で大丈夫なのか。その検討を部内で十分されているはずですよ。だから、私は今こういう質問をしています。

次に行きます。

それで、これ要望として後で忘れたらいけませんので、広報広聴の中に毎年住民アンケート調査を入れていただきたい。今は、総合計画があるから、何があるからということではいろんなところでアンケート調査をしておられますが、そういったものを含めて一括してこの広報広聴の事業の中で簡単にお金がかからない方法で、しかもその内容がいいという、継続性のあるアンケートをぜひ今後やっていただきたい。これはもう、前から私がお願いしているところなんですけど、それをちょっと忘れますので、要望として上げときます。

次に、2と3に行きます。これは関連しているので、一括していきます。

2は、町民のニーズを的確に把握できるきめ細やかな町政の執行に今の職員体制で対応できるでしょうか。それから3は、歳出に占める人件費の割合を増やす考え

はないですかということについて申します。

粕屋町役場の職員数は、現在217名、昨年は215名、平成25年度の職員の人件費は10億2,888万円。これを町民1人当たりの負担にすると2万3,061円です。近隣で最も少ないのは志免町の2万1,542円、ちなみに篠栗町は2万8,701円、新宮町、宇美町は2万6,000円台です。最も少ない、低いのが志免町で、その2番目です、この近隣で。ところが、全国的に見ますと、この福岡の糟屋郡は人件費が非常に低く抑えられているところなんです。だから、これは全国的にトップなんです、人件費を抑えているという意味では。糟屋郡は、福岡県あるいは日本中で最も人件費を抑えている地域、人口1,000人当たりの職員数が類似団体平均よりかなり少ないと言われています。日本全国の類似団体の平均は3万6,830円、粕屋町の内容と1万3,000円の差があります。粕屋町は、138ある類似団体のうちの9位です。かすや広報の12月号に職員の給与の公表がありました、その中に昨年3カ月以上休職した分限処分の職員が6名という報告がありました。長い闘病の結果でしょうね。短期間の病欠もあるでしょうから、かなりの人数が働かれていない状況が想像できます。これでは、有給休暇も育児休暇、介護休暇も取得できません。研修でさえ遠慮して受けなければならないでしょう。この実態を何とかしてほしいと考えています。

そういう実態を踏まえて、町長は職員に地域にまざって、地域の人の意向を取り入れるよう努力しなさいと言えますか。それをお尋ねします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

最後の部分だけでいいんですか。全部ですか。

◎12番（本田芳枝君）

いえいえ、最後でいい。

◎町長（因 辰美君）

最後の部分だけですか。

◎12番（本田芳枝君）

はい。

◎町長（因 辰美君）

昨日、人権問題の関係で多くの方が協力していただきまして、無事終了することができました。その中で、多くの職員もやはりスタッフとして参加していただきました。非常にありがたいこととございます。それは、やはり現場を知ることが今後の町政運営に重要だといった形で自主的に参加していただいているものと考えております。

す。

それから、やはり今産業医にかかっている職員が結構います。そういった中で、私も昼間はちょっと仕事できませんので、朝晩ちょっと仕事をやってるわけですが、ちょうど朝、ちょうど6時ぐらいから、あのときは5時半ぐらいですね、5時半ぐらいに出勤して仕事がある程度めどがつきましたので、7時ごろ、ちょっと前ですね、帰りよったらもう職員が来てました。何でそんなに早いんですかっていうことになれば、やはりその部下は少し欠席をしておるということで、欠勤ですね、欠勤をしておるということで、非常に仕事内容が立て込んでおるのではないかなど。私が総務部長あたりに聞きましたら、そういった言葉を聞きました。そういった中で、やはり今は少数精鋭でやっておりますけども、非常に職員に苦労はかけているということは、やはり町のほうに入って初めてしっかりとそういった部分については見えてまいりました。やはり、これは今後、事業の中でも専門性というものがあると思います。そういった中で、やはり違う分野の中で仕事をすれば、なかなか仕事が思うようにいかないというところもありますので、そういった今後、やはりちょっと後の答弁にもなるかと思いますが、適正な場所で人事をしていきたいと考えておりますので、そういった中でも、それ以上に職員が足りないのあれば、今後また検討はさせていただきたいと思っております。これにつきましては、やはり議会の承認も得なくてはならないと思っておりますので、ぜひそのときにはご協力よろしくお願ひいたします。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

それでは、部長にお尋ねしますが、この現状をどう考えておられるのか。それをどう予算編成の中に今後生かそうと、それはもう今後の課題ですけど、今までのこの状況をですね。当然、総務課の報告もあるし、職員の全体のそういう働き方、人数の内容なんかも十分把握してあると思っておりますから、総務部長の意見、報告あるいは考えをお尋ねします。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

確かに、議員さんおっしゃるように業務が複雑化、また多くなっております。それから、人口も粕屋町増加しております。それから、病気休職者あるいは育児休業者等、多数出ている状況の中で、各課から職員増の要求が上がっているのが事実でございます。先ほどおっしゃいましたように、分限6名ということで、こういった、

これは休職関係を分限で命令するものでございますが、そういったことが発生しておるのは事実でございます。

健康対策とか、いろいろ総務課のほうでもとっております。外部の相談窓口への相談制度でありますとか、先輩職員と新人職員の交流制度とか、いろいろとって、そういった病休等については対応しておるところでございますけれども、職員の定数につきましても平成23年度から5年間、定員計画というのがございまして、それは平成23年に立てられたもので、それにつきましては5年間で一般職につきまして140名から142名に、5年間で2名増員するという見込みでございました。しかしながら、現実的には先ほど申しました人口増あるいは業務の多量化ということで、実際には平成24年に2名、25年に4名、26年に3名、27年に4名と退職者以上に合計13名、増員は図っておるところでございます。今後もそういうふうに休職あるいは人口増が大きな要因もありますけれども、そういったことで今後も今年度末までに5年計画、定員計画を立てる予定でございますので、その中にその辺を考慮した上で検討していきたいと思っております。しかし、育休あるいは病休等の予測はなかなか立てがたいところがございますが、前回の5年の様子を見ながら今後も増員は一定量、一度期に多数となりますと同年に大量退職というようなことが将来的に起こる可能性がありますので、平均的な数字で増員を図っていきたいと私のほうで考えております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

職員の何ていう計画ですか、採用計画ですか。それには、平成23年度から28年で立てて、一般行政職を140人に増やすというのがあったんですね。今何人かお分かりでしょう。何人ですか。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

現時点では、今先ほど申し上げた一般職でございますので、一般職につきましては153名が4月1日の人数でございます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

一般行政職ですか、それとも一般職ですか。

◎総務部長（安河内強士君）

一般行政職で、内容につきましては図書司書あるいは文化財指導主事等も含めた数字でございます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

私が見ているのは市町村要覧なんですけれども、一般行政職は、職員数は今119名なんです。その他のところで名数が多いんですけど、その辺が今ちょっと曖昧ですよ。ただ、119名は余りにも今の現状では、余りにといたら変ですけど、増やせば人件費が高くなりますからね。けど、少ないのは事実です。人口1,000人当たり類似団体では6.7人が、今現在粕屋町は4.3人です。だから、何もこれをぐっと増やすのではなくて、もう少し、ほんで新たに28年度から職員採用計画を立てられるということですが、今現在私が職員の構成を聞いてみましたら、40代は十分に職員の方いらっしゃいますけど、50代、それから40代後半は少ないですよ。一番仕事のできるそういう方たちが、それで次に託す、そういう人たちが今少ない状況なので、いろんなことをもう少し考えながら検討してもらいたい。ちょうど今いい時期かなと思います。

それで一つの工夫も、与えられた環境の中でいかにするかという工夫がもう少し考えられたらいいと思うんですけど、志免町が一番少ないんですよ、職員数が。ところが、これは前から私聞いてたんですけど、嘱託が多いんです。職員の例えば職員数が220名プラス200名以上の嘱託、それから臨時職員で合計450名ぐらいでこういう自治体は回っていますが、粕屋町はそのうち嘱託の人数は78名です。それから、半年雇用の臨時職員は188名、こういう形で雇用を今粕屋町がしています。少ない職員、少ない専門職の一般職、そして臨時雇用が188名。この状況の中で、町づくりを皆さん一緒にやりましょうとか、いろんな提案とか、例えば計画も今当然、今日までにできていないといけない、例えば総合管理計画はまだできていない状況です。本当にいろんな面でこれは不都合があらわれています。そういった中で、ところが物件費は粕屋町は多いんです、いわゆる外部委託であり、いろんなことで。だから、この職員をどう採用するかというのは、非常にいびつな形で粕屋町は今進んでいると、私はこの数字を見て思っています。これで町民の意向を的確に把握して、きめ細やかな行政サービスが本当に提供できるでしょうか。その辺を町長、どう考えられますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

先ほど少し触れましたけども、やはり職員配置、適材適所というものが重要ではないかなと思っております。今、全く配置が素人の方が配置されているところも見受けられるところもあります。ですから、そういった事業の間違いとかも若干出てきておりますので、やはり専門分野に行きますとそういった危険性が少なくなると思います。そういった中でもう一回、私は就任当初、幹部会におきまして、職員がどのような能力、知識を持ってるのかっていうものを調べていただきたいと、そして今の職員の中でどれだけの一番力を出せるのかということ进行分析しながら、次の人事に生かしていきたいということで、ですから能力をいかに一人一人の分野が力を発揮できるかという、そういったことを考えておりますので、1回にすぐに人事異動というのは難しゅうございますので、今後そういった調査をさせていただきまして、職員が知識も必ず必要になりますので、そういったものがしっかりと発揮できるような人事体制をとって、しっかりとした住民サービスにつなげていきたいと考えております。ですから、もう少しのお時間をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

私は、今もう4回ぐらい、財政について勉強する勉強会に東京のほうまで行って、勉強しています。ところが、とても難しいので、簡単に言えないんですね。でも、いろんな資料をそこで見せていただくことができるし、また町の経営政策課のほうからお願いして、町の財政の資料なんかも取り寄せて勉強しています。まだよくわかっていません。ただ、そうしますと日本の中での粕屋町がどういう状況にあるか。皆さん方は、糟屋郡の中の粕屋町、1市7町ですか、その中で自分のところが隣と比べてどうであるかとかという、そういうものの見方をなさる場合が話を聞いてると多いんですね。そうじゃなくて、日本全体でこの粕屋町がどういう状況にあるか、その辺を職員の皆さんがよく把握しながら、多分してあるとは思ってはいるんですけど、それがご自分のところでとどまっているんですね。それを職員全体に広げていращゃらないような気がいたしますので、その辺をお願いいたします。

では、次行きます。

次は、男女共同参画推進条例について行きます。

粕屋町には、男女共同参画に関する係は、協働のまちづくり課に兼務という形がありますが、男女共同参画計画や条例をつくるなら、必ず苦情受付窓口と事業推進のための人員配置をお願いしたいと思っていました。ところが、9月定例議会で提

案された男女共同参画推進条例案には、苦情の申し出に対して相談窓口を設置しなければならないという字句が見当たりませんでした。つまり、人の配置はしなくてもよいということです。これで意識改革から始めなければならない男女共同参画推進の事業が展開できるでしょうか。

県内60の自治体で男女共同参画推進条例を制定しているのは44自治体、そのほとんどの自治体条例にある相談窓口を設置しなければならないという文言は粕屋町にはなく、粕屋町の条例案は関係機関と連携して適切な措置を講ずるよう努めるものとするという字句で終わっているのです。人の配置ができそうにないからというのが大きな要因でした。それで問い合わせ窓口、係がないと、せっかくの計画、条例も意識啓発の推進とはならないのではないかと。9月議会で上程された推進条例案は、現在審議が継続中です。男女共同参画という言葉あるいは自治体の責務について、昨日行われた人権を尊重する町民の集いの中で、福岡県男女共同参画センター元館長の中嶋玲子さんの講演をお聞きになった町長にお尋ねします。

男女共同参画推進と自治体の責務を今どのように考えておられますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

それこそ先ほど言いましたとおり、粕屋町人権を尊重する町民の集い、皆さん参加していただきまして本当にありがとうございます。

日ごろから本田議員おっしゃっていますとおり、そのとおりだなという認識をいたしております。今後は、今からこのパンフレット、昨日配っていただきました。こういった中で、基本目標として3点掲げられております。1点目が男女共同参画社会実現のための意識づくり、それから2点目が、男女がともに能力を発揮し、支え合う社会づくり、第3が男女の人権が尊重され、ともに健康で安心して暮らせる環境づくりということで掲げておりますけども、昨日本当に杷木町の中島町長、前町長がおっしゃられました。本当に男として身につまされる思いで聞いておりました。日ごろからこういったことにつきましては、十分注意しながらこの男女共同参画については進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

粕屋町の場合、人の配置、つまり係がつくれそうにない。けれども、計画は策定し、予算配分は今年度からあります。ということは、予算をかけてある程度事業は

行うが、この計画を策定するのに300万円ぐらいの策定費用、それから今年度これをつくるための78万円の予算、それを使ってあります。ある程度事業を行うが、それに対して町民から町へのアプローチを受ける場がない。つまり、広聴の聞くという流れがないということになりませんか。もちろん苦情の受け付けもできないわけで、各課が個別に受けた相談も集約して今後に生かし施策につなげるという係もないということになります。それでは、計画も条例もない今と何ら変わらない。これは、しかも税金の無駄遣いです。今年3月に策定された男女共同参画計画の目標3には、暴力を受けた経験のある人のうち、相談をしなかった人の割合を現状値の68%から50%にするというものですが、計画策定に当たっているいろんなことが考えられていますが、その係、人員がないということに対して、この事業が中途半端に終わりそうな可能性があるんですね。そのことをどういうふうと考えられますでしょうか。どなたでも結構ですから、おっしゃってください。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

今、費用対効果の件について質問されたと思います。この件につきましては、しっかりと費用対効果が出るような形で進めてまいりたいと思います。この男女共同参画につきましては、意識の問題であると思います。しっかりと今後は町民に啓蒙してまいりたいと考えております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

意識の問題だから、目に見えない敵と戦うようなものなんです。具体的なものがあれば、例えば道路をつくるとか、どの程度つくってどうなったかというのは目に見えますが、この意識だけはわからないんです。だから、なおさらきちんとした計画、条例、そして施策体系、その進行管理をする人あるいは職員体制が必要なんです。せつかく、他町にも遅れてはいるけれども、今現在これをつくる。女性の力を活用するということは、この粕屋町にとってさらなる躍進、町づくりにも物すごくいい影響を与えると思います。今、粕屋町が将来的に人口が日本一増えている状況になるという話をよくされますが、それは若い女性が多いということなんです。その若い女性がどのように考えて今後物事をやっていくか、そういうことをサポートできる体制のある町づくり、その基本にはこの男女共同参画、いわゆるその人権条例が私はとても大事だと思います。だから、これは本当に今後の重要課題だと思いますので、その辺のことを、これは人事のことになりますので、今すぐどうこうと

かというふうなことは申し上げられませんが、せめて条例案に字句を入れる、相談窓口を。

それから、実はこの男女共同参画には、いろんな相談、物事を表に出さないで相談できないで悩んでおられる町民がいます。実際それを決算のときの話から私は推測しますと、例えば介護支援、介護福祉で高齢者虐待の数が上がっています、83件あったと思いますけど、それが本当にどういう形で、その根底に私は多分DVとか、いろんな形があると思います。子どもからの虐待ということもある可能性がありますますが、子どもへの虐待は夫婦が虐待を、どちらかが配偶者で虐待を繰り返していると、それを見て子どもがまた自分も同じようにする、そういう連鎖から始まるのがとても多いらしいんですね。それから、子ども未来課の要保護児童支援、その相談でもそのことはその奥にそういう内容がある、あるいは総合窓口の戸籍係の方たちに対しても離婚とか、いろんな問題で来られると思いますが、その背後にあるものが案外こういうものが隠れていると。だから、それをどこかで集めて、じゃあ粕屋町として町民をどのようにサポートしていったらいいかという考える場所、それが私は必要で、それが昨年計画を立てて、今年度条例をつくるという流れになっていると思いますので、中途半端に終わらせないためにも、ぜひ窓口とか係とかをきちんと職員体制として、今後要望していきたいというふうに思います。

それで、今現在人が足りないという話がありました。これは、今話をしているのは協働のまちづくり課の男女共同参画に対して人が足りそうにないから、人員配置ができそうにないからと消極的な条例案を出しておられるような気がします。もっと別の原因があるかもしれませんがね。私は、そういうふうに捉えています。それが多くの課であるんです。それに皆さん、ご自分のところで悩んでいらっしゃるのではないかと思います。

この第4次粕屋町総合計画後期基本計画の中には、施策に当たって現状と課題、実現化の方策、実行の鍵、行政の役割には、相談体制の強化をします、また町民参加のポイントには積極的に相談しましょうと。町側の役割と町民側の役割がこれには述べてあります。ところが、現実に人員が少ないとかあるいは研修を受ける機会が少ない、そういったいろんな思いを含めて相談体制の強化はできていないし、町民から積極的に相談はあっていない状況です。それを今、新しい町長になって、それで新しい第5次総合計画、それで先ほど経営政策課の課長がおっしゃいました具体的な内容、もう一度言ってもらえますか。それで、広報をどういう形ですするというのをさっきおっしゃってましたね。それは、第5次総合計画の内容でしょうと私は申し上げましたよね。実は、今ずっと議会でも取り組んでいますが、第4次総合計画がさらなる進んだ形で第5次が今進められています。その内容は、とてもいい

と私は思っています。ただ、もう少し内部全体で第4次の行政評価を広く情報の共有をしてほしいなと思いますが、ちょっと先ほどの話を出してもらえませんか、広報広聴に関して。部長でしたかね。

◎議長（進藤啓一君）

山本経営政策課長。

◎経営政策課長（山本 浩君）

ただいまの第5次の総合計画でのというお話で、まず男女共同参画社会の実現に向けての相談窓口についてですが、第5次の総合計画の中でも推進施策の展開というような中の一つの項目として、男女共同参画社会の実現というのを取り上げております。その中では、配偶者等からの暴力等、さまざまな問題を解決するため相談窓口を設置し、相談支援体制の充実を図りますと、こういうふうな文言で入れさせておりますので、今後相談窓口につきましては設置をするという方向で進んでいくというのが町の考えであります。

それとあと、この第5次の総合計画の中の指標の中で、先ほど本田議員さんのほうが言われました町民の意識調査あたりについては、今後もとり続けていきたいと思っておりますし、昨年、それから今年やりました内容と基本的には変えませんが、もう少し町民の意識がわかるような内容を含めたアンケート内容の検討をやって、今後も実施をしていきたいというふうに考えております。

そのアンケート調査の中でも、一人一人の人権が尊重されていると思う町民の割合というような実感指標を今後もとっていききたいというふうに考えておりますし、客観指標の中では、各種審議会等での女性の方の割合というようなことも取り上げて、進行管理のほうは進めていきたいというふうに考えております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

繰り返しますが、結局相談ができないあるいは相談をしようと思っても、これを相談していいかわからずに悩んでいる町民の方がいると思うんですけど、結局は諦めて、町役場への信頼感が薄れる。結局、税金はその方たち納めておられるんですよ。だけど、自分の個別の問題としてこれは自分で解決しなければならないと思込まれて、本当に迷路に入っておられる方が多いと思いますが、町はそれに対して、もう少しサポートがこういうところできますよというアピールをする必要があると思います。諦められると信頼感は薄れるし、そこで町民満足度が低くなるという流れになっていると思いますから、今後この点を十分考えて、できないことはもう最初からできないんですけど、相談を聞くあるいは解決できる糸口をと

もに見つげるとか、ほかの部署に案内してそれをヒントになるようにするとかということではできないわけですから、お金要らないわけですから、その辺のところでもうちょっとやってくださるよう、これは私の要望です。それがシステムです。ただ職員にこうしてください、ああしてくださいじゃだめで、システムとしてそれをきちんとやる、それがとても大事だろうというふうに思います。

じゃあ、最後に福祉バスの件に行きます。

町を活性化するには、町民同士の交流を育むシステムの構築が必要です。福祉バスという制約の多いバス運行を見直し、多くの町民が、子どもから大人まで土日も利用できる町民の足に重点を置いた運行を待ち望んでいると思います。町長の公約にもある福岡県で一番住民サービスのよい町づくりに福祉バス運行からの転換は必要不可欠ではないか。運行形態、料金設定も、民間のノウハウを活用してみてもということで町長の考えを問うというふうにしています。

今現在、福祉協議会が委託を受けて、精いっぱいやってくれています。私は、そばから見て、もう限界だろうなと思いますし、それは町民は満足、まだ本当に要望が高い。前の町長もご自分の公約に、最後のほうに福祉バスのことを入れておられます。私も10年前の選挙で、いかに住民のこの福祉バスのさらなる運行形態の内容を変えてほしい、土日も運行してほしいという強い願いを感じていましたので10年近く、波はありますけど、言ってきました。今私が、こういうふうな福祉バスからの転換で、つまり現状ではなくて、もっと違った形で運営を、運行形態をやしてほしいと思っているんですが、具体的にどうこうは私の立場からでは言えません。それで、町長、今それをどういうふうな現状把握して考えておられるか、お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

以前から本田議員が福祉バスの件について、常に質問されてることは重々認識しておるわけでございます。そういった中で、やはりいろいろとアンケートを見ますと、住民一人一人の見方が違うところがあるかと思えます。やはり、いつも空で走ってるじゃないとか、そういったものまでしなくていいんじゃないかという意見もございます。もっと土日も動かしていただきたいという意見もあります。以前は、本田議員はルクルまでこのバスは延びないとか、そういった意見も言われておりました。そういったことも、やはり財政問題、財政の関係もありますので、そういった考えにつきましては、私は今後また議論させていただきたいと思えます。

一つの私の発想といたしましては、粕屋町には風呂がないですね。ですから、私

は3町でどこかなのみの里か農協あたりに拠点をつくって、やはり全部そこに3町が乗り入れてきて、それで乗りかえられて篠栗のほうにも行かれるというような、逆に篠栗とか久山の方が乗りかえられて、青洲会病院に行けるとか、何も経費がかからないでそういった利便性を図るということは、若干今後検討しなくてはならないのではないかなと思っております。ですから、今後福祉センターが専属でやるのは限界だということも今お聞きしておりますので、これはもう少し、私はなっただばかりですから、検討させていただきたいとます。

内容につきましては、所管のほうから報告させます。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

町長のほうから内容はということでございますが、もう既に本田議員は10年来、この問題についてはご提案もしていただいておりますので、省かせていただきたいと思えます。

運行協議会等々でも、本田議員と同じようにもう少し町民の利便性を高めるような方法はないのかと、町がその方針を明確にすべきであるというふうにもうたってあります。それから、区長会のほうからも、もうちょっと拡大できないのか、議員の皆様から今は一方通行ですから双方向にできないのかと、いろんなご意見をいただいておりますが、言われるようにこの現制度での4コース、2台4コースではもう限界に来たかなというふうに思っております。町長が言いますように、総合的に町域が狭い粕屋町にとってどういうふうな交通を、弱者の方たちの足を確保する方策があるのか、十二分に検討する必要はあるだろうというふうに考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

今の答弁は失礼です。私は、一般質問で今の状況を聞いているので、町長もおっしゃいましたけど、私が前からしてるから当然こう、ああだ、それは知ってます。そうじゃないんですよ。今の話です。私は、久しぶりにバスをしています。

部長も、今現在バスの運行状況がどういうことになっているのか、どう把握しているのか、それを答えなければ、これは12月定例議会の中の話ですよ、私とあなたの話ではない。だから、部長として、今介護福祉課が担当してますよね。それを福祉協議会が受けているという流れです。それをどのように考えておられるのか、それを私はお尋ねしているので、短くて結構です、時間がないからですね。お願いしま

す。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

大変申しわけありません。

それでは、福祉バスの運行の、まず現状のほうから申し上げます。本町の福祉バスは、交通弱者の交通施設へのアクセスと地域社会参加の促進を図ることを目的に平成5年にマイクロバス1台による運行を開始させていただいたところでございます。平成24年7月以降、コースを3コース4巡回から4コース4巡回、それから停留所につきましては52カ所から62カ所、また運転手につきましては3名から4名へ増員し、バス2台につきましてもバス2台で4コース、各コースを1日4回巡回させていただいております。こういうふうな状況で24年4月以降、改善しましたことによりまして、福祉バスの年間利用者数は平成24年度1万6,001名だったものが平成26年度には3万18人と倍増近くまで来ておると、多くの皆様に喜んでいただいているというふうな状況であります。

それから、その後の形態につきましては、先ほど申し述べさせてもらったとおり、協議会等々とか、それから区長さん、それから議員の皆様等々からいろんなご要望なりご意見をいただいておりますというところでありまして、私も認識はいたしております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

この利用者の数が24年度は1万6,000だったのが26年度は3万に増えています。それは運行形態を変えたからで、町民の利便性をそこで考えた形で結果としてなっていると思います。これは、少し変えただけです。私の推測では、これはここでどういうふうに話せるかわからないんですけど、潜在的な増える利用者は多いと思います。私は前から言ってますけど、福祉バスとするから限界があるので、一般の企業に頼む、料金も設定する。それで、高齢者と子どもはいろいろ考えて、その料金の中に入れると。もらう、もらわないはその時点で考えると。だから、福祉を兼ねた一般の企業に対する、そういうのをやる運行形態に変えたほうがもういいのではないかというふうに思っているんですよ。10年間見まして、本当に机の上でああでもない、こうでもないって変えておられるのを見ています。それは、もう限界です。

と同時に、例えばバスは今リースで総務課があっせんしています。それを介護福祉課が毎月18万円リース代を払って、1台9万円だそうです。そして、人件費も社会福祉協議会に委託をして、3人で700万円幾らかだったと思います。ちょっと正確な数字わかりません。それを総合的に町民の利便性と町全体の今後の話、高齢化社会をどうするかというところからこのバスをどういうふうにしようかという、そういう方向性が見えない状況にあります。あくまでも福祉協議会にお願いしていると。で、福祉協議会はもう精いっぱいやってると。運転手さんも、今これギリギリの状態でされているというのを聞いています。それを本当に改善していくだけの、もうこれでいいというふうになればそれはいいんですけど、実は運行協議会は年に何回開いておられますでしょう、その結果はどうですかって聞かないとその報告はないし、実際今からちょっと申し上げるんですが、今度こども館ができます。そのときにも、子どもの足、校区外の子どもたちはどうやってここに来たらいいのかということで、バス運行協議会があるから、そこで検討するという話になりましたよね。その結果はどうだったですか、部長。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

今本田議員が言われましたことにつきましては、こども館ができる、そしてこども館については仲原小学校の子どもさんと中央小学校の子どもさんは校区とみなして、自分で歩いてきていいよということになっております。大川と西につきましては校区外ということで、今のところまだ自分で勝手に来ていいよというふうにはなっておりません。それは、PTAなり、学校のほうの方針としてなっております。運行協議会の中でこの分もするんですが、いずれにしましても校区外への子どもたちの出ること、それについては学校なりPTAのご理解をいただきながら進めていくしかないのかなというふうに思っております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

じゃあ、PTAがお願いしますと言えば、今の状況でできるんですか。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

質問の内容がちょっとわかりませんが、PTAの方にまずご理解をいただいて、土曜日、日曜日は動いておりませんが、学校が休みのときとか、こども館は月曜日

ではなくて火曜日に開館させていただいたらいいですねというご意見が多いものですから、そこら辺でやっていきたいと。そしたら、こども館があいている火曜日には、大川も西の子どもたちも来れたらいいのかなというふうには思っております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

私が聞いているのは、運行協議会の内容で子どもも利用できるようなあるいはこども館が土日あく、あるいは図書館もそうですし、ドームもそうです。そういうところへの利用者はとても多いんです、潜在的にですね。その方たちも利用できるような運行形態ができるのかということを経営協議会で話をされたのですかと。多分、8月の時点で確認していると9月か10月に運行協議会を開くとおっしゃっておられましたから、その内容を知りたいだけです。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

時間がありませんが、運行協議会におきましては、もう答えが出ております。現行の運行体制では限界があると。町に新しい方策での方向性をきちっと決めていただくと、それしかないというふうに答えは出ております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

それでは、町にそれを伝えられて、町の返答は。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

町域が狭い粕屋町でございますが、町長も言っておりますので、そこら辺については今後検討をしていきたいというふうに思っております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

多分、前の町長はその話も聞かれて、ご自分の公約に入れられたんじゃないかと思えます。これはもうこども館のこともありますし、高齢化のいろんな問題で運転のこともあります。だから、ぜひそういう意味で保障する、住民の足を保障するという意味で再検討をぜひお願いしたいと思えます。

以上で私の質問は終わります。

(12番 本田芳枝君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ここで暫時休憩といたします。

(休憩 午前11時31分)

(再開 午前11時40分)

◎議長（進藤啓一君）

それでは、再開いたします。

9番田川正治議員。

(9番田川正治君 登壇)

◎9番（田川正治君）

議席番号9番、日本共産党、田川正治です。通告書に基づきまして、町長並びに関係部課長に質問をいたします。

まず最初に、安保法制（戦争法）への町長の見解について質問いたします。

9月19日、安倍政権、自民公明政権が憲法も民意も踏みつけにして強行採決した戦争法、これは自衛隊を初め、特に若者を戦場に駆り立てる、殺される事態を国民に押しつけ、日本を戦争する国とするものです。これは、戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認が明記されています日本国憲法9条に真っ向から違反することは明らかと考えます。

さらに、日本国憲法第99条では、憲法尊重擁護の義務をうたっております。その内容は、天皇または摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官、その他の公務員は、この憲法を尊重し、擁護する義務を負うとしております。このことは、国会議員はもちろん、私たち地方議員、裁判官や公務員がこの憲法遵守の原則を守り、国民の命や暮らしを守ることを義務としている。この憲法は、私たちが守るべきものであると考えます。

このような状況のもとで、戦争法が強行されました。粕屋町町議会では、憲法遵守を基本にして核兵器廃絶平和都市宣言、昭和60年3月に決議をしております。その内容は、核廃絶と戦争反対を貫いた6項目の宣言から成っております。その一つに、我が粕屋町内では、いかなる軍事行動、軍事演習も許さない、このように力強く宣言をしております。また、毎年夏に開催している粕屋町の平和週間、28回目を迎えます。核兵器の恐ろしさや戦争の悲惨さを語り継ぎ、二度とこの過ちを犯さない、そしてサンレイクやJR駅などに看板を立て、パネル展を実施してきました。このような粕屋町の平和を守る先人の取り組み、町長は真摯に受けとめて戦争のない平和な日本を子や孫に引き継ぐためにその役割を果たすことが求められると思い

ます。

先日、戦没者追悼式典に私も参加しました。町長は、この挨拶で核兵器廃絶と平和都市宣言の町としてのことを延べ、平和のとうとさを次の時代に語り継ぎながら戦争のない平和な日本であり続けることを願うと述べられました。このことは、役場のホームページ、フェイスブックにも書き込まれております。粕屋町町議会も今年6月議会で、国民的合意のないまま安全保障法制の見直しを行うことを求める意見書を本会議では議員全員一致で可決して、政府に対して強行採決を許さないとの意見書も提出いたしました。

そこで、質問です。町長として、憲法遵守と町民の命と暮らしを守るべき自治体の長として、憲法9条に反する安保法制（戦争法）についてどのような見解を持っておられるのか、答弁を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

田川議員の質問にお答えします。

田川議員もフェイスブックを見ていただいているようで、新米町長奮戦記ということで掲載させていただいておりますけども、その中でこういった答弁、慰霊祭の中での文章が出ております。そういった中で、私もこういったことは発言いたしております。しかしながら、この問題につきましては国家レベルでございますので、いささか、なかなか回答は難しいかと思えます。安全保障関連法が憲法違反かどうかは法解釈の問題であり、法律家の中でも見解が分かれているものと思えますが、粕屋町におきましては昭和60年に非核恒久平和都市宣言をしております。また、61年に制定した町民憲章におきましても、語らいと触れ合いの町をつくるため、永遠に崩れぬ平和を願い、互いの人権を尊びますという1項がございます。粕屋町といたしましては、これらの平和都市宣言や町民憲章を守り、恒久的な平和をを求めますのでございます。それ以上の回答はできませんので、よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

今町長が述べられましたように、粕屋町としての施策として、先ほども私も述べましたこの核兵器廃絶の都市宣言、このような立場を貫くということが憲法を守るという、今の9条を守るということの大切さだというふうに考えます。戦争のない平和な日本を孫、子に引き継ぐということで、これは国民誰もが望むところだと思います。そのことを町長にも求め、私もその立場で取り組んでいくことを表明いた

しまして、次の質問にいたします。

次に、町長の選挙公約が選挙中に配られました。きれいなビラにありまして、町民は非常に関心がある内容が幾つもあったと思います。そこで、この公約の施策内容が具体的にどういうふうにしてこの公約に述べられてるのか、また財源についてあります。7項目にわたって質問をいたします。

まず最初に、九大農場跡地に大企業や医療機関を誘致したいということでした。農場の面積は23ヘクタール、坪15万円で100億円、30万円で200億円になるかと思えます。このような広大な農場に大企業を誘致するということには、それなりの保障的なものを町として提示するというふうなことなどがあれば、大企業は喜んで来るかと思えます。町がそのために九大農場を買い取ると、格安か無償か、このような状況での誘致になっていくのではないかというふうに思えます。

私は、全国の企業誘致の問題について、資料を見て勉強してみました。電機大手のシャープが大阪の堺工場に進出したときに、堺市はシャープが来たら8割の減税をしても2割の税金があるので大丈夫だと、雇用も増えるということだったそうです。税金も増えるということだったそうです。しかし、地方財政の仕組み上、税金があればそれ相応の地方交付税が減額されるということがあるということでありまして、その結果国は、10割の税金が増えたとみなして地方交付税を75%減額したということがあったそうです。ですから、堺市は財政の収支上は2割の税金が増えるどころか、差し引き10年間で63億7,000万円マイナスになったと。これはいろいろな金額については、それぞれの条件において違いがあるかと思えますか、いずれにしてもそのような事態になったと。ですから、一般財政からの繰り入れなど含めてマイナスですね、一般財政がマイナスになったということが言われております。

このように、大企業の誘致は自治体財政にマイナス要因をつくり出すということが言われております。それにも増して、今は日本の企業は海外に進出して、日本より安い人件費コストを求めて、より莫大な利益も得ようということ躍起になっておるのが現状です。そういう点では、企業誘致はなかなか容易なことではないと思います。そういう点で、私は九大農場跡地利用計画、先ほど中野議員も農場での農産物とか、いろんなものをつくることによって生かしていくということも言われましたけど、私も住民も参加して住民の意向も反映する、そのような今後の粕屋町の未来像も示して、全国的にも貴重な遺跡や古墳も含めて保存をしながら、歴史と文化を守る粕屋町としての施策が必要だと考えますが、町長の答弁を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

田川議員の質問に答えます。

現在の状況ですが、九州大学の農場移転スケジュールでは平成30年10月予定となっております。九州大学と勉強会等の協議を行っているところでございます。しかしながら、遺跡の国指定、その範囲の決定が明確にならないと移転の見通しが立ちません。また、土地処分手続が進捗しない状況であるため、跡地利用の協議も同様に遺跡範囲の明確とならないと、なかなか進められない状況であります。遺跡範囲が明確になりますと、町のマスタープランに沿った跡地利用計画等を九州大学と協議を行う中で、誘致する公益施設や企業等の検討を行っていただければと考えております。財源につきましては、九州大学の持ち物でございますので、九州大学がやると思っております。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

今からの計画プランも含めてが必要だということになってくるとは思いますけど、私は大企業を呼び込めば、そのことでおこぼれが地域に落ちてきて栄えるというような考え方で今まで全国的に誘致したんですよ。そのやり方が地域の底力、本当に住民のためになる、そういうことにつながるのかということがあると思います。粕屋町にある地域の力、これを育てながら伸ばしていく。そして、雇用と消費を増やしていくという方向の振興策が必要だと考えます。現在、日本の経済のあり方として、内発循環型という地域振興策に転換することが必要だと言われてるというふうに言われております。地域に根差した中小企業、地場産業、農業を総合的に支援して、町としての安定した雇用と仕事をつくり出す、この方向を行うべきだということをお求めて、次の質問に移ります。

2番目において、10万都市を実現するための周辺自治体との合意形成や財源についてであります。平成の大合併から10年がたって、合併特例法による交付税率、交付税算定替えの特例など、期限が切れて期限を迎え、合併特例債も廃止されております。2010年3月末で終了した平成の大合併の特徴は何だったのか、そのことが問われております。それは、住民の日常の生活圏を超える広大な自治体の誕生だと。そういう点では、住民には不便で負担がかかる、福祉には回ってこなかったと、このようなことが言われております。明治の大合併は、義務教育の施行や役場機構の整備ということが行われました。昭和の大合併は、中等教育や民生事業、公共事業など、戦後の復興を目的として行われました。先ほど述べましたように、今回の平成の大合併、これは小泉構造改革のもとで財政再建以外、この三位一体改革で切り捨てた補助金などが生まれる中での構造改革、この一環として取り組まれた

ということになります。なぜ今、町長は合併して10万都市を目指すということを公約と掲げたのかについての方向性について答弁を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

それでは、お答えいたします。

まずは、なぜ10万人都市が必要なのかという発想ですね。これは、企業誘致を有利に進めるには、ネーミング、ブランド力が必要になるかと思います。また、予算規模が大きくなれば、職員のやりがいも拡大いたしますし、優秀な職員も育ちます。しっかりと自治能力を高めながら、進んでまいらなければならないと思っております。

それから、うちの議会でも8年前に合併を否決いたしました。そういった中で、やはりあのときの合併というものは、検証につきましては、非常に合併しなければ成長どうしようもないというところで合併されて、その結果が悪かったのではないかと私は思っております。ですから、糟屋郡におきましては、合併をしなくてもそのまんまいけるから合併しなかったんだろうなと思っておりますね。そういった中で、せっかくのこれだけの裕福な地域、空港があり、150万都市がそこにすぐ横にあり、インターチェンジがある。そういった中で、やっぱり自治能力を高めるということは、私は当然ではないかなと思っております。そういった中で、やはり大企業を誘致するというリスクもありますけども、リスクを冒さないような形での誘致も必要ではないかなと思っておりますので、その点今後、将来的な粕屋町を進めていく中で、十分ご理解をしていただきますようによろしくお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

財源の問題については特別述べられませんでしたけど、今回平成の合併で合併の一番初めに取り組んだ兵庫県の篠山市は、合併後に非常に合併特例債、いろんな問題を使ってやった後のことも含めて十分に財政的なことができず、赤字になってきているということなども私は知ることができました。そういう点では、この合併特例債がない状況のもと、町が合併に向けてやっていくなれば、市庁舎の建て替えには30億円、40億円かかるようなことにもなるでしょう。周辺の自治体で言えば、支所になったり、周りの自治体がですね。粕屋町以外のところの自治体が非常に周辺地域ということで寂れていくと、これは全国的にも言われてます。

このようなことなども含めてあるわけですが、もう一つは給食センターの問題で

の15年間67億円、そして毎年4億円というこの財政支出ということなどを含め、そして先日11月30日に町長や執行部から報告受けました給食センターの工事をする中で特定管理廃棄物が出て、この処理に8,000万円費用がかかるというふうなこともございます。そういう点では、今の時期に粕屋町がやるべき方向としてはどういうことを目指すべきかということがあると思います。

それは、消費税も上がり、社会保障関係の予算が少なくなり、そういう中で弱者救済という立場のための予算を振り向けていくということが大事だというふうに思います。老朽化した保育所の建て替えや公共施設の建て替え、また高過ぎる国保税の引き下げや医療費の高校生まで全国的に取り組まれております医療費の無料化とか、介護保険料の利用料の軽減、こういうものに予算を振り向けるべきだというふうに思うんです。合併でお金を使うというふうな今の状況ではないというふうに思うんですが、町長の答弁、財源問題について示してください。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

今るる田川議員、質問をされておりますけど、どの点で答えていいかわかりません。もう少し簡潔に質問していただいて、その点についてやっていただきたいということを、もう一回お願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

だから、一番最後に言いましたでしょう。財源について質問、これは質問をしています。先ほどそのことについて答弁されなかったから、で私がいろんな今の財源状況を見てこういうことですよと。だから、合併するに当たっての財源はどういうふうに考えてるのかということです。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

合併は、まだ何も時期も決まっておられませんし、どの範囲をやるかというのも何も決めておりません。そういった中で、やはりまずは議論をすることが大事だと私は思っております。そういった中で、若干の費用がかかるかと思っておりますけども、初めからもうそういった議論をし、そしてそういった合意ができれば、その情報を住民に流すということが大事だと思っております。そういった中で、やはり今後は、まだすぐ合併ありきではありません。ですから、こういった協議会でどのような方

向に進むのかということが、やはり大切ではないかな。そして、やはり後ろ向きな発言ばかりじゃなくて、この立地条件のいい粕屋町に夢を描かれるような議論をすべきではないかなと私は思っております。ですから、今後まず合併を、庁舎を建てるとか、そういった財政、そういった議論とかは全く考えておりませんので、その分につきましては協議会等で若干かかるかと思えますけれども、そういった財源はかかるかと思えます。しかしながら、全くその相手も決まっておりませんし、全く時期も決まっておりませんので、そういった財源をどうするのかという議論につきましては、まだ全く考えておりません。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

わかりました。そういう内容のものが10万都市ということだったということでの公約だったふうに受けとめておきたいと思えます。

次に、老朽化した町立の仲原保育所、中央保育所の建て替えについてです。

これは、町長も公約の中で老朽化した保育所の建て替えについて述べられております。そういう点では、私もこの町立保育所の建て替えということを施策の中には町長は含んだものというふうに思うわけですが、そのことについての答弁を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

私も議員時代、田川議員と同じ厚生常任委員会に所属しておりました。このような状況の中で、こども館が急に降って湧いたような施設でございます。こども館を建てるよりも、中央保育園、仲原保育所は先に建て替えるべきだといった形で私は発言したわけでございます。だから、必ずこども館も建て、それからすぐに中央、仲原を建て替えるということは、やはり財政的にはなかなか難しいものがあるかと思えますので、現在の状況をお伝えしたいと思います。

町立の保育園、仲原保育園と中央保育所の老朽化については、認識をいたしております。快適な保育環境を提供するために、不具合箇所等については適時補修し、適切な維持管理に努めているところでありますが、今後も人口の増加に伴い、保育需要は増加していくと思われますので、保育所の整備は喫緊の課題だと考えております。保育所の整備についての財源はどのこととございますが、財政面からすると、県の補助を活用した民営での整備が望ましいのではないかと考えております。健全で持続可能な行政経営を進めるためには財政基盤の強化が必要であり、現在策

定しております公共施設等総合管理計画や町の財政的な負担などを総合的に判断しながら、適切な老朽園の対策を保育需要の受け皿の整備に取り組んでまいりたいと考えておりますということです。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

町長の公約のチラシには、町立か民営かというのは述べてなかったんですね。私は、今まで町立で残して建て替えてということを町民、保護者の人たちの要求もありますので、提案してまいりました。そういう点では、今言われたので言えば、大川保育園と同じように民営化するということが基本にあるということだというふうに思いますけど、保護者は今言いましたように、新しく建て替えてほしいというのは町立保育園で建て替えてほしいということのほうが多いんですね。前の署名運動も含めてそういうのがあり、中央保育園が町営で残ったという経過もあります。そういう点では、検討していただくことを求めたいと思います。

次に、こども館の建設と町立での施設管理、運営についてです。

これは、来年春にこども館ができるということで、非常に保護者の人たち、子どもたちも喜んでおります。そういう中で、町長は運営費の5,000万円のことや職員体制について異議を述べられているのが載っておりました。私は、町立で運営して職員の雇用につながる、このような方向でこども館は建設してやっていくべきだというふうに考えるんですが、町長が述べられておりましたこの運営費などについての点についての見解を求めます。答弁してください。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

当時、議員のほうに運営費がどれぐらいかということで議会も尋ねたと思いません。当時は約3,000万円ぐらいではないかなという回答でございました。しかしながら、以後はこども館の特別委員会がありまして、いろいろな要望が加わってまいりました。当初の方向性とほとんど方向性が大分変わってきたようでございます。そういった中で指導員あるいは職員の数が物すごく多くなっているというのが現状ではないかなと思っております。ですから、所管につきましては余り管理費がかからないようにというような、やはり指示を与えております。しかしながら、やはり今方向性につきましては、直営でやる方向で考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

直営であるということについてと雇用についても、このこども館に関する人たちが、粕屋町の人たちが仕事の場として、ボランティアなども含めていろんな人たちが集まってくる中で運営されていくということをぜひ求めたいというふうに思います。

次に、町長選の公約に、公約といいますか、このビラに。公約ということよりもビラに書かれてた内容ですね。ちょっと私はこの内容が、町民の中からいろいろ役場に対しての意見も含め、何でもこういう状況が生まれてるのかということなどとか、そんなことはないだろうと、親切にしてもらっとるというようなことなどがありました。文章にしてあるその中身が、役場がしてやっていると、現在の役場のやり方には不安と疑問を感じるというようなこととか、役場職員が就任するというなら町長選は必要ないというようなことも述べられておりました。

私は、町長選挙につきましては、これは見識、資格がある人であれば役場職員、退職者でも現職でも、やめて立候補するということがあってもいいと思いますね。そういう点で言えば、この点について必要はありませんと、町長選挙必要ありませんというふうに述べられたことについて、また役場のほうがしてやっていると、こういう感じを受けるとということで、具体的にどういうことだったのか、ちょっと述べてください。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

田川議員の質問にお答えします。

田川議員は、住民からそういったことは言われたことはありませんか。全く相談を受けたことはありません。私は、よく役場の職員の苦情を聞くわけですね。つい先日も、証明書をとりに行った娘が腹を立てて帰ってきましたという電話がございました。これは、よく内容を聞いておりますと、原因は会話の方法であったと認識いたしております。やはり、今後は職員がよく話を聞いて接客すれば解決する問題であると思っていますので、今後は指導を徹底させたいと思っています。こういったことから、やはり上から目線を感じるということで意見がございましたので、私はそういったことが日ごろから住民からいろいろ聞きましたので、書かせていただきました。

それから、役場のやり方に疑問と不安を感じていることですが、給食センターや

こども館建設など、議員からの意見や忠告、全く聞き入れようとしない役場の強引な姿勢は異常であると感じておりましたので、掲載をいたしました。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

今の答弁で非常に気になるのがあるんですけど、役場の人たちが上から目線とか、言葉遣いが悪いというようなこととかは、それは会話の中での不十分な話し方というのはあると思います。ただ、もう一つは、制度そのものが非常に複雑でわかりにくい。これが、私も議員になって相談を受けたときに、それを役場の人にどういうふうに相談して解決しようかというときに、勉強して1回中身をよく理解した上で話さんと、なかなか大変なんです。一般の人は何もわからんです。だから、窓口におる人たちも、今正職員の人が前面におって、その担当の人がおって、いろんなことを説明できればいいけど、そうじゃない状況が今あるでしょう。正規じゃない人たちが半分おるんですから、非正規が。だから、そういう人たちが勉強して自分で教えてくれよるんですよ、一生懸命。それでも、わからないことがあるんですよ。そういう点での行き違いが一番住民としては不満なんです。そこをよく見ていかないと、何か言葉遣いとか態度の問題、そんなことより中身の問題ですよ、これは。内容が本当に大変なんです、役場の人たちはというふうに私は思っております。だから、町民の人の相談を受けたときは一緒に行って、一緒に話しながら説明をしてあげます、一緒に来た人にこうこうこういうことですよと。言って理解してもらわないと、あれは相談に行った人と役場の人だけやったら、恐らくかみ合わなくて時間だけがたって、いい感情を持たんで帰ると思います。そのあたりの改善策が一番大事だと思うんですね。その点について、どういうふうに思いますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

ですから、私が冒頭に申しましたように、やはりそういった言葉の行き違いというものがあるかと思えます。そして、やはり今役場の対応というものは間違っていないと思うんですね。これは、公務員的なきちとした発言はしなくてはならない。しかしながら、住民の視点に立って、やはりそこをうまく説明していくということがこれからの役場の技術だと思うんですね。そういった説明能力だと思うんですね。そういったものをなくしていくということが、やはり住民サービスにもなっていくし、役場も逆に同じことを話していても、やはり好感を持てるというような意識改革をやらんと、一向にそういったものが解決しないと思うわけですね。で

すから、私は今後は、やはり今までの公務員の能力と、それからあわせて住民の意識を少しでも職員が入れれば、そういった問題は解決できると私は思っておりますので、その点はぜひ今後進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解を願いたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

いろいろと中身についてはまだ質問することなんかも含めてありますけど、ただ何度も先ほど言いましたように、町民の人がわかりやすい制度には、説明をしていくちゅうこの努力ちゅうのはしてもらわないといかないというのがあるんですね。それは、特に税務の関係、国保とか税金、この関係とか、それで今度の介護保険の問題とか、新しくできた保育新制度の問題とか、わかりにくいですよ。だから、保育所に行ったらいつの間にかその制度そのもので自分が仕事そのものも働く時間で制約されるから、仕事調整もせないかんことになってきたとか、いろんなことなどが事前にその4月までに、例えば保育所に入る前に話をするんですが、そういうことでのやっぱり行き違いなどもあるんです。そういう点で、私はもっと正職員を、非正規の人たちを引き上げて正職員としての教育もしていくことを方向としては持つべきだと思うんです。このままやったら非正規の人ばかり増やしていくことによって、いろんなくま、この仕事の中での連携が住民の人との関係も含めてできなかつたりすることもありますので、私はやっぱり正職員としての対応に、同じように引き上げていくことが求められるとおりますので、そういう点も努力していただきたいと思っております。

次に、水鳥橋の問題です。これは、町民で非常に関心がありまして、どうなってるのかということがあります。私たちも議会で、いろいろ説明は受けてきました。水鳥橋の設計事務所が倒産したというて言ってると思ってたら、今度は建設会社、施工会社が廃業したと。つり橋はどげんなるのかということがあるんですね。これは話にも、議員に説明があったときには、片一方の土台が持ち上げられて、そしてつり橋が落下したということですが、その土台になるほうのところのくいが、打ち込みが十分にやられてなかったというようなことなどを私は聞きました。そういう点で、この中身について全容を本当に解明して、どういうふうにかこの問題の対策として今後考えていくのかというのがあるかと思っておりますが、その点について町長の見解を。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

詳しくは、所管のほうから報告させます。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

田川議員のご質問にお答えいたします。

調査結果については、今議会の建設常任委員会、全員協議会にて説明を行う予定であります。おおむねは、水鳥橋供用後の早期の段階で橋台の躯体部にひび割れが発生して、劣化因子の侵入によりコンクリートの打ち継ぎ目の付着が損なわれて、鉄筋の腐食が進展してもろくなって破壊に至ったものでございます。現状は、橋台にはくいは打ってありません。

それと、そのような原因を引き起こすことになったのは、当初設計上の問題点、施工上の問題点の指摘が先生たちからございました。今後の予定でございませうけど、今年度上部工の撤去を今行っております。まず、今仮設道路、それを始める予定でございませう。早く利用できるように復旧案の型の検討、決定、詳細設計作業を進めていきたいと思っております。

以上でございませう。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

このことについては、今からの予算も含めて、今後ほかの町全体の予算執行の中にどういうふうに位置づけるかということにもなるかと思うんですね。早くつくりかえてほしいというのは当然あるわけですが、そういうことも含めて示されてると思いますけど、今新聞紙上、テレビでも問題になってます横浜市のマンションのくい打ちの問題で偽造があったというようなことなどを含めて、問題が起きてきてるんですね。そういう点では、同じような状況ではないと思いますけど、いずれにしても施工状況の中でやっぱりチェック機能をしっかりやっつけていかないとこのマンションのときの偽装問題で言われてるわけです。建設業界における工事の管理体制、行政などの検査の強化、第三者によるチェック体制の創設などが必要だということなので、これはもう建設業そのものの中で今までこういうのがチェックが十分できてないということがあって、改めて今問題になってきとるわけですが、本来これはしっかりせないかん問題だったと思うんですね。そういう点で、町としても今後の公共事業の問題については、しっかりこのところを事故が起きないようなチェック機能を果たしていくべきだというふうに思うんですが、その点

について。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

今後、県のほうの、今篠栗町のほうに建設技術センターってございます。そのほうに設計とか、委託するような形で管理のほうもしていただくような方向でちょっと考えております。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

じゃあ、いずれにしても今からそういうチェックも十分やっていく体制の中で補強工事で事故は起きないというところをしっかりとっていく必要があると思います。

それと、7番目のものについては、これはもう4日の開会のときに副町長の問題については議案としてもう示されておりますので、この質問書を出したときには副町長が空席という状況の中でのときでありましたので、今後の執行部体制どういふようになるのかということでこの質問をしたわけでありまして、特別これはこの議会の中で審議していくことであるので、答弁は求めません。

それで、次に移ります。

国民健康保険税の軽減対策について。これは、6月議会でも私が質問をいたしました。国からの低所得者への補助金が交付されてるわけです。全国的にも、この交付金を使って低所得者に対する保険料の減額とかというようなことなど含めて利用するというところで行ってるわけです。これは、6月議会のときにも質問したときには、前町長は国からの通達が来たときに検討しますということのままになっているわけです。特に、この低所得者対策でどれだけの財政支援金が来たのか。また、国からのこの財政支援をどのように使う段取りにしているのか。国保加入者の支援の対象者は何人ぐらいおるのかと、この低所得者に対して、支給するというのを質問しておったんですが、この点について改めて、この中身について報告を求めたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

それでは、田川議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

詳しい内容につきましては、総合窓口課のほうの課長から答弁をさせますが、まず前段で平成27年5月27日に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保

険法等の一部を改正する法律が成立いたしております。この法律で、国保を初めとする医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進等の措置が講じられるようになりました。具体的には、財政支援の拡充等により財政基盤を強化し、被保険者の保険料負担の軽減や、その伸びを抑制することを目的とした内容でございます。

粕屋町の国民健康保険特別会計はご存じのとおり、毎年一般会計からの法定外繰り入れに頼って運営しているのが現状であります。ちなみに、平成24年度の繰入額は9,400万円、25年度は1億5,000万円、そして26年度につきましては2億3,140万円でございます。平成27年度につきましても、国庫支出金として国民健康保険基盤安定負担金が増額される見込みではございますが、やはり一般会計からの繰り入れに頼らざるを得ない状況であります。これらのことから、国民健康保険特別会計といたしましては、まずは一般会計からの繰り入れを減額すること、そして被保険者の保険料のこれ以上の増額を抑制することを第一に考えて、保険料の減額までは厳しい状況にあるというふうに考えております。どのぐらいの交付金があるか、そこら辺等々につきましては、藤川総合窓口課長のほうから答弁させます。

◎議長（進藤啓一君）

藤川総合窓口課長。

◎総合窓口課長（藤川真美君）

どのような補助金があるのかということの詳細というか、概算の数字ではありませんが、お答えさせていただきます。

国民健康保険基盤安定負担金として約3,200万円の増額が見込まれております。ただし、この負担金をもらうに当たって、ほかの補助金でそのもらった額の半額を減額した計算式において何%かの減額などがありまして、この分で約800万円の減額がありますので、合計で2,400万円程度増額されるのではないかという見込みを持っております。しかしながら、今の大枠ではございますが、27年度の決算におきましても、単年度収支で法定外繰り入れをしなければ1億円から1億5,000万円程度の赤字が見込まれますので、部長のほうで答弁いたしましたように考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

それで、対象者は、私もこの前話を6月議会のときに、資料を私が社会保障推進連絡協議会で集約した資料は757人がこの対象になるということであったんです

ね。そういう点では2,400万円ですよ、町に対して来るのは。ということで言えば、えっ、幾らですか、3,000ぐらいですか。それを下げただけのものが対象者としておるとは思いますけど、その対象者はどのくらいなのかということちょっと確認をしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

藤川総合窓口課長。

◎総合窓口課長（藤川真美君）

最新の分、26年度分の所得階層の分で、世帯数としては3,000世帯ほどありますが、詳しいきちんとした世帯数については、把握しておりません。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

人数の違いがあるわけですが、これは200万円以下の対象者がどれだけおるかとかという、そういう指標が一つ要ると思うんですね、低所得者に対して。それに基づいて、国から来てる額が示されてると思うんですね。だから、そこは県の医療保険課長が県議会で答弁したのが、支援金は市町村における低所得者の数において一定割合を交付するもので、低所得者が多い市町村に対して財政支援を行うということで、この一定数のその数についての、低所得者のどれだけいるのかというのは報告が求められようと思うんですね。それに基づいておりてきとる金額があると思う。

私はそういう点で、そういうことなどある中で、粕屋町が非常に全県で8番目に高いという国保料ということから、引き下げるべきだということは求めてきました。40歳代、子ども2人の4人家族で42万円、国保税かかるんですね。1カ月分の給料ぐらいになります。こういう状況から見て、これよりも低所得者の人たちの負担が多くなって国保料が払えないという状況が出てきてるわけですから、国はこのことに目をつけて、目をつけてっちゅうのは、こういうことを改善する方向としての支援金としても位置づけで出してるんですよ。そういう点では、一般財政からの繰り入れが大変だから、その分を補填するために使うということじゃなくて、今まで一般財政繰り入れしてきたのは当然のこのように、今まで予算化してきたものは出すことを前提に、国がこれを示した分を、今言ったように低所得者の支援をしていくというのに使うようにすべきだというふうに思いますけど、町長の答弁どんなですか、見解。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

基本的に特別会計でございますので、単独でやらなければならないと思っております。以前からも田川議員、いつも委員会のほうでそういったことをおっしゃられてるのは存じておりますけども、やはり毎回一般会計から繰り入れるということは、国民健康保険だけのことならそういったことは許せると思いますが、ほかの保険者の方は、全く何で国保でそんなに使うんだという、そういった意見のほうが強いかと思います。ですから、暗にただ入れればよいという問題ではないと私は思っております。ですから、やはりこういったものについてはバランスというものがありますので、しっかりと担当者はそのバランスということでやっております。また、将来、県のほうで一括して国保が運営されるということに決まっておりますが、そういった中でやはり毎年その部分については、全額赤字については補填していくといった形で方向性でしておりますので、そういったものについては、やはり非常に心苦しいとは思いますが、国民健康保険の対応はしっかりやっております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

国保は特別会計だからということでは、いつもそういうことで一般財政から繰り入れは少なくするという事などを含めて述べられてきてるんですね。税金を払った人は、そういう点では国保税も含めて税金も払うて、納めることも含めて出てくるわけですけど、県知事とか全国県知事会などが国に対して、この今の状況で広域化、これは福岡県知事も述べとんですが、財政運営を広域化したり、運営主体を県に変えただけでは解決しないと。何を解決せないかんかといったら、国の補助金の関係ですよ。今まで45%が入ってたのが、減らされて25%になってきてる、それを下げられてるから、国からの補助が少ないから国保特別会計、町の財政が逼迫してるということになってくるわけです。保険料も上げられるということになるんですが、実際こういう点では解決しないということとか、全国知事会も高過ぎる国保料を協会健保並みに引き下げると。そのためには1兆円の国庫負担を増やす必要があるということも述べとんですね。そういう点では、国からの補助金も含めてですけど、町もこれについて今いった低所得者用に出てきた分は保険料に振り向けていくと、今回の支援策にということをするべきだというふうに思うわけですが、今後このことについて検討していただくことを求めまして、次に移りたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

ちょっとよろしいですか。

先ほど、数字の中で3,000とか4,000とかちょっとはつきりせん分がありました。それについては、正確な数字を質問者のほうに、数字としてはお知らせしてください。

◎9番（田川正治君）

もう一つ続けて、次に保育料の3人以上の多子世帯の負担軽減。これは、年少扶養控除が廃止されまして、3人以上の多子世帯は保育料が高くなってるということが言われてるんですね。福岡市のホームページには、保育料の年少扶養控除のみなし適用をしていると載せており、実施をしてるんです。保育料は16階層分で、所得割課税が細かく分類されております。所得の変動で階層区分が上下しても、保育料がそう大きく変わるということはないというのが福岡市の制度になっております。

ところで、この粕屋町で年少扶養控除が廃止された後ののみなし適用について説明を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

ご質問にお答えをいたします。

まず、平成22年度の税制改正で年少扶養控除が廃止されたことに伴いまして、所得税を基礎に算定していた保育料の急激な負担増を避けるため、いわゆるみなし控除の措置がとられておりましたが、本年度子ども子育て新制度の開始によりまして、保育料の算定基礎が住民税の所得割課税額へと変更されるに伴い、そのみなし控除の取り扱いもなくなっております。

ご質問は、その影響と思いますが、みなし控除の額は子どもが多い世帯ほど大きくなりますので、議員が言われますとおり廃止による保育料算定の影響も多子世帯ほど大きくなるのが考えられます。しかし、新制度の開始に伴い変更を行いました保険料の徴収基準額表は、この基準に従って決められておりまして、新制度開始時の国の説明によりまして、変更後の保険料の変動を抑えるよう配慮して、階層区分が決められております。もちろん、個々の全ての世帯状況に対応することはできませんし、実際に本年度からの保育料は、同じ世帯でも上がった場合、下がった場合の両方がございます。ただ、この保育料の変動には、世帯状況の変化で階層が変わった場合など、他の要因も関係しますので、みなし控除の廃止による影響額のみを把握することはできない状況にあります。粕屋町におきましては、この国の示された基準に基づきまして他の特段の対策は行っておりません。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

みなし適用は、今度4月から新制度になっても適用しているというところはあるんですよ。福岡市もやってます、先ほどホームページのことについても説明しましたように。ということは、子どもが3人いたら、1人38万円の控除からというたら114万円になるんですわ。それだけ子どもが多いところに今まで年少扶養控除があったから、その分の保育料が低い形で算定されて払うことができ、そういう点では非常に今のこの少子化の中で、子どもが増えていく中での補助という点が生きてきたわけですが、こういう点について、新しい制度で保育料の調整はしたということでもありますけど、改めてもう一度、ほかの自治体も新制度のもとでもやってるということなども参考にして、ぜひ検討してもらいたいというふうに思います。

それともう一つ、8時間の保育と11時間の保育が今2区分になって、保育所では受け入れをしてるんです。この8時間の人たちは30分150円、延長保育。早くきた場合も150円取られるわけですが、このことによって夕方の時間が非常に駐車場でラッシュになると。1分遅れても150円払わないかんというようなことなので、保護者の人たちも、もう本当に大変ですと、5時に子どもを時間内に迎えに行行って受け取るのがというようなことなども言われております。

これは、佐世保市では、2区分の設定も設けずに、延長料の負担もしていないということで、今までの従来の保育時間が継承されてるとということなどが報道されております。そういう点では、この新制度でもそういう区分の制度を設定せないかんということだけでそういうふうにしなくて、検討もすべきということを申し上げて、次に進みたいと思います。

最後に、時間なくなりましたが、6月議会でクラブ活動費、PTA、就学費などの就学援助の人たちに対する補助について、前町長は前向きに検討するというふうに答弁されました。このことについて、町長はどのようなふうに考えてあるのか、答弁を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

それは、前町長が答えられました。私は、まだそういったことまで考えておりません。ですから、所管のほうでしっかり考えていると思いますので、所管のほうから答弁させていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

田川議員の就学援助の拡大についてですが、これは学校教育課長に指示をしておりますので、学校教育課長のほうから答弁します。

◎議長（進藤啓一君）

古賀学校教育課長。

◎学校教育課長（古賀博文君）

ご質問にお答えいたします。

9月議会におきまして、就学援助の援助拡大についてご質問があった際、町といたしましてしっかりと前向きに検討します、取り組みますという旨の答弁をしておりますので、それに基づきましてクラブ活動費、PTA会費、生徒会費の3項目について援助拡大をする予定で、現在平成28年度当初予算要求を行っているところでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

ありがとうございます。

これは、就学援助を受ける人たちが、今の経済状況のもとでこういう援助をしていただくことによって、生活保護を受けずに自分たちで働きながら子育てできる、その援助になるというふうに思うわけでありまして、ぜひ実現をさせていただいてもらいたいというふうに思います。

それともう一つは、これも6月議会で質問いたしましたけど、就学援助の申請適正基準が前年度の生活保護費の1.3倍という基準になつとるんですね。これは、生活保護が今から6.5%引き下げていって10%ぐらい引き下げるっちゅうことになっておりますので、これについての基準について質問をいたしました。そのときは、実費負担については検討したいということで、税率のことは考えてないということでしたが、そのことについて説明を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

古賀学校教育課長。

◎学校教育課長（古賀博文君）

所得基準を生活保護基準の1.5倍に引き上げることにつきましては、さきの9月議会の答弁で申し上げましたとおり、実費負担についてその引き上げ分については考えたいと考えておりますので、引き下げる自治体が多い中にありまして、本町に

おきましては現在の1.3倍の基準を維持したいと考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

それで、今言いました、答弁された6月議会の実費負担について検討するっちゅうことで、その実費負担の内容がどういうものが検討されたのかについて。

◎議長（進藤啓一君）

簡単に、古賀学校教育課長。

◎学校教育課長（古賀博文君）

援助項目につきまして、実際その学校の中で実費負担の分がございますので、それにつきまして消費税が税率が上がった分に実費が上がっていった分につきまして、その分の対応をさせていただきたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

どうもありがとうございました。

以上で終わります。

（9番 田川正治君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ここで暫時休憩といたします。

（休憩 午後0時41分）

（再開 午後13時15分）

◎議長（進藤啓一君）

それでは、再開いたします。

3番木村優子議員。

（3番 木村優子君 登壇）

◎3番（木村優子君）

議席番号3番、木村優子です。通告書に従って質問いたします。

さて皆さん、11月10日から16日までの間は何の週間かご存じでしょうか。アルコール健康障害対策基本法の中で定められ、アルコール関連問題啓発週間として、昨年の平成26年から実施されている週間であります。まだまだご存じない方も多いと思います。

皆様に思い出していただきたいことがあります。我が町で23年2月9日、飲酒運転事故により、将来ある若い2人の高校生の尊い命が奪われました。平成18年8月、海の中道大橋で起こった飲酒運転による3児死亡事故をきっかけに、絶対に飲酒運転をしてはいけないと心に刻んだはずでした。町は、この現実を重く受けとめ、悲惨な事故を二度と繰り返さないため、町民、事業者等と一体となって飲酒運転のない安全で安心して暮らすことのできる町民生活の実現を目指し、飲酒運転根絶に関する条例を制定をいたしました。これは、県内で初めての制定でありました。我が町では、条例の中で毎年2月9日を飲酒運転根絶町民運動の日と定め、お二人の若い命に報いるためにもこの日を忘れることなく、飲酒運転は絶対にしない、させない、許さないとの思いで根絶のための取り組みを先駆けて行っているところで、本年で4年がたちました。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず、さきに述べました11月のアルコール関連問題啓発週間において、粕屋町が行っていることはありますか。また、今後、何か行おうと計画はされているのでしょうか、お願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

木村議員の質問にお答えします。

非常に飲酒運転というものは、今から年末にかけて忘年会等がございますので、根絶しなければならないと私は思っております。そういった中で、先ほどおっしゃいました高校生の命が粕屋町酒殿で失われたということは、非常に残念でなりません。こういったことが二度と起こらないように、しっかりと施策をしまいたいと思います。

これからの6番目までにつきましては、各所管のほうを担当しておりますので、そちらのほうで答弁させたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

現在、粕屋町で行っております活動のうち、年間を通して行っておりますのは、役場庁舎正面に飲酒運転根絶宣言の町という横断幕の掲示をいたしております。それから、ホームページのトップページにおいて、ストップ飲酒運転の広告掲示、町作成の封筒へのみんなでなくそう飲酒運転のメッセージ掲載を行っております。また、町内の飲食店や酒類の販売店46店舗にご協力をいただきまして、飲酒運転根絶

掲示板を掲示いただいております。さらに、事故のありました2月を粕屋町飲酒運転根絶強調月間といたしまして、月間初日に町内のスーパー等4カ所において街頭啓発キャンペーンの実施をいたしており、九州広告美術業組合連合会から提供いただいております啓発看板63枚を町内の主要施設へ掲示しております。それから、庁舎ロビーにおきまして、SDD（ストップドリンクアンドドライブ）の全国こども飲酒運転根絶書道展、出展作品50点の展示などを実施しております。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎3番（木村優子君）

ありがとうございます。

私がいまずお聞きしたのは、11月のこのアルコール関連問題啓発週間において、先駆けて何かやっていることがあればと思ひまして、まずお尋ねをしたところでした。うちの町は、もう本当にいろんなことを先に本当にやっておりますので、この週間に限ってっていうことではなかったんですが、特に定められておりましたので、何か追加をされてなさってあればと思ひて、まず1番目の質問をさせていただきました。現在、町が行っている、それ以外で行っている取り組みということでお伺いを今聞かせていただいたのかなと思ひて、次の質問へ参ります。

アルコール問題に関して、それでは健康づくり課や介護福祉課で行っていることがありましたら、お聞かせください。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

まず、健康づくり課におきましては、特定健診の健診時にアンケートを調査等々させていただきながらその実態把握、そして問題がある、ちょっと飲み過ぎの方等々の方につきましては指導していくというふうに対処しているだろうというふうにお思ひしております。

介護福祉課のほうでは、特段やってるようにはちょっと認識をいたしておりません。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎3番（木村優子君）

後でちょっとお聞きしようと思ひているところがあるんですが、アルコール依存症の方に対する、そういった手を差し伸べてあるとか、そういった取り組みはいか

がですか。

◎議長（進藤啓一君）

町側の方に申しときますが、冒頭に言いましたように、発言される場合は声に出して、はいとおっしゃっていただきます。

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

アルコール依存症と疑われる方等々につきましては、やっぱり家庭訪問等々をしながらご指導なり生活の状況を見るとか、そういうふうなことはしておるんじゃないかというふうに認識をいたしております。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎3番（木村優子君）

では、後ほどもお聞きいたしますので、進めます。

これからは、冒頭に申しました平成26年6月に施行されたアルコール健康障害対策基本法にも関連いたしまして質問を行っていきたいと思います。

まず、この法律の目的、第1条は酒類が国民の生活に豊かさと潤いを与えるものであるとともに、酒類に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透してる一方で、不適切な飲酒はアルコール健康障害の原因となり、アルコール健康障害は本人の健康の問題であるのみならず、その家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせる危険性が高いことに鑑みアルコール健康障害対策に関し基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、アルコール健康障害対策の基本となる事項を定めること等により、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進して、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止を図り、あわせてアルコール健康障害を有する者等に対する支援の充実を図り、もって国民の健康の保護するとともに、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的としております。そして、この法律においての定義として、アルコール健康障害とは、アルコール依存症、その他の多量の飲酒、未成年者の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害を言います。

また、粕屋町飲酒運転根絶に関する条例の町の責務、第3条には、町は、飲酒運転根絶に関する知識の普及及び意識の高揚、その他飲酒運転根絶に関する総合的な施策、または取り組みを実施する責務を有する。2、町は、前項の施策、または取り組みを推進するために町民、事業者等、事業者団体代表者及び福岡県等の関係機関と連携して、飲酒運転の根絶に向けた効果的な活動を実施するものとする。ここに注目をして質問を進めてまいりたいと思います。

2問目の質問になりますが、先ほど課長からも答弁をいただきましたが、特定健診のアルコールに関するアンケートの集約の結果があると思います。特定健診の結果でありますので、粕屋町の町民全体と捉えるのは難しいと思いますが、アンケート結果から飲酒量及びそれから考察すること、またその対策、実施していることなどをお聞かせください。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

ご質問にお答えをいたします。

まず、特定健診のアンケートから考えられること、またその対策はということでございます。余り喜ばしい報告ではないんですが、最新の国保のデータベースシステムの粕屋町国保特定健診のアンケート、これは40歳から74歳の国保被保険者のうち、特定健診を受診した方でございますが、それからは飲酒量が2合以上の割合、男性は33.8%、福岡県平均は17.3%でありまして、粕屋町は高いと。数字だけ言えば、県内2位になります。そしたら、女性はどうかといいますと、女性は11.9%だそうです。県平均が3.1%でありますので、県内では1位ということになります。

これからすると、粕屋町の方は、県内でも1日の飲酒量が多いというふうに考えられます。飲酒は、もう言うまでもなく、楽しく飲まれる分についてはいいだろうと思います。適当な量であれば、全く問題はないと。逆に言えば、心身の健康のためにもいいのではなかろうかというには私は思っていますが、過度に飲まれることによって内臓脂肪、それから肝臓病、糖尿病などの生活習慣病や心の健康も含めまして損なう、そういうことにつながっていくと。特定健診の結果、過度の飲酒による肝臓機能の数値が上昇したり、アルコールの依存症が疑われるような場合におきましては、先ほど言いましたが、保健師等々が家庭訪問、それからちょっとこれはどうかと思われる分については、医療機関への受診等々の紹介も行っておるということでございます。まだまだその啓発、条例に上げますような啓発というところまではいってないかもしれませんが、そういうようなデータをもとに保健師としてはできる限りのことをやってると。そして、町のイベント等においても、飲酒が及ぼす体への影響や適正な飲酒量等々について、啓発をしておるところでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎3番（木村優子君）

それでは、次の質問とも関連いたしますが、少々私の話を聞いてください。

皆さんは、酔いが冷めるのにどのくらいの時間が必要かご存じでしょうか。ビール1杯500ccを分解するのに、体重60キロの人で3から4時間かかります。体重1キログラムにつき1時間に0.1グラム程度の分解能力です。ビール500cc1杯と同程度のアルコールを含むものとして、日本酒なら1合180cc、ワイン小2杯200cc、ウイスキーダブル1杯60ccとなります。例えば、ビール3杯飲むとアルコールの分解に12時間かかることとなります。お酒の酔いが冷めるのには、皆さんが考えている以上に時間がかかります。飲んだ翌日など、アルコールが体内に残った状態で車を運転すると、飲酒運転になります。

それでは、これに関連して、適正飲酒量はご存じでしょうか。今、ちょっと課長も少々おっしゃられました。適正飲酒量は1日2ドリンクまでというふうに言われております。さて、WHO、世界保健機構によって作成された2つのマニュアル、AUDIT、アルコール使用障害特定テストとBI、危険・有害な飲酒への簡易介入というものがあります。この一つのAUDITは、県もこのようにチラシをつくって、こういったものを配布をして、ここにAUDITが載っているんですけども、こういったものを県も使われております。こういったテストを町民が知り、また行う機会を町は設けてありますか。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

まずは、適正飲酒量、私も職員もそうですが、前の日にちょっとでも飲んだら、次の日はもう歩いてくる、自転車で来るというふうな形で徹底をしております。このテストの関係でありますので、飲酒習慣スクリーニングテスト、これにつきましては現在の飲酒が適正なものか、日常生活に影響はないかといったテストになります。現在、特定健診等でのスクリーニングテストは行っておりませんが、健診時におけるアルコール依存症が疑われるケースなど、飲酒習慣を確認したほうがよいと判断した場合は、スクリーニングテストを実施いたしております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎3番（木村優子君）

まずは、自分の飲酒状況を知ることが大切であります。このテストでは、アルコール依存症を見つけることもできます。アルコール依存症に関しては、また後ほど

の質問でお話をしたいと思います。

そもそも日本人の約40%の人がお酒に弱い体質であります。さらに、5から10%の人は全くお酒を受け付けない体質であります。医学的になりますが、ポイントはALDH2活性の有無で、日本人の約半数は生まれつきこの活性が弱いか、欠けております。このタイプは、アルコール分解産物である有害なアセトアルデヒドを速やかに分解ができないため、少量のアルコールでも悪酔いしやすい、お酒に弱い体質です。お酒に強い、弱いは、遺伝子による生まれつきの体質から来るものであります。これを知っておくことは、とても大切なことでもあります。このため、両親ともお酒に弱い人は、強くなろうと無理な努力をするよりも自分の体質を認識し、周りの人にも知ってもらい、体質に応じた飲み方を守っていくことが大切となります。

遺伝子分析により正確に判定できますが、簡易なエタノールパッチテストという方法でも、ある程度判別することができます。方法を簡単に説明いたしますが、医療用で使われております消毒用アルコールを綿花、綿にしみ込ませた分をこら辺の上腕部といいますか、やわらかい部分の皮膚に張って判定をしていきます。7分たったらはがして、皮膚の色を見ます。はがした後に、さらに10分後の皮膚をもう一度見ます。これで赤く反応するか、薄いピンク色か、ほとんど変化しないのかでお酒に強いのか、弱いのか、簡単にチェックができます。

4番目の質問ですが、こういった簡単にできるパッチテスト検査を町の健診時や祭りなどで行ってはと考えるのですが、どのように思われますか。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

簡単なパッチのテストの導入をとということでございます。お答えさせていただきます。

アルコールパッチテストは、アルコールを分解する酵素を持っているかどうかというテストだそうですが、成人が集うイベント等での実施がやっぱり有効であろうというふうには考えております。ここ数年、粕屋町が行っております健康かすや21の啓発場所等々につきましては、子どもさん対象のイベントが中心であったために、このアルコールパッチテストは実施しておりません。7分、10分ということで、それがわかるということでもありますので、今後は大人の方が集われるイベント等のところで実施してもらおうというふうな形で検討していきたいというふうに思っております。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎3番（木村優子君）

ありがとうございます。

では、次の質問に移ってまいります。

粕屋町飲酒運転根絶に関する条例の中に、飲酒運転の根絶に関する相談等として第9条、町は飲酒運転の根絶に関する相談及び飲酒運転に起因する交通事故の被害者等の相談に対応するため、福岡県等の関係機関と協調して必要な措置を講ずるものとするがあります。県は、こういった専門の知識を持ったアドバイザーへの相談窓口を設置をいたしております。福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例の第28条に、飲酒運転撲滅活動アドバイザーの派遣というふうに書かれております。

まず、お聞きをいたします。

町の保健師を含む職員の方などは、アルコールに関する問題について、専門家やアドバイザーなどからの講義は受けていらっしゃいますか。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

粕屋町のほうでは、現在そのようなアドバイザーの方からの講義等は受けておりません。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎3番（木村優子君）

派遣でありますので、申請をすれば来ていただくことができますので、ぜひ受けていただきたいと思います。一度と言わず、何度でも受ける機会を設けていただきたいと思います。その中で、粕屋町における飲酒に関する問題がある方へ、もっと手を差し伸べることができると思います。県の飲酒運転相談窓口の電話番号は、県の広報で紹介がされてありました。県の広報だけではなく、広く町民へお知らせするためにも、町としても広報やホームページなどに取り上げていただき、いろんな方が目にする機会を増やしていただきたいと思います。考えるのですが、いかがでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

貴重な情報でございますので、今後十分に検討させていただいて、採用できたらと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎3番（木村優子君）

じゃあ、よろしくお願ひいたします。

それでは、次の質問に入る前に、酔うということはどのような状態か、わかりますでしょうか。酔うということは、脳が麻痺することです。酔いには4段階あって、ほろ酔い状態では陽気になり、判断力が鈍る、抑制が外れ体温が上がり、脈が速くなります。次に、酩酊期では気が大きくなり、大声が出始めます。立てばふらつき、歩けば千鳥足になり、何度も同じ話をします。その次は泥酔期で、まともに立てず、意識がはっきりしない、言語がまとまらない。昏睡期に入ると、揺すつても起きず、失禁、おもらしです、おもらしをします。このときには、死亡することもあります。酔いのメカニズムを知っておくことも大切になってきます。

さて、近年未成年者のアルコール問題も取り沙汰されております。日本は、未成年者飲酒禁止法によって20歳未満の飲酒は禁止されていると同時に、親権者には未成年者の飲酒を抑止する義務と責任があります。しかし、中高生の飲酒経験は、調査によると中学生で5割、高校生になると約7割とされております。未成年者が初めてアルコールを飲む動機で最も多いのは、家族の勧めという結果があります。本人の自覚はもとより、周囲の大人たちも未熟な心身へのアルコールの害をわきまえ、未成年者の飲酒を防止することは極めて大切なこととなります。

未成年者の飲酒が与える影響について、大きく2つあります。1つ、健全な発達が妨げられます。10代からの飲酒で脳が萎縮し、記憶力や判断能力の低下が起こる可能性があります。また、肝臓や膵臓などに障害が起きることもあり、性ホルモン異常が成長を妨げることもあります。学習意欲の低下や精神的成長を阻害することもあります。2つ目、社会性のスキルアップにブレーキがかかります。コミュニケーション能力が身につかず、ストレスに対処することが苦手となります。お酒に酔うことで気分を変えられるため、ストレス解消として飲酒を続けると依存に意向する可能性が高まります。他者への暴力行為や就学中の成績不振など、学校生活に支障を来します。薬物への入り口など、反社会的な行為につながる傾向があり、未成年飲酒は要注意であります。

さて、福岡県飲酒運転撲滅運動に関する条例第31条に、この条例の趣旨を将来にわたって県民に定着させるため、小学校、中学校、高等学校、大学等の教育機関においては、児童・生徒、学生等の年齢、生活環境等を踏まえ、飲酒運転の防止に関する教育及び次の各号に掲げる教育を実施するとあります。

1号は、小学校及び中学校にあつては、命の大切さ及び規範意識の育成に関する

教育、またこの号の教育を実施するに当たっては、できる限り保護者にも参加を求めるものとするというふうに書いてあります。

ここで質問をいたします。

粕屋町の小・中学校で、アルコール問題に対して親子で学ぶ機会はあるのでしょうか。教育長、お願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

木村優子議員のご質問にお答えいたします。

ただいまご指摘いただきましたアルコール問題ですが、小学校では保健の教科書にアルコールの問題が出て、喫煙の害、喫煙です、たばこを減らしましょう、それから飲酒の害と健康、生活習慣病ということで5年生、6年生で出てまいります。それから、中学校の3年生では、なお具体的に今言いましたように生活習慣病、それから喫煙、飲酒、それから覚醒剤、この学習をするようになってます。子どもたちは直接運転はしませんので、飲酒運転の防止っていうようなことは学校の教職員に指導しているところです。

それから、県のほうの事業で夏休み等でも開かれましたが、保護者と一緒になって、今一番大きな問題は規範意識を育てることで、i P h o n e の使い方なんです。飲酒運転とか覚醒剤は、まだ糟屋地区には来てません。i P h o n e の使い方を、携帯電話を子どもさんに持たせるときに、保護者としてどのように約束して持たせていますかというのを親子で学習する、これが粕屋町の近年行っている学習形態です。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎3番（木村優子君）

今、先生に関して、教職員に関しても、ちょっと教育長おっしゃっていただいたんですけども、学ぶ機会が教職員にありますでしょうか。そのアルコールに関する問題に関してとかですね。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

学ぶ機会は余りありませんが、今年の夏、8月ですね。サンレイクで校長会がありましたときに、教育長話せということで話しました。いわゆる飲酒運転を撲滅しようということでレッテルを張ったりしても余り効き目がないということ

で、私は3つお話ししました。

1つ、学校の先生であるという社会的地位を失うよです、不祥事を起こすと。それから、給料がストップになって、懲戒免職になると退職金も出ませんから、経済的基盤を失うよということが1つですね。それから2つ目、自分だけじゃなくて子どもや家族、親戚全部に迷惑がかかるよと。犯罪者としてテレビや新聞に名前が出ますと、表通り昼も歩けません。みんなが寝静まったころ、静かにコンビニに買い物に行っているという前科を持つてる人の話も聞いたことがあります。それから3つ目に、これは本人だけじゃなくて、子どもや孫の代までも伝わっていく。あなたのおじいちゃんは学校の先生しとったけど、飲酒運転で免職になったらしいねということが子どもや孫まで伝わっていく。それでも、あなたは飲酒運転やりますかと言ったら、表情が変わります。これが一番大事だなと思っています。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎3番（木村優子君）

わかりました。

それでは、お酒の問題を小学生から受けるのはと思われる方もおられるかもしれませんが。しかし、正しい知識は、早いうちから学ぶべきであると思います。先月行われました小学校の祭りで、健康かすや21がブースを出してありました。その内容をちょっとここで聞きをしたいので、よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

私はその場所に行っておりませんので、健康づくり課中小原課長のほうから答弁させます。

◎議長（進藤啓一君）

中小原健康づくり課長。

◎健康づくり課長（中小原浩臣君）

木村議員のご質問にお答えいたします。

小学校でのフェスタのときには、先ほども部長が答えましたように、子どもたちを中心に甘味とか食事の関係とか、そういった関係を主に啓発いたしております。それで、アルコールに関しては、それは啓発はしておりませんので、今後は今木村議員が言われたように、当然父兄の方も来られますし、お子さんも来られますので、子どもからわかるような啓発の内容で考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎3番（木村優子君）

よろしく願いいたします。

私も、今言おうかと思っておったんですが、小学校の祭りのときには、多くの保護者も訪れるということでもあります。このときにパッチテストであったり、アルコールに関する掲示など、そういうようなものをしてはどうかなというふうに思っておりましたので、ぜひ進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、ここで女性の飲酒にちょっと触れておきたいと思います。近年、女性の進出とともに飲酒傾向は強まっており、20代前半では男性の飲酒率を上回っていると言われます。また、女性のアルコール依存症が急増しております。

ここで、先にアルコール依存症について触れておきたいと思います。アルコール依存症は、飲酒をしていれば誰でもなる可能性があります。脳の働きが障害されて、酒の飲み方を自分でコントロールできなくなった病的状態であり、病気であります。また、一方で、アルコール依存症は、適切なサポートを受けながら断酒に取り組むことで回復可能な病気とも言われております。ですから、このことを広く周知させること、そして当事者及びその家族に啓発を行うことが大切となってきます。女性は、男性に比べてより少ない飲酒量、より少ない飲酒期間でアルコールの害を受けてしまいます。理由は、体格差、体も肝臓も小さいので、また女性ホルモンはアルコールの分解を抑制します。一般的に男性よりも体脂肪が多いので、飲酒後の血中濃度が上がりやすいのです。また、妊娠したら、直ちに禁酒しなければなりません。妊娠中にお酒を飲むと、胎盤を通じて直接アルコールが胎児の血液に入ることとなり、早産や流産、分娩異常の原因になったり、生まれてくる赤ちゃんが胎児性アルコール症候群になる場合があります。授乳中も、母乳を通じて赤ちゃんにお酒を飲ませることになります。さまざまな障害、発達障害、知能障害、顔貌異常など、トラブルを避けるためにも、この時期は絶対に飲酒を避けなければなりません。

ここでお聞きをいたします。

妊産婦さんに対してのアルコールに対しての指導はなされてありますか。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

まず、妊産婦さんへということですが、健康づくり課の所管になりますけども、母子健康手帳、その発行の際に保健師による個別の相談等々を行っております。その際に、生活状況等のアンケートも行っております。そして、そのアンケートで飲酒習慣の有無も記載していただいておりますが、飲酒の習慣がある妊婦さんに対しては、妊娠中の飲酒がどれだけ胎児に影響を与えるかという分についてお話をさせていただいて、そして飲酒を控えていただけるように指導をしておるといふふうに聞いております。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎3番（木村優子君）

わかりました。

それでは、最後に健康日本21の5、アルコールに関する目標値についてであります。目標値に、1、1日に平均純アルコールで約60グラムを超え、多量に飲酒する人の減少。目標値、2割以上の減少。基準値、男性4.1%、女性0.3%。2、未成年の飲酒をなくす。基準値、中学3年生男子25.4%、女子17.2%、高校3年生男子51.5%、女子35.9%。節度ある適度な飲酒としては、1日平均純アルコールで約20グラム程度である旨の知識を普及するとありますが、町は目標値を設定をして取り組んであるのでしょうか。お聞かせください。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

目標値ということですので、健康かすや21、この中で掲げさせていただいております。まず、健康日本21の基本的な方向性の中に、飲酒に関する生活習慣の改善という項目がございます。それを受けまして、健康かすや21第2次計画でございますが、その目標では、生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者、これは1日3合以上ということですが、の割合の減少を掲げております。現状は、平成25年度の健康かすや21第2期計画策定時のアンケート結果で、男性23.4%、女性8.9%となっております。同計画の間である平成30年度には、男性15%、そして女性5%となるような目標を設定しているところでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎3番（木村優子君）

粕屋町飲酒運転根絶に関する条例の町の責務第3条に、町は飲酒運転根絶に関す

る知識の普及及び意識の高揚、その他飲酒運転根絶に関する総合的な施策、または取り組みを実施する責務を有するともあるわけでありますので、積極的に取り組んでいただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは最後に、不適切な飲酒がもたらすものとして上げられているものがあります。それは、年間に3万5,000人の死亡、アルコール関連問題の社会的損失、これは医療費や事故であります。年間約4兆1,000億円、年間3,000万人のアルハラ被害、そしてリスクの高い飲酒者1,039万人というふうに言われております。アルハラとは、アルコールハラスメントのことです。アルハラは、飲酒の強要、一気飲み、意図的な酔い潰し、飲めない人への配慮を欠く、酔った上での迷惑行為であります。こういったことへもお酒の情報として周知していく必要があるのではないのでしょうか。

今回、詳しくは行いませんでしたが、アルコールとうつ、自殺との関連性を知ることでも大切であります。日本人は、古くからお酒とのよいつき合い方を考えてきた国民であります。足利時代に起こったといわれる酒道の基本精神は、酔っぱらうのを目的とするな、酒をもっと優雅ですばらしいものにしようというものでした。お酒をよき友とし、生活を潤いあるものにしていこうとした先人には、過剰飲酒や一気飲みの問題は嘆かわしく映るに違いありません。

今回、私はアルコールに関することを質問をしてみました。福岡県も、本年4月に福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例を改正し、飲酒運転に向けた取り組みが強化をされております。アルコールは適量では問題ありませんが、飲み過ぎが続くと体の問題のみならず、社会的問題までも引き起こすことが知られてきました。アルコール問題には、予防が最重要課題といわれております。この機会に、皆さんも自分とお酒の関係を見直していただければなというふうに思います。また、飲酒運転撲滅への道は、啓発運動のみにとどまるのではなく、アルコールに関する問題に対しての対策をとっていったときに飲酒運転がゼロになるのではないのでしょうか。また、飲酒運転による検挙者の中には、アルコール依存症が疑われる方も多数存在し、この場合には啓発は功を奏しません。県内でどこよりも早く条例を制定し、根絶宣言をしている粕屋町だからこそ、いろんな対策を早期にとるべきだと思います。そして、その対策がさらには町民の健康を守ることができるというふうに確信をしております。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

(3番 木村優子君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

10番長義晴議員。

(10番 長 義晴君 登壇)

◎10番(長 義晴君)

議席番号10番、長義晴です。

まずは初めに、因辰美町長におかれましては、粕屋町第7代の町長に就任されましたこと、改めましておめでとうございます。

それでは、一般質問につきましては、通告書に従いまして質問をさせていただきます。

初めに、町長選挙の公約について、2問目に交通対策並びに通学路の歩道の拡幅について質問いたします。

まず、1問目の質問は、町長選挙の公約について、5つの町づくりの内容についてであります。先般行われました選挙の因辰美後援会のポスターと申しますか、要するに公約だと思っておりますが、そういうふうなことを中心に進めさせていただきたいと思っております。

10月25日に粕屋町町長選挙が実施されまして、その2週間前の10月10日に因辰美後援会の事務所開きが開催されて、本格的な選挙運動を展開されました。その援会ポスターによれば、町長選挙に立候補を決意した一番の理由は、相手候補の暴走する行政をストップさせるためです。議員、職員の意見を全く聞かない町幹部の政治姿勢は異常です。また、こども館はよい発想です。しかし、緊急性がないことや年間管理費が5,000万円を越す状況です。新たに役場職員の天下り先をつくった印象です。粕屋町では、老朽化した仲原保育所や中央保育所の建て替えこそが急務です。それから、九大農場跡地利用で経済成長させる構想を持っています。現町長、いわゆる因清範町長は土地を購入し、公園化する案を準備していますが、私は反対です。福岡空港や博多駅にも近い九大農場跡地は、大企業、医療機関の誘致こそ最優先すべきです。実現すれば、働く場を増やすと同時に、粕屋の子どもたちが大都会を目指すことなく町内に居住でき、法人税や固定資産税の増収も期待できます。財源なくして住民サービスはできません。この財源で高齢者福祉や子育て支援ができれば、一石四鳥にも五鳥にもなります。町長に毎回役場職員が就任するのであれば、粕屋町町長選挙は必要ありません。そのまま職員がなればよい。皆さんは、役場がしてやっているとこの感じを受けたことはありませんか。私は、10年間の議員経験の中で、現在の役場のやり方に大きな不安と疑問を感じています。今ほど広い視野を持つ住民感覚の指導者が必要であると感じたことでもあります。将来の子どもたちのためにも、大切な税金の無駄遣いは絶対に許しません。見て見ぬふりをするのであれば、私は一生後悔するでしょう。希望と活力ある新都市を築くため、立候補を決意しましたと訴えられました。

そこで、後援会討議資料の中に、たつみがめざす5つの町づくりについてありますが、子育てしやすい町づくり、住民サービスのよい町づくり、住みたいと思う町づくり、環境のよい町づくり、ジュニアスポーツが盛んな町づくりを目指すと掲げられています。また、目指すは福岡県で一番の町づくりですが、どのような町づくりでしょうか。

2問目は、5つの町づくり以外に早急に取り組みたい成長戦略はありますか。

3問目に、町長が進められてきた事業計画等々はそれぞれ引き継がれますか。また、見直しを考えるとすれば、いつごろを目安に修正を考えてあるか、お尋ねしたいと思います。因辰美町長。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

今、私の選挙リーフレットを全部お読みいただきましたので、ありがとうございます。まことに、まさに私はそのとおり思っております。

そういった中で、まずは5つの町づくりというものをちょっと説明させていただきます。リーフレットももうご覧いただいておりますので、もう既にご存じだと思いますけども、再度読み上げさせていただきます。

福岡県で一番子育てしやすい町づくり。私は、各幼稚園で2歳児からの短時間預かりを考えています。書いております。これは、できないかと私は思っております。それから、各公民館での親子サロン開設と充実を図ります。これはこども館ではなく、そういった各公民館では足りぬのではないかといった形の発想でございます。

それから、福岡県で一番住民サービスのよい町づくり。職員の知識を分析し、住民に満足されるプロを養成します。先ほども答えましたが、やはりプロを要請することによって少数精鋭の組織をつくりたい、そして住民サービスにつなげたいと私は思っております。それから、住民が安心して暮らせるように気配り、目配り、心配りをする職員の意識改革に取り組みますということでございます。

3点目でございますが、福岡県で一番住みたいと思う町づくり。10万人規模の希望と活力ある新都市を目指しますということでございます。これは、やはり先ほど九大農場跡地ということの再開発といいますか、再利用といいますか、そういった中でやはり町政のネーミングが重要であると、ブランド力であるという観点から、私は10万人ぐらいを今後は検討しなくてはならないのではないかと思っております。これには相手があることでございますので、時期とか、そういった相手とかは今後いろいろと影響がありますので、申し上げられません。それから、周辺町の特

性を生かせれば都市、工業、商業、住宅、農村、自然の調和のとれた九州でも例のない都市が実現できますということでございます。これは、粕屋町はもう4キロ四方ぐらいでございますので、風光明媚ではありません。ですから、自然のある、一緒に自然もあるような都会であり、田舎でありというような風光明媚な箇所が住民の魅力ある地域になるのではないかと考えて応援いたしております。

それから、福岡県で一番環境のよい町づくり。多々良川と須恵川の堤防に、あじさいロードを実現したいと私は考えております。これは、今粕屋町に2本の県の河川が入っておりますが、流れておりますが、非常に環境といいますか、イメージが悪い。ここをきちっとしたそういった整備をすることにより、環境がよくなるのではないかと私は思っております。それから、農地を利用して花いっぱい町づくりに挑戦します。これは江辻でも既にやっておりますけども、コスモスが咲き、それから菜の花が咲き、それから桜が咲き、そしてヒマワリが咲き、この中にまたアジサイというものが入ってくれば、やはり物すごい景観がいいような町になるのではないかと考えております。私も、今東中学校の前に菜の花をまいておりますけども、これは東中学校の卒業を目当てにまいております。生徒が、卒業生が、ああ、卒業したときに、あのときは菜の花が満開やったねというような、そういった思いが今後の同窓会あたりに思い出になればと私は思っておりますので、そういった花いっぱい運動を目指してまいりたいと思っております。

それから、福岡県で一番ジュニアスポーツが盛んな町づくり。スポーツを通して子どものしつけを実践していただいていることから、少しでも長く指導できるよう監督やコーチの育成に努めたいと思っております。これはもう皆さんもご存じだと思いますが、やはり学校、家庭ではできないしつけというものをしっかりやっておりますので、そういった中でそういった人間性が宿ると、倫理観が宿るという思いでございますので、掲げてみております。それから、子どもたちがオリンピック選手を目指せるように、全国大会出場のスポーツ基金をつくりますということでございますが、今盛んに粕屋町の中でも、上を目指して頑張っている子どもたちがいます。こういった中で優勝した、全国大会に出たといううれしさと、反面にお金はどうするかいなというような不安があるとよくお聞きいたしております。やはり、今後子どもたちの成長を見守るべきと思っておりますので、こういった施策ができればと考えております。

この内容につきましては、ちょうど先ほども言いましたが、予算組みの時期でございますので、就任最初の幹部会で各課長に指示をしていただくよう、要望いたしております。それから、やはりこういった問題につきましては、トップダウンで決めるものではないと私は思っております、やはり、事業の優先順位は所管が決める

ものと思っていますので、私からの要望は、時期が来たら検討していただければと思います。今後、所管の発想を期待いたしております。

それから、最初のほうで、第一番に行政の暴走をとめるものといった形で、最初私書いておりますけども、もう早速給食センター、あれあそこは長議員もご存じだと思いますけども、焼却場やったですね。これは私たち、盛んにそういった場所に建てるわけにいかんと、安全性があるから給食、特に給食センターでしょうと。そういった形で、ぜひそういったことはいかんですよっていうて一生懸命とめても、皆さん賛成して可決されたわけでしょう。そして、今ここに8,000万円という産業廃棄物のものが出たわけですね。こういったことは、一切聞いてないですよ。だから、そういったものはやめてくださいって私たちは盛んに議会で言ったわけですね。しかし、やはり何も聞かなくて、そのまんまつくられたと。で、今になりますと、こういった議会に説明したら、マスコミが嗅ぎつけて、嗅ぎつけてと言うたらいかんですね、聞き及んで取材に来られた。最終的には、これはちゃんと記者会見開かんとか済まんやっただ話なんですね。ですから、こういったものがやはりあのときにそうやなど、給食センターを建てるのなら、焼却場の上に建てるわけにいかんねといった形で少しでも聞いておられれば、私はこういったことは起こってないと思いますよ。ですから、私はそういったものが少しでも、やはり議会がせっかくいい意見が出とうとなら、そういった意見を聞くというような耳を持たないかんと思うから、私はその文章を書きました。それが事実です。ですから、私は間違っていると今でも思っておりません。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

これ、2、3も一緒に質問されましたが、一緒に答えますか、どうですか。質問はされましたけど、いいですか。

長議員。

◎10番（長 義晴君）

公約ということで、幅広い質問になろうかと思っておりますので、あちこち飛ぶかと思いますが、質問に答えていただきたいと思っております。

さっきの給食センターの件は、ちょっと後回しにさせていただいて、5つの町づくりと公約、私どもは公約としておりますが、あなたの後援会チラシっていうか、ポスターでは、目指すというふうなことで書いてあります。かなり選挙公約っちゅうか、そういうふうなことにするとインパクトが弱いんじゃないかなと思う。私たち議員も、いろいろな住民の意見、それから地域の問題については、取り組みは目指しております。この目指すっちゅうのは、何か抽象的でありますので、まず公約

として同じような一般的な取り組むっちゅうことで理解してよろしいでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

私、議会でずっと皆さんと一緒にしたわけですが、トップダウンではないと私は思うんですね。トップが決めていく問題はないと私は思ってるんですよ。やはり、ボトムアップでしっかりと所管がこういった事業が要るといった形で政策を上げてきて、それを認めるのがトップだろうと思うんですね。ですから、今までのようなトップダウンではだめだと。私は、だから、ここは私こういったことをやりたい、だから所管の人考えてください、そして時期が来たら実行していただけないか。これが私のやり方です。ですから、せつかくしっかりと一生懸命事業をやると思ってる職員に、これをやんなさいと言ったら迷うわけですね。だから、今後は、私はボトムアップでいきますよ。で、職員の意見をしっかりと聞いて、そういったことならぜひやんなさいと、もう少し財源が足るとね、足らんとねというような支援をしていくようなやり方をしなくては、やはり職員は育たんと思うんですね。上からぼんとおりにきて、これをしなさいと言ったら、私はそれは指示待ちの職員になるかと思しますので、そうじゃなくて自分で発想して発案して、その優先順位を決めてやっていくということが一番私は職員が、今からやる気を出す手法だと思っておりまして、私は投げかけます。そして、その時期でいつからその職員がやるのかというのは、やはり職員が、ああ、この順番ぐらいになりますが、いいですかって言われたら、私はそれで構いません。ですから、私はこういった手法を、やはり今まではトップダウンでやるということになれておられるかもわかりませんが、私はこういったことはやりませんから、目指す方向になるかと思いません。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎10番（長 義晴君）

そこは、これからのあなたの手腕だというふうに私は思います。

それと、先ほども田川議員が申されましたけど、これは民主党の政権下でいろいろ出た言葉と思いますが、福岡県で一番と、こういうふうな政策、いろいろな取り組みで1番とか2番とかっちゅうのは、非常に気持ちはわかります。そういったよそにないようなもの、それからやっぱりほかの他町から比べたら、非常にうらやましいっちゅうか、関心を持たれる町にしたいっちゅう意気込みはわかりますが、その1番ということのそこいらの重みといいますか、そこをお尋ねしたいと思いま

す。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

やっぱり、事業をやるには一番を目指すぐらいの意欲は必要だと思いますね。ですから、必ず一番になるというんじゃなくて、一番を目指していい発案、発想をやっっていこうという思いから、やはり意識というものは5番を、この前1番でいいんですか、2番でいいんですかということがありましたよね。そういったことではなくて、やはり何でも最高のものを築き上げていこう、何でも最高なものを考えていこうというような意識は常に持つとかないかんと思いますので、私は必ずそれが5番になったからだめだとかいって、私は思っておりません。ですから、やっぱり1番になるぐらいの発想で一生懸命何か考えられないかという職員の発想を期待いたしております。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎10番（長 義晴君）

先ほども言いましたように、意欲は十分、あなたの今までの議員生活の中でも、そういったことで取り組まれてきているうちゅうことは一応理解しておりますが、そういった中で成長戦略として、先ほども田川議員が言われました九大農場の関係で、これは町長、30年10月に移行するというふうなことでありますが、あなたのこの九大農場の関係の利用の関係については、粕屋の明るい未来へ出発進行というふうなことで、キャッチフレーズはまさしくこういうふうなことだと思いますが、そういった中でもうご承知のように遺跡の問題がいろいろあるうちゅうことで、なかなか出発進行ができないところもあろうかと思いますが、かなりこの問題については10万人の規模の都市とか、ここの新しい企業や税収を見込むうちゅうのは、皆さん期待してあると思いますが、ちょっと私は今度の選挙も、当座やっぱり1期4年というふうな中で皆さん取り組まれると思いますが、まだまだこのあれについては、もう私から言わせてもらおうと何か絵に描いた餅みたいところが、まだ出発進行ができないんじゃないかというふうに思いますが、その点についてお伺いしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

もう先ほど言いましたように、30年に九大が移転するわけですね。それにつきま

しては、出発じゃなくて、もう準備しよかないかんわけですよ。幾ら遺跡が出ろうと何しよう、将来的な構想はもう掲げよかないかんわけですよ。ですから、若干出発はしとかんと、さあいざ時期が来ましたよ、今から出発しましょうって、もう手遅れになるわけですよ。そういったものが、やはり遅れてるんじゃないかなと私は常に思っております。やはり、準備は万端にしながら、こういった九大農場跡地の移転に対する心組み、仕掛け、いろいろあるかと思えますけども、やはりそういった準備はしっかりしよかないかんと思えますから、もう既にやっぱり出発は早くしとかないかんわけですね。それをいつまでも絵に描いた餅とか、そういったものじゃなくて、前向きにしっかり考えていく。それで、資産活用をやるということは、やっぱり粕屋町にとっても、私は有利になると思っておりますし、ただ今までのマスタープランでは若干そういったものが難しい可能性があるかもしれませんけども、やはり若干その辺は見直していかなければならないと私は思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎10番（長 義晴君）

また、先ほど質問もありました10万人規模の都市を目指してということで、新しく町長に就任されたということで、周辺町の町長等、いろいろご挨拶行かれたと思いますが、こういった中でびっくりされておるか、こういった発想でやったら私のほうの町も一つ何とか協力させてもらうとか、そういった話がありましたか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

何で10万人になったかといいますと、8年前に20万都市である6町の合併というのが否決されました。ですから、これはまだ6町でやっても、町民のほうを受け入れられない可能性が高いと思えますから、まずは10万ぐらいでいったらどうかという構想でございます。

また、先ほども言いましたが、相手先、それから時期というものは、それは相手の都合があることでございますので、やはり迷惑かけられませんので、私は時期が来たら、しっかりと議論していきたいと思っております。今はまだ仲も親密になっておりませんので、そういったことは一切言っておりません。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎10番（長 義晴君）

言わなくてもほかの町長あたりが、社交辞令かもわかりませんが、そういうふうなことで、何かそういうふうな点でこの件についてお話があったかなかったか、お尋ねしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

一切ございません。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎10番（長 義晴君）

今町長が言われたように、あくまでもいろんなこういったことに、事業に目指すというふうなことでございますので、期待しながら見守っていきたいというふうに思います。

ただ、もう一点、この件でお尋ねしたいのは、それも先ほど言われました役場の職員の天下りについてでございますが、あなたがこういった形で申される中で、12月の議会で早速そういった人事案を出されましたけど、そこいらはどういうふうなお考えでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

私は、就任のときから、各施設の長に行くのは天下りではないかということで、小池町長の時代から私は言っております。ようやく私町長になりまして、今回こども館とサンレイクがあきがちょうどありますので、これは公募しようといった形で私は検討いたして、指示を出しております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎10番（長 義晴君）

先ほども言いましたように、新たな豊富を持ちながら、あなたたちがいつも言葉に口にしてあります住民目線で、町民の立場に立って行政運営を進めていくというふうなことでこういった取り組みを今後円滑にできるのなら、進めていただきたいというふうに、一応期待しております。

次に移らせていただきます。

次の質問は、交通対策並びに通学路の歩道の設置について質問いたします。

1 問目は、西鉄原町駅バス停のバスカットについてであります。この問題は、因町長が議員のとき、平成20年12月議会一般質問で第1回目の質問をされて、平成25年6月議会までの間に6回一般質問をされ、交通渋滞の解消に町の執行部、また一部議員も取り組まれてきました。歴代2人の町長も努力されてきましたが、バスカットの利用ができず、今日朝夕限らず、昼間でも車の増嵩もあり、渋滞が解消されていません。

因辰美町長は、交通渋滞の解消につながるために、住民の代弁者として実現するまではやめられませんと一般質問で今まで言ってこられております。今後、早い機会に関係者とバスカットの利用ができるように協議をされてはと思いますが、いかがなものでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

ここの原町のバスカットにつきましては、6,000万円近くの税金が使われておるわけですね。そういった中で使われないという状況は、やはり議員としては指摘しなければならないと私は思っております。つくった当初に、すぐにバス停を用意しとけば、何ら問題はなかったことだと思います。しかしながら、そこでちゅうちょしたために、今までもずっとバス停、バスカットが使われなかったということが現状だと思います。

本件のバスカットにつきましては、平成20年12月議会一般質問より質問し、交通渋滞の解消の取り組みについて質問をしてみました。私は、歴代2人の町長に劣らぬよう、努力したいと思っております。なお、本物件は福岡県の管理道路でございますので、県と連携を図り、対処していきたいと思っております。ぜひ前向きに取り組めます。よろしく申し上げます。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎10番（長 義晴君）

前向きじゃなくて、あなたが今までされてきたことは、これはあなたに限らず、皆さん同じ気持ちちゅうことで議員もさっきも言いましたように、一部いろいろ手助けして取り組んだ経緯がありますから、どうか町長自ら、どういうふうな因果か知りませんが、そういったことでこの件については取り組んでいただけたら幸いというふうに思いますが、現在最終的にはマンションの関係者と店舗の関係者で大

きな問題があるのか、ないのか。そこいらをちょっとお尋ねしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

これは、小池議員と一緒に、そういった関係者と話したことがあります。旧因町長、それから所管の方も一緒に協議いたしました。そういった中で、私は先ほど冒頭に言いましたように、土地の購入したときに持って行っておけば、何ら問題はなかったのではないかなと私は思っております。しかしながら、時期がたちますと、どうしてもマンションの前にバスがとまってほしくない。それから、店の前にとまってほしくない、これは当然なことだと思います。しかしながら、バスカットができた瞬間にすぐに移動しとけば、こういったことは何らなかったんじゃないかなと私は思っております。しかしながら、こういった意見がもうずっと言われておりますので、そういったものをしっかりと検討しながら、そして前向きにこの利用を実現、バスカットを利用できるような形で進んでまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎10番（長 義晴君）

よろしくじゃなくて、私のほうがよろしくお願したいというふうに思います。

じゃあ、この件につきましては、大体今までのかかわりの確認というふうなことであったと思いますが、次に移らせていただきますが、次は通学道路の拡幅についてであります。昨年9月議会で私が一般質問いたしました粕屋薬師大橋から大川幼稚園入り口までは、現状の通学路歩道幅員では安全確保が難しく、早急な歩道の拡幅が必要であり、地権者の同意も得て、県事業で測量も終わっていると県土整備事務所は説明されました。

現在、長戸区におきましては、103戸のマンションと46戸の分譲マンションが来年8月に竣工し、9月入居ができるよにということで、先般工事事務所に行きましたところ、予定どおり進んでおりますというふうなことで、9月からは現在の児童・生徒から約150世帯の分と児童が増えてくるわけですが、この中で現在572戸のマンションがさっき言いました6棟があるわけですが、それと今度2棟150っちゅうことで約720世帯のマンションが入居されまして、また大川小学校は増えるわけですが、そういったことでこの工事について、現在どういうふうな進捗状況かお尋ねしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

2番、3番につきましては、所管のほうから報告させます。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

長議員のご質問にお答えいたします。

本県の道路は、主要地方道福岡東環状線であり、管理者につきましては福岡県でございます。昭和59年度に用地買収をし、幅員1.5メートルの歩道新設がなされたものでございます。平成25年6月の区長会において戸原区、長戸区長よりご質問があり、歩道拡幅について県土整備事務所へ何度となくご要望、歩道を拡幅してくださいということで、こちらのほうもそれを県土整備事務所のほうに町のほうから話を持っていっております。その結果、県土整備事務所のほうから、町から地権者に用地買収、その意向確認、実施を検討する旨の回答を受けました。早速、所管の道路環境整備課より、地権者との用地買収の協議を実施いたしましたところ、快くご理解をいただきまして、今年度福岡県土整備事務所から用地測量、設計の運びとなっております。

今後は、用地買収を実施するとともに、次年度には工事着手が実現できるのではないかと考えております。もちろん、工事着手に当たりましては、関係行政区、学校、幼稚園等、事業の説明がなされるのではないかと考えております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎10番（長 義晴君）

今吉武部長から説明のありましたように、大体前向きに進んでおるようですが、その中で注意してもらいたいのは、あそこに現在電柱が歩道に立っておりますが、それは当然移設されると思いますが、その中でこういった県道の歩道っちゅうのは基準っていいですか、規格があるんでしょうかね。かなり多くの、今日も小学校のほうに行って人数確認したら、長戸は250世帯ぐらいの児童・生徒が来てあるというふうなことで、あそこは朝日、戸原の一部というふうなことでかなりの人数になっておるようですので、この歩道はどれぐらいの、今1.5と言われましたけど、今度新しくつけるのは、倍の3メートルぐらいになるとでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

2.5メートルですね。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎10番（長 義晴君）

それと、先ほども言いましたように、非常に多くの児童・生徒が来ますが、特にそこに書いておりますように関係行政区、それから小学校にはこういうふうな規格の内容も含めて、何らかの私は事前に説明されて、今の段階やったらいろいろな取り組みができるようなこともあろうかと思しますので、そこいら要望としてお願いしときたいというふうに思います。

では、最後の質問に行きますが、平成24年度に全国各地で通学道路にいろいろな交通事故が多発したちゅうことで、合同点検対策ちゅうことで、国のほうからの指示で調査が依頼され、本町でも合同点検対策作成会議を設けられて、町内の通学路危険箇所78カ所の整備計画がされて安全対策を実施されておりますが、その後どこまでこれが整備されたのか、お尋ねしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

現在の進捗状況といたしましては、道路管理者対応箇所68カ所のうち、67カ所が対応済みとなっております。未対応の箇所、1カ所については、平成27年度中に対応を計画しております。それから、警察対応箇所の10カ所のうち8カ所、対応済みまたは関係機関と実施に向けて今協議中でございます。残り2カ所につきましては対策困難となっており、その理由は信号機設置及び規制標識、とまれですね、の設置でございまして、公安委員会の見解によって、ちょっとそこはまずいだろうということで、2カ所はちょっと対策困難というふうになっております。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎10番（長 義晴君）

大体ほとんどのところで、これの整備が完了したというふうなことで安心しております。

今回の質問につきましては、非常に因町長におかれましては、いろんなことで問題点掲げて就任されてご苦勞と思いますが、今後健康に留意されまして、町民のために頑張ってくださいと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(10番 長 義晴君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

これにて暫時休憩といたします。

(休憩 午後2時34分)

(再開 午後2時50分)

◎議長（進藤啓一君）

それでは、再開いたします。

4番川口晃議員。

(4番 川口 晃君 登壇)

◎4番（川口 晃君）

それでは、本日最後になりましたが、私が一般質問に参りました。議席番号4番、日本共産党の川口晃です。これから一般質問を始めます。

まず最初に、因辰美町長が公約で述べられました福岡県で一番子育てしやすい町づくりについて質問いたします。

因町長は、10月の町長選挙の公約でつつみが目指す5つの町づくりとして、1番目に福岡県で一番子育てしやすい町づくりを上げてあります。因町長が考えている子育てしやすい町とはどういう町なのか。概念的なことで結構です。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

川口議員の質問にお答えします。

先ほど、長義晴議員のときも説明いたしましたが、ちょうどだいま予算組みでございますので、幹部会のほうを通して私のこの公約の、公約といいますか、目指すもの、福岡県で1番、5つのものを目指したいということでこの指示をいたしております。

そういった中で、議員が質問されております子育てしやすい町づくりについてでございますが、私は先ほども言いましたが、各幼稚園で2歳児からの短時間預かりはできないのかということと、公民館、これは親子サロンは既に開設されているところもありますが、やはりもっと多くの公民館ではできないかという、私はそういった考えを持っております。これは先ほども言いましたが、こども館をつくるよりも、各公民館を利用して、そういった子育て支援をやったほうが経費も安く上がるし、そういった維持費もかからないのではないかという中で、私はこういった提言をさせていただきました。しかしながら、今後はやはりトップダウンで決めるものではないと私は思っております。ですから、事業の優先順位につきましては、やは

り所管の担当職員がしっかりと考えていただきまして優先順位をつけ、それからまた将来にかけてどの方向に進むのかっていう、しっかりと発想を浮かべていただきながら、各課長あたりとしっかりと議論しながら、この福岡県で一番子育てしやすい町づくりについてを考えていただきたいっていう中で、私は各課のほうで投げかけております。ですから、今後そういった福岡県で一番子育てしやすい町づくりをするにはどういった方向がいいかな、どの事業がいいかなという、これはやはり所管がしっかりと考えていただいて、やはり子どもたちがとか、子育て中の親御さんたちが将来に希望できるような粕屋町にできるような施策を考えていただければと私は思っております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

今2点おっしゃられました、大体私たちもこれは要求としては出していたと、共産党のほうも出していたような感じがしますので、その点では一致していくかなというふうに思います。よろしくをお願いします。

それでは、2番目に子どもの貧困化問題の項について移ります。

子どもの貧困は、社会全体の貧困や格差、不平等が基礎にあります。この10年、格差が縮小してるというよりも、むしろ拡大しております。同時に、生活保護基準が切り下げられたり、社会保障制度が後退してきていることもあわせて、生活そのもの大変さを感じている世帯、貧困の状態にある世帯が増えていると思います。子どもの領域ではどうなっているのかっていいますと、保育や教育、それが市場原理に組み込まれておりまして、子どもにお金がかかる、つまり子育てに金がかかる。家族の生活基盤の格差が子どもの生活や状態にはね返り、その矛盾が顕著に多くの人の前にあらわに見えてきている。だからこそ、子どもの貧困という言葉になってあらわれていると思います。安倍首相がここ数年間やってきた3本の矢という経済政策は完全に失敗しました。この失敗により、貧困と格差がますます広がったのです。ここに子どもの貧困問題の根っこがあります。

それでは、質問1に移ります。

中学生卒業まで医療費の無料化についてです。11月29日、都道府県知事会の会長である京都府の山田知事に対して塩崎厚生労働大臣は、都道府県が独自に出す医療補助などに対して、国が制裁措置としてペナルティーを課していたのを来年3月をめどに見直す意向ということを表明しました。国としても、子育てしやすい環境を進めることの大事さを考慮に入れたものと考えられます。私たち国民の世論に押されて、政策変更だと推察できます。

私は、9月議会におきまして、子どもの貧困問題について質問しましたが、この12月議会の補正予算におきまして総合窓口課のひとり親家庭等医療費助成事業として225万円の増額補正がされております。この措置は、ひとり親家庭にとっては大いに喜ばれる措置ではないかと思えます。また、子どもの貧困化解消にとって組み込まれた施策として大いに歓迎したいと思えます。

さて、この中学生卒業まで医療費の無料化に関しましては、私は幾度も質問しました。前町長の因清範町長は、県が小学生の医療費の無料化を実施するようだと糟屋郡の町長会に糟屋郡全体として足並みをそろえて実施しようということ意見を述べると約束されました、9月議会です。中学生になりますと、体も丈夫になり、小学生より医療費は低額になってきます。何か小学生の負傷者、けがで入院された方は750万円とか、たしかおっしゃられましたね、9月議会。中学生だとそれ以下だと思います。通院については、相当かかると思えます。また、国や自治体の施策を受けていない低所得家庭がどんどん増大してきているそうですが、これらの低所得家庭にとっては大きな救済になるのではないかというふうに思えます。因辰美町長には、糟屋郡の町長会において、糟屋郡全体として足並みをそろえて実施しようではないかという提案をしていただきたいというふうに思いますが、どうでしょうか。因町長、お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

川口議員の質問にお答えします。

医療費の助成制度は、少子化対策を含めて子育て支援策の重要な柱であると認識いたしております。議員もご存じのとおり、福岡県においては平成28年10月より医療費の助成対象を小学生まで拡大する改正案を2月の県議会に上程する予定です。粕屋町においては、平成25年4月より、県の助成事業に上乘せする形の町単事業で小学生の入院まで拡大し、自己負担を日額500円で月10日を限度として医療費助成を実施いたしております。病気やけが等の子どもさんを抱える家族の経済的負担を軽減し、より一層安心して子育てできる町づくりを目指しますが、社会保障費は年々増加しており、さらなる助成の拡大は将来にわたり大きな負担となりますことから、総合的に検討する必要があります。医療費助成の拡大につきましては、小学生の通院はもちろん、中学生の入院まで対象にしたいと思いはありますが、糟屋郡内の他町との調整も必要であります。今後郡内での協議を進め、方向性を決定していきたいと考えておりますということでございますが、今現在担当者のほうでこの件を検討しております、中学生までの無料化を検討しておりますが、これは新宮が

抜けて中南部で3町3町ということですね。まず、中学校の入院につきましては考えようじゃなかろうかということは3町、そこまでまだ考えてないところも3町。ですから、今後はこれは事務レベルでしっかりと申し合わせしなくてはならないと思いますところからと、あとは町長会でしっかりと判断してまいりたいと思いますので、それにあわせてできるだけ私たちも措置の方向で進んでおりますので、要望してまいりたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

本日、また7時から医師会との共産党の懇談会があります。両者でまた要求しようということにしています。よろしくをお願いします。

それでは、2番目の高校生、大学生及び専門学校生等に対する奨学金制度は考えられないかっちゅうことに移ります。

現在、高校への進学率は98から99%に達しており、2015年の大学、短大の進学率は56.5%、高専や専門学校等を含むと70%を超えます。高水準であります。皆さんもご存じのように、一時は高校生全員の授業料は県が負担して無料でしたが、現在は所得制限がありまして、ある一定所得があれば支払わなければならないというような措置もとられてるようです。大学生の授業料は非常に高く、国立大でも五十数万円ぐらいかかります。理工系になりますと、私立では100万円程度かかります。

最近の12月1日の赤旗の報道によりますと、財務省が国立大学運営費交付金の削減、大学に国がやる、補助金を出すんですが、そのうち2,437億円削減をいっております。これを勘案すると、大学生1人に対して40万円の増額になります。合計で53万円程度になるそうです。これでは、普通の家庭の子弟は大学進学は不可能です。高校、大学、専門学校等に通うには、授業料だけでは済みません。交通費が要り、本代等の学用品、校納金、部活にすれば部活費もあるでしょう。大学では、下宿費も必要となるでしょう。

これらに対しての奨学金制度が、県や大きな市ではつくられています。私が調べますと、福岡県の場合は高校生に対する奨学金の場合、これは福岡県も貸与ですね、給付じゃなくて貸与です。4人世帯の場合、そして給与収入のみの世帯だと、生活保護基準の1.5倍で約485万円以下で適用されます。それを超すと適用されません。奨学金は、自宅通学だと最高で月に公立で1万8,000円、私立だと月に2万5,000円です。福岡市の場合も貸与ですが、これに準じます。福岡市は、大学のほうはやってないみたいで。北九州市の場合は、ちょっときめ細かくなっておりまして、高校及び専修学校高等課程っていうのがあるそうですが、公立で月に1万

8,000円、私立で月に2万5,000円、高専だと月に2万1,000円貸与するそうです。

私が問題にしたいのは、町や村の場合です。まだ調べは十分に尽くしていないのですが、この福岡県にもあります。さきの11月25日に議員広報委員の研修会がありました。そこで築上郡上毛町、皆さんご存じでしょうか。中津のすぐ横に、昔は大平村とか新吉富村がありました。そこの議会広報を見てみますと、議会広報持ってきたんで、こういう議会広報ですね。これに私の青年団のときの後輩であります議員が、この奨学金の件で一般質問しています。内容は、貸与を給付に改めよとの要求です。帰ってから彼に電話しますと、どこの町にも町単独の奨学金はあるんじゃないですかちゅうような回答でした。しかし、どこの町にもこういう制度はほとんどありません。福岡県には、この上毛町のほか、給付型の奨学金制度を持っている町もあるそうです。上毛町の場合では、高校、高専、専修学校の場合は月に1万円、自宅通学の際の大学、短大、高専の4年、5年生、それから専修学校の専門課程は月に3万5,000円、私の友人は奨学金制度の予算の増額をも要求しています。そうすると、町長の回答が、奨学金は年々増額していると、こういうところでも増額していると。そして、教育長は、他の自治体に比べて援助は負けていないと胸を張って回答してる感じです。もちろんそうでしょう。まさに、福岡県の先進である。

私たちの粕屋町はどうでしょうか。北陸や東北の町に比べると、はるかに産業も発展していますし、九州の中でも少しは税収のよい町でしょう。財源も、来年からは町の独自施策に対するペナルティーもなくなるようになるそうですから、それらを勘案すると、こういう制度もつくれてくるんじゃないかと私は思います。

因町長、まず高校生からでも結構ですから、奨学金制度つくられるか、検討するか、何か考えてはどうでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

これは、まだそこまで考えてきておりません。ですから、教育長のほうから答弁させます。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

川口議員のご質問にお答えをいたします。

経済的格差が学力の格差を生む、教育の格差を生むというのはゆゆしき問題で、今後我が国の教育あるいは子どもたちの幸せに大変大きな問題なろうと思います。

経済的格差が非常に厳しい状況においては、経済的な支援が大事だと思います。具体的には、学校教育課長が調べておりますので、答弁させます。

◎議長（進藤啓一君）

古賀学校教育課長。

◎学校教育課長（古賀博文君）

お答えいたします。

高校生等に対する奨学金につきましては、福岡県が実施しております奨学金貸付制度がございます。また、大学生等を対象としたものといたしましては、国、これは独立行政法人ですが、そのようなものを行っている奨学金の制度もございます。市町村が行っている例といたしましては、福岡市、北九州市、久留米市等の市のほかに、町レベルでは、鞍手郡小竹町、先ほど川口議員がご紹介されました築上郡上毛町など、幾つかの町で実施をされているようでございます。高校、大学における奨学金につきましては、町独自のものは、現在予定がございません。本町といたしましては、奨学金を創設するのではなく、まずはさきに申しました国、県等の奨学金制度のご案内に努め、学ぶ意欲と能力のある生徒、学生の支援の一助になればと考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

学校教育課長のほうは、ちょっと後退した考えだそうですが、町長のほうは検討するかもしれないということなので、将来、まだ将来の問題ですから、よろしくお願いします。

それでは3番目、政府が考えている施策についてです、政府の施策について移っていきます。

12月3日のNHK、午後6時半ごろの放送に子どもの貧困が取り上げられていました。母と娘のひとり親家庭で塾に通えず、高校への進学が危うい状態になっている娘のことです。その娘は、いろいろ紹介を受けてボランティアによる無料塾の紹介を受けて、そこに通うようになり学力もつき、高校進学への見通しがついたという内容の放送でした。

また、最近では、これは11月7日の西日本新聞の一面トップ記事です。こういう記事で、皆さん見られたでしょうか。十分な食事をとれない子どもたちのための子ども食堂が、子ども食堂です。九州でも広がっているということで、博多区にもできたという記述です。ここの写真は、これは久留米市の写真が掲載されていま

す。

子どもの貧困の増大は、貧困家庭が日本中に広がっていることを表現しています。経済が伸びず、家庭の収入が増えず、そのしわ寄せが子どもに顕著にあらわれています。政府は、2014年に子どもの貧困対策推進法を決め、4つの支援事業を打ち出しました。1つは教育の支援、2つは生活の支援、3番目は親の就労支援、4番目は経済的支援です。そして、これの事業を始めたわけです。その後、今年2016年度予算の概算要求の貧困対策費として、これ聞いたことあるでしょう。厚労省は約223億円、それから文科省は約37億円を盛り込むことになりました。子どもの貧困対策推進法に基づく子どもの貧困対策大綱、インターネットで拾いますと結構長い、30ページから40ページあります。は、学校をプラットフォーム、窓口とした総合的な子どもの貧困対策の展開ということが目標であります。

それから、生活困窮者自立支援法というのもほかにあります。それには、生活困窮家庭の子どもへの学習支援事業というのが目標のように考えられます。インターネットに、やっぱり概要としてありますので、お気づきの方は見てください。ちなみに、この法律の施行時点の2015年4月では、今年の4月になりますかね。同法による生活困窮世帯等の子どもの学習支援事業の実施率、それが33%だそうです。これは、この調査は福祉事務所設置自治体ということだから、町村はちょっと含まれないですね。市があります全901自治体のうち300自治体を実施しているという状況です。

子どもの貧困対策大綱と生活困窮者自立支援法に基づく施策はいっぱいあって複雑で、読んだけどなかなか理解が進まない、そういうものですが、粕屋町の学校教育課と住民福祉課において、どのような施策としてこれがあらわれてくるんでしょうか、実際の施策として。そこを、先ほど申しましたひとり親家庭の医療費助成というのは、住民福祉課の施策だと思いますけども、具体的にどのようにあらわれてくるのか。当局の、当課のほうから説明していただいたらいいんですが、町長お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

所管のほうから報告させます。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

介護福祉課の関係で奨学金いわれるようにございますが、これはもう県のほうが

窓口になりますので、当課が、粕屋町が特別何かしていくというふうなことはありません、自立支援のほうは。社会福祉協議会のほうで事業として学習支援をしてあったり、食事に困られてある方の食事をボランティアから集められて提供していくというふうなことはしてあるようでございます。町として何らかやっっていこうとことではございません。今のところ考えておりません。

◎議長（進藤啓一君）

学校教育課長古賀君。

◎学校教育課長（古賀博文君）

先ほどの子どもの貧困問題につきましては、春先あたりに報道等されましたように、国のほうでは子どもの貧困の解消に向けて民間資金を活用した基金を新設するということが発表されましたりですとか、子どもの未来応援国民運動の発起人集会が開かれたといった報道がなされております。ところが、自治体に対してそのような、国等で行っておりますような福祉や就労、教育といった支援について拡充の考えが国のほうではあるようですけれども、我々のほうに具体的な通知文書なりといったものが届いておりませんので、ここでは詳細を申し上げられません。ご理解願います。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

私は、もう既に町村におりてきてると理解してたんですが、まだそう至っていないということですかね。それでは、国のほうにいろいろ要請していきたいというふうに思います。

それでは、3番目に移ります。

篠栗線の立体化及び柚須駅周辺の交通体系の整備について質問いたします。

篠栗線と私は、切っても切れない縁になっているように思われてなりません。今プラットホームづくりの工事が行われておりまして、電気配電盤等を収納する電気室が柚須駅の西側の端にでき上がりまして、少しずつ変化してきております。南側ホームに鉄骨などが運び込まれてくると、利用者の皆さんも胸がわくわくしてくるんじゃないかというふうに思っております。町の努力に本当にありがとうございました。

篠栗線の立体交差の件なんですけど、10月中旬でしたか、若い命が柚須4号踏切で散りました。悲しいことです。3年に1度ぐらい、このような不幸なことが発生します。鹿児島本線では、箱崎の米一丸の踏切から名島の鉄橋までの間は、本当にしばしば列車が停止していました。もう、私は九大に勤めてるからよく知っておりま

す。しかし、今は高架になりましたから、そういう状況はなくなりました。篠栗線も高架になると、こうした事故が防げるものと思います。人身事故だけじゃなくて、遮断機がもうずっととまったり、いろいろなことが起こっています。柚須区を含めたこの地域の住民の昔からの希望は、繰り返すようですが、電化、複線化、立体化です。

さきの町長の発言では、吉塚駅から阿恵までの立体化だと100億円から200億円ぐらいかかるそうです。もう気の遠くなるような金額です。粕屋町の予算では、ちょっとできそうにない。できそうにないって、不可能に近い。西鉄が大橋駅から春日原まで立体化したということで、予算はどこから出たのかというふうには都市整備課の職員さんに調べていただきました。それは、当該自治体、つまり福岡市と春日市が出したということでした。篠栗線の多くの工事は、粕屋町や篠栗町がしなければなりません。こんなばかなことがあっていいものかと私たちは思っています。利益を受けるのはJRですから、JRがするのが当たり前ではないかと。腹立たしい感じですよ。

因町長は町長になられてまだ日が浅いので、回答をもらうにしても、それらしいものはないと思いますが、ただ考えられるのが、国土交通省が送ってきた資料によると、逆に道路を高くする方策も提示しております。しかし、将来的にはこれ禍根を残すことになるんじゃないかと思っております。因町長には、常に篠栗線の立体交差が問題としてあるということを入れておいてほしいと思います。因町長の感想をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

川口議員のご質問にお答えします。

感想ということでございますが、それはどう考えても、やはり全部が高架になれば、それは最高であると私は考えております。交通渋滞緩和、それからそういった今さっき言われました事故等の回避にもなるかと思っておりますので、基本的には私は、もしJRがするのであれば、ぜひ賛成していきたいと私は考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

私も、本当にもう悔しい思いなんです。柚須駅の横の歩道の整備やったときも、もう吉武部長が率先してやってくれたんだらうと思いますが、あれでも町が負

担しなくちゃいけなかった。最初8,700万円という金額を言ってきたんですね。それで因課長が、因光臣課長が頑張って5,300万円かな、値切ったんですが、もうこういうこと、3,000万円の差があるというのは不思議なことです。

次に移ります。

柚須駅周辺の交通体系の危険性の問題です。10月下旬、KBCテレビは福岡県で最も危険な駅として三井郡の大刀洗駅と柚須駅を取り上げて報道したそうです。当日の朝8時ごろ、カメラを担いだKBCの人たちが数人で撮影する姿を通行人はどうしたんだろうと不思議そうに見ていたそうですが、もちろん通行人の中にも後ろに来てある傍聴者の人もおりますが、その姿を見ていたそうです。マスコミも報道するほど、柚須駅付近の交通の危険さは知られるようになりました。私が区長の時代から、横断歩道の設置の要請を公安委員会に出していましたが、いまだ満足いく回答は出されておられません。さっき何か横断歩道のことを言っていましたけど、2カ所の問題はこのことじゃないかと思いますが。

今年、公安委員会より柚須区に対して出された回答は、ミヨリ緑道より柚須駅の2階の駐輪場に陸橋をつけるよう、粕屋町に対して要請するよという内容だったんじゃないかと思います。これは、南から来る人、例えば志免町とか乙仲原西区の人とか、こちらの人たちは陸橋を利用するでしょう。しかし、北側から来る人は、踏切からもう直接柚須駅のほうに入ります。また、足や腰の悪い人、高齢者の方、それから列車をおりて会社や家に行かれる方は、この陸橋を利用するでしょうか。何か公安委員会の提案というのはむなしい提案です。今まで西小学校校区には、県道607号線は別として、大きな投資は行われませんでした。こうした事態が、今日の状況を生み出したものというふうに思っております。結局のところ、原町駅や伊賀駅のような線路をまたぐような陸橋を持った駅舎の建設が必要になるんじゃないかというふうに思います。もう早期につくっておかなくちゃいけなかったと私は思います。私は、こうした状況を解決するためには、特別な取り組みが必要だというふうに思います。柚須駅の駅舎の建築及び駅舎周りの交通体系の見直しなどの検討委員会とか、検討会でも結構ですが、粕屋町のほうで早急に設置していただきたいというふうに思いますが、どうでしょうか。因町長、お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

この件につきましては、所管のほうから報告させます。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

川口議員のご質問にお答えいたします。

KBCのテレビ、私も朝見ました。危険の解消、通行者安全確保をどのようにするのか、非常に難しい箇所でございます。先ほど議員も言われたように、踏切の南北に交差点がございますので、警察との協議、やっとりますけど、横断歩道の、余りにも踏切と交差点が近いために横断歩道の設置もできないという状況でございます。そういうことも考えまして、駅舎の建築、そういうことが一番だろうと思えますけど、あそこは用地の問題もございますので、すぐにはちょっとできるかというたら、ちょっと難しいところがございますので、JRと警察と一番ベストな改良方法をちょっと考えていきたいと思えますし、検討委員会ですか、そういうのも設置して考えなくちゃいけないかなというふうに思います。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

駅ができたころは、もうほとんどあそこ通行する大型車も少なかったんですが、もうどんどんどん利用がされるようになり、駅の利用者も、もう6,000人、一律6,000人ぐらいいは超してるんじゃないかなというふう思います。もう時期を失しているんで、どんどん困難になってきてます。もう私たちもいろいろ考えて、柚須で区の役員とか有識者っていう人たち、経験者なんかも含めている考えんですけど、やはりこうした問題はもう町がやっぱりやる以外に進まないというのが私たちの考えです。早急に検討委員会でもいいですから、つくっていただきたいことを要望しまして、この項は終わります。

それでは、最後になります。九大農場跡地の問題に入ります。

九大農場跡地は、大企業、医療機関誘致こそ最優先すべきというのが、因辰美町長の公約の中にあります。先に田川君、長義晴さんもそういう農場跡地については質問されましたが、先日交通対策及び九州大学農場跡地対策特別委員会では、九州大学の担当者との意見交換会が設けられました。その席で九大側は、粕屋町の計画には協力するとの回答がありました。九大農場跡地問題に当たっては、まず最初に地方自治体等の計画、2番目に公共的機関等の使用による計画開発、3番目に民間等の使用による計画開発との順序があると説明されました。やはり、優先するのは地方自治体がどういう計画を持つかということが最優先です。

因町長が言われる医療機関の誘致は説明にある2番目にありますけども、まずこれについて伺います。

因町長が考えている医療機関というのは、どういうものでしょうか。近くには青

洲会病院、213床です。西には財団法人の仲原病院、これは入院ベッドが135床あります。この仲原病院に関しては、私たちの地域の近くですから、昔からなじみがありまして、粕屋町にとっては大きな縁があります。過去は5町の組合立でありました。一時は亀山炭鉱の閉山で赤字が続き、民間払い下げの話もありましたが、今は大きな設備改善と九大からの医者への投入等で好転したようです。こうした病院が約1キロメートル以内にある中で同じような病院を建設すると、住民にとっては便利かもしれませんが、病院同士の競合でうまくいく可能性がどうでしょうかねという疑問があります。それとも、今はやりの先端医療の病院というのがあるんですが、それは例えば東南アジアの富裕層を入院させて、もうけ主体にやっていく病院とかあるんですが、そういう構想もあるんでしょうが、因町長はどのような医療機関の立ち上げの頭に入れておられたんでしょうか。どうぞ。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

これは、やはり地域の住民の方と十分どういうものが適切かということは考えなくてはならないと思います。今のうちのマスタープランにつきましては、住宅と公園と、あとは商業施設っていった形のマスタープランがあります。そういった中で、全くそういった雇用を生むような企業が余りなかったということで、私はこういった関係から、2問目にも質問されておりますが、やはり原町、それから柚須、阿恵、その近隣、乙仲原西ですね。そういった方のやはり意識をそういったところに合うような施設といいますか、そういった企業を誘致すべきであると思っております。ですから、はっきり医療機関というものではありません。仮にもしあるとするならば、医療機関が移動する可能性もあります。ですから、やはりその辺につきましては十分地域の方と協議しながら、そして粕屋町と一緒にこの土地計画をしっかりと議論しながら進めてまいりたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

ちょっともう少し突っ込んでいいですか。

やはり、公約というふうにと考えると、何かこう頭に描いたものがあると思うんですね。単につらつらつらつと書いたものじゃないと思います。だから、大企業、医療機関というふうにして書いてある以上、何かを想定して書かれたと思うんですね。そこを私は知りたい。そういう意味での医療機関というのはどういうものですかということ。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

今、埋立地にこども病院が、香椎のほうに、照葉ですかね、あの辺に行っておりますけども、あそこはいつ液状化するかもわかりません。そういった中で、やはりそういった埋立地ではなく、利便性のある土地があれば、もしもこども病院が移転する可能性もあると思います、可能性ですね。ですから、やはりそういった災害がいつ起こるかかわからない。それと、またこども病院がやはり九州各県から全部来やすいように、そして空港からも利用しやすいようにというような、そういった利便性からも、そういった考えも発想もあるかもわかりません。ですから、そういったこども病院あたりの移転も視野に入れながら、私はちょっと思っておりました。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

大体の推量がつかしました。

それでは、最後の質問に移ります。

阿恵区、原町区、乙仲原東、西区等の地域住民の意向の問題です。

皆さんもご存知のように、九大農場を囲んで北には内橋2区、長者原下区もあり、農場の南側部分では、阿恵区や原町区等の住民の農地も隣接しています。私もいろいろ相談を受けて、どうしたらよかろうかちゅうて今、悩んであります。遺跡がどうなるのかによって環状線の動向も変わってくるでしょうし、またJR阿恵駅ができるのかどうかなどを含めて、多くの区の住民が農場跡地がどうなるのかについて大きな関心を持っています。

本来、町づくりは、まず一番に地形の問題があります。2番目に、住民生活が歴史的にどのように形つくられてきたのか。3番目に、これからの生活に何が必要なのか、どのような産業が必要なのか、それらを含めて調査をしたり、要望を聞いたりと、そして検討を加えていく、そういうつくられ方です。上から押しつけてこうするということのじゃありません。因町長は、大企業の誘致を考えてあるようですが、どのような発想を持ってどのような企業を誘致しようと考えてあるのでしょうか。さっきの意味で、構想としてね。お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

今は、地震、それとか津波とか、いろいろ災害が起こってますね。そういった中で、今は日本の中でも南海トラフ地震が一番危険性があるといった形で報道されております。そういった中で、東京の本社機能あたりがそういった地震をあびますと、シャットダウンします。どこかでバックアップしなければならないという本社機能の分散化というものを今考えられておられます。そういった中で、やはりいち早くそういったものを、バックアップは、やはり東京は太平洋側です。福岡は日本海側です。ですから、同じ災害によって一緒にダウンするということはありません。ですから、そういった地域の利便性ということを考えますと、やはり東京の本社機能を分散化するために、危機管理能力というのは必ず要りますから、そういった企業を誘致すればって私は思っております。ですから、これからやはりあらゆる人脈の中で、それから県とも協議しながら、そういった誘致活動をやっていかなければならないと思っておりますが、その前にやはり粕屋町の中で近隣の方としっかりと議論しながら、地域に合うような企業を誘致するというような考えを持っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

大企業を呼ぶっていうのは、ネーミングとしてはいいと思います。しかし、私の息子もちょっとそちらのほうへ勤めてるんですが、最先端企業というのは、もう少人数でやっていくというのがほとんどです。だから、雇用がそれほど生み出されるというのは幻想じゃないかと思います。田川君も言いましたように、工場なんかをつくると、恐らくこれは貨幣価値によって変わってくるので、もう人件費が高いところは勝てない。そういう意味では、雇用を生み出すっていうことやったら、むしろ中小企業のほうが、身近な中小企業のほうが圧倒的にいい。それから、地域に根差したものが一番いいということになります。それから、何かどういう計画がいいのかわかりませんが、やはり地域住民から喜ばれるような町づくりが一番大事だと思いますので、そういう点を要望しまして、きょうはちょっと時間が早いんですが、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

（4番 川口 晃君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

これにて本日の一般質問を終わります。

お越しいただいています傍聴者の皆様にお知らせをいたします。

今議会での一般質問通告者は11名ですが、本日は6名をもって終了いたし

ます。あす8日火曜日にも5名の方の一般質問を実施いたします。時間の都合がつかますれば、またお越しいただきますようお願いとご案内をさせていただきます。ありがとうございました。

(散会 午後3時36分)

平成27年第4回（12月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

平成27年12月8日（火）

平成27年第4回粕屋町議会定例会会議録（第3号）

平成27年12月8日（火）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

7番	議席番号	7番	福	永	善	之	議員
8番	議席番号	6番	太	田	健	策	議員
9番	議席番号	8番	小	池	弘	基	議員
10番	議席番号	11番	久	我	純	治	議員
11番	議席番号	13番	山	脇	秀	隆	議員

2. 出席議員（16名）

1番	安	藤	和	寿	9番	田	川	正	治	
2番	中	野	敏	郎	10番	長		義	晴	
3番	木	村	優	子	11番	久	我	純	治	
4番	川	口		晃	12番	本	田	芳	枝	
5番	安	河	内	勇	臣	13番	山	脇	秀	隆
6番	太	田	健	策	14番	八	尋	源	治	
7番	福	永	善	之	15番	伊	藤		正	
8番	小	池	弘	基	16番	進	藤	啓	一	

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 大石 進 ミキシング 高 榎 元

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町 長	因	辰	美	教 育 長	大	塚	豊				
総 務 部 長	安	河	内	強	士	住 民 福 祉 部 長	安	川	喜	代	昭
都 市 政 策 部 長	吉	武	信	一	教 育 委 員 会 次 長	石	山	裕			
総 務 課 長	石	川	和	久	経 営 政 策 課 長	山	本	浩			

協働のまちづくり課長	杉野公彦	税務課長	関博夫
収納課長	今泉真次	社会教育課長	新宅信久
学校教育課長	古賀博文	健康づくり課長	中小原浩臣
給食センター所長	神近秀敏	総合窓口課長	藤川真美
介護福祉課長	八尋哲男	道路環境整備課長	因光臣
子ども未来課長	堺哲弘	地域振興課長	安松茂久
都市計画課長	山野勝寛	上下水道課長	松本義隆
会計課長	伴栄子		

(開議 午前9時30分)

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（進藤啓一君）

それでは、通告順に質問いたします。

7番福永善之議員。

(7番 福永善之君 登壇)

◎7番（福永善之君）

皆さんおはようございます。7番福永善之です。通告書に従い、一般質問を始めます。

昨日は6名の議員さんが一般質問を行いました。本日は5名を予定しております。私が記憶する限り、粕屋町議会で11名の議員が一般質問をするということは、恐らく過去最高の人数ではないかというふうに思います。それだけ各議員がいろいろな案件を住民もしくは自分自身で吸い上げて、それを町政のほうにただしていくということが浸透しているのかなど。一議会人としては、このような議員が質問して執行部が答えると、そういう手順が徐々に徐々に浸透されているこの議会のあり方というのはすごく喜ばしいというふうに私は感じております。

では、一般質問に移らせていただきます。

因町長におかれましては、10月以前は一同僚議員としてこの議会の中におられました。10月の末の町長選挙において当選されましたので、今度は立場が変わって税金を執行する立場のほうに移られました。

今私は、因町長は税金を執行する立場、私は一議会人として町長をチェックする立場というふうに私は考えております。全てにおいて因町長を支持するというわけではありません。因町長が悪いというときには、それなりの発言をさせていただく、それが今私が考えている一議会人としての立場です。

では、平成28年度予算編成も今各課から予算の積み上げ、予算要望というのが上がっていると思います。各課長が各担当から積み上げてきた予算を精査して、それを各担当部長のほうに上げる、で各担当部長が責任を持ってそれを教育長もしくは町長のほうに査定を出すと、そういう流れでよろしいですか、教育長、町長。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

私は今回が初めてでございますので、その流れは今回初めてで存じておりません。しかしながら、そのルールにのっとって私は今後対応してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

教育委員会といたしましては、予算が上がってきますが、予算査定の中には教育長入っておりません。次長、課長で対応しております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

では、次長と部長のほうに、今の認識でよろしいでしょうか。各担当課から各課にまず上がってくる、で各課の担当はそれを策定して、その査定した分を各担当部長に上げていく、そのような流れでよろしいでしょうか。各部長、次長、お答えください。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

予算につきましては、今おっしゃいましたように各課のほうで精査した分を部長のほうからまず査定を行いまして、それから順次副町長、町長というふうになっていって査定をするものでございます。

◎議長（進藤啓一君）

ちょっと待ってください、教育委員会もおっしゃったでしょう。
石山次長。

◎教育委員会次長（石山 裕君）

教育委員会といたしましても、町と同様に各課長のほうから要望がありましたものを査定をしまして要求をしていく流れになっております。相違ありません。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

では、本題に移らせていただきます。

財政援助団体に対する補助金の査定について質問いたします。

現在、平成28年度へ向けて予算要求を各課で積み上げていられると考えておりま

す。担当部次長はその積み上げを査定し、町長決裁に判断を委ねると考えます。補助金の査定について質問をいたします。

1番、部次長は、担当課からの概算予算で、既存の団体へ拠出している補助金をどのように評価し、次年度に補助額を決定しておるのか、そのプロセスをお答えください。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

予算につきましては、毎年、新年度予算編成上の注意を各課に指示いたしております。平成28年度予算につきましても、各種団体の補助金のうち新規単独分につきましては、事業の性格、規模及び用途など必要性を把握し、経営政策課と事前に合議し、真に新設せざるを得ないもののみについて計上すること、また既に目的を達成し、社会的、経済的に実情に合わなくなったものは是正し、補助効果の薄いものは各種団体の決算報告書等により補助金見直しの基本に立ち廃止などの措置をとることを指示いたしております。それからまた、団体に対する補助金につきましては、まちづくり活動団体助成金のように交付要綱を設置しているものと、交付要綱がないものがございます。交付要綱があつて補助金額が確定しているものにつきましては、その補助金を適用する団体数によって予算を決定しております。また、交付要綱のないものにつきましては、各団体ごとに総会費用や決算報告書に基づき、会員数や事業量の増減等を考慮し、また、繰越金の発生状況等を見きわめて、次年度の予算案が各課より上がってまいりますので、それにつきまして適正かどうかを判断しておるところでございます。

◎議長（進藤啓一君）

教育委員会もですか。

石山教育次長。

◎教育委員会次長（石山 裕君）

教育委員会が支出します補助金等につきましても町と同様、総務部長が説明しましたとおり、繰越金の発生状況等を見きわめますとともに、基準等に基づき適正かどうかを判断して支出しているものでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

今、町長部局、教育委員会部局も同じような流れで、決算報告書を見て査定し

て、それから翌年度につなげていくという回答だったと思います。

では、その決算報告書というのは各課、ちゃんとチェックをされていますか、お答えください。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

先ほど申し上げましたように、各課のほうで精査した上で予算を上げておるということでございます。各課からの報告ということであれば、それぞれの課から報告させていただきますが。

◎7番（福永善之君）

じゃあ、お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

各課と言いますと全課にまたがりませんが、特定の課がありますか。

◎7番（福永善之君）

じゃあ、ちょっと教育委員会のほう。

◎議長（進藤啓一君）

石山次長。

◎教育委員会次長（石山 裕君）

教育委員会としましても町のほうとは同様でありまして、それと例えば社会教育課あたりですけれども、予算化に対する補助額の決定の基準がございまして、条例や規定など定められた基準によって交付するものとか要綱及び上限枠を設けて事業実績により交付をするもの、県、郡民大会出場などに出場する選手強化や全国、九州地区出場など団体や個人に対して内規で基準を設け決裁を受けて交付するもの、団体や各種大会の継続性を目的に前年度実績や前大会の実績により次年度事業に反映させ交付するもの、これは計画案や計画書の申請に伴う審査をしております。予算配分枠を財政側と協議、決定をしまして、配分枠内で各団体へ配分し交付するもの、それから粕屋地区市町村会での意思決定に基づき予算計上し交付をするもの、もう一つが、最後ですが、隔年実施の特定目的事業として前実績に基づき予算化を行い実費精算分を交付するっていう7つの基準を設けておりまして、各課長が審査の上、またこれに照らし合わせて私どもがまたチェックをしているところでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

決算書を査定しているというのは、各課査定してますね。では、その決算書を査定したことは、あくまでも内部で査定したものだ。これを外部が査定したら信憑性がかなり高くなるというふうに私は認識しておりますけど、内部で策定したものが果たしてどこまで信憑性があるのか。例えば各種団体に補助金を出しました。例えば100万円出しました。その100万円の内訳は、領収書はとれるものに関しては領収書を必ずとるというふうに私は認識しております。領収書をとれない分に関しましては、それは致し方ないというふうに考えておりますけど、その補助額に対して領収書をちゃんとチェックされているのか、その辺をお答えください。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

部長のほうでは直接的にその詳細について確認しておりませんので、各課の方ではそういうふうな必要経費に関する領収書等についてはチェックが行われているものと判断しております。

◎議長（進藤啓一君）

石山次長。

◎教育委員会次長（石山 裕君）

教育委員会としましても、各課のほうでしてると思いますが、その辺の社会教育課関係については担当の課長のほうから説明をさせていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

うちのほうでも各種団体、多種多様に補助金を交付いたしております。決算書と領収書も添えてしている部分もございますが、先ほども次長がお答えいたしましたとおり粕屋地区の市町長会での意思決定に基づきましての補助金交付もございますので、その分につきましてはほかの市町の負担金等も入っておりますので、一応決算書につきましては提出をいただいて、その中で各事業の配分具合を見ながら補助金を交付しているものでございます。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

領収書はじゃあチェックしてるということですね。それはあくまでも内部チェッ

クになります。それは担保する、本当にダブルチェックですよ、要するに意味合い的に。あくまでも内部チェックの今の話だから、それを担保するダブルチェックはどのような感じでされておりますか。

◎議長（進藤啓一君）

ダブルチェックの意味がわかりますか。

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

いろんな課の考え方ございましょうけども、各団体にもは監査委員さんがおられますので、総会資料等でそこでも監査が行われております。当課のほうでも領収書等を審査の中でちゃんと見させていただいて報告を受けておりますので、外部チェックは私は果たされているというふうに考えております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

外部チェック、果たされてますか、本当に。果たされてますか、外部チェックは本当に。

◎議長（進藤啓一君）

答えが果たされてるとおっしゃってるわけですから、果たされるというような認識だと思いますよ。

◎7番（福永善之君）

私は、果たされていないから、粕屋町が出してる補助金の使途、どんなものに使ったのかっていうのを、これはよしあしは別にして、これは平等に民主主義の世界ですから、平等にやっぱりやっていくべきものと思いますよ。一部の団体が法の適用が受けられないような、そういうやり方をいつまで続けるのかっていうのがですね。必要であれば、出せばいいんですよ。ただ、外部のチェックは受けるような体制にしとかんといけませんよ、それは。皆様わかるでしょ、自分たちで。私が何を言わんとしてるのか。税金の無駄遣いはいかんと言いながら、中身は数多くの団体、ほとんど受けてます、外部チェックは。一部の団体だけ、どうして決算報告書も、何に使ったのか使途がわからない。その使途の説明を求めようとしても拒否する。そのような感じで補助金を出していいんですか。補助金というのは、粕屋町民が出してる補助金ですよ。使途をちゃんと明らかにして、本当に必要ですね、じゃあ出しましょう、そこはプロセスでしょう。毎年のようにチェックも受けなくて補助金を出して、町民の知らないところで、自分たちは税金の無駄遣いはしませんよと。それは言い逃れですよ。わかります。今まで慣例的に続いてきたことを、どこかでや

っぱり平等に審査をしていく、そのようなやり方をせんと、町民が知らないところでそういうことをやってたら見放されますよ。

28年度の概算要求も上がってると思います。私が今言わんとしていることは、ほとんどの補助団体は監査を受けています。受けてます。使途が明らかでないところは指摘もしています。ただ、その監査を受けられない状態というのが続いているんですよ。必要であれば出せばいいじゃないですか。ただ、外部のチェックは受けさせてください。町民の知らないところで、そういうことはいけません。そのための我々がいるんだから、付託を受けて、ちゃんとチェックをしてくださいと。わかります。教育長、わかりますか。私は教育長に昨年も申し上げたと思いますけど、個別にですね。いかがですか、教育長。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

補助金の監査については適正に運営されているものと今感じてるところです。例えば社会教育団体、青年団、婦人会とかいろいろな社会教育団体ありますですね。総会に参加をしますと、その場で決算報告、予算案の審議、承認されます。それを私たちは来賓として見て承認するわけですね。公に展開されているものと思います。これは補助金で、税金を使っているからそういう公に広げている。また、人権団体についても総会の場で予算決算が報告あってますので、監査を受けてないという、まあ監査委員の福永議員さんから指摘を受けたら、それも具体的にはまだ承知しておりませんが、適正な監査に移行しなければならないなというふうに感じております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

教育長、認識がちょっと私と違います。各種団体にお渡ししている補助金の、各種団体でやる監査というのは、あくまでもこれは各種団体の内部監査になります。私が申し上げてるのは、外部でちゃんとチェックできないと、果たしてそれが公に、使途が、税金の使途ですよ、使った使途、これが果たして整合性があるのかというやっぱり疑念が生じるんですよ。教育長が言われたのは、あくまでも各種団体に渡した補助金で各種団体が決算報告書をつくりました、それを各種団体の中の人物が監査をしましたということですよ、教育長が言われるのは。私が言ってるのは、外部からちゃんとその決算報告書を領収書等で突き合わせましたか。何もその決算報告書で疑念がなければそれでよろしいんですよ。ただ、疑念があった部分に

関しましては、じゃここはどうなつとるんかいという感じですね、ああここはこうこうこうでこの領収書が当てはまりますよと、そういうところのプロセスを踏みましたかということなんです。教育長、わかりますか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

福永議員がおっしゃるとおり、チェックは外部も内部も適正にやっていくのが必要なと今思いますが、申しましたように何を使っていかかわからないような補助金の使い方があってはならないと思います。だから、おっしゃいましたように総会に出たときに私たちはそれチェックします。例えば来年こういう団体がこういう行事をする、文化祭の行事をする、そしたら終わったところの文化祭でこの補助金足るんですかというのを私は会長さんをお願いしたりしています。そういうことが大事かなと思います。ですから、補助金がどのように使ってるかというのはわからないというのはありませんが、また具体的に教育次長のほうで補助金と領収書を突き合わせるというようなことは具体的な操作は各担当でやっていると思います。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

では、今までは今までで、それは慣例的に流れがそうなってますからね。今後は、各種団体、やってるところはいいです。使途もわからなかったところに対して、これはどういうことですか、で答えられる分に関する団体もよろしいです。ただ、チェックをしなければいけないのに、そのチェックをする決算報告書も規律どおりに出さないとか、その決算報告書の内容に疑念が生じたときに答えられるようなプロセス、そのようなプロセスは今後とっていただけますか。平成28年度の各種団体に予算をつける場合、そういうプロセスを各種団体に対して求めることは可能ですか。部長と教育長に。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

当然貴重な血税を投入しての補助金でございますので、疑念が生じれることがあればチェックするような体制は必要かと思っておりますので、今後検討させていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

次、大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

今総務部長がおっしゃったとおり、税金の使い方は適正にやっていくべきと感じておりますので、内容に説明がつかないようなことは指導していきたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

総務部長、検討しますじゃ弱いでしょう。検討をさせないと、チェックを受けさせないんだったらもうその団体だけ、私たちのほうにも投げないでください、チェックできないんだから。だから、検討しますじゃなくて、そうしないといけないでしょう。補助金なんだから。各種、もうみんなに平等にやっぱりして行って、先ほども私冒頭に申しましたように、出すべきものは出す、それでいいんですよ。ただ、外部のチェックを受けさせないようなやり方、今から変えましょうって私は言ってるんですよ。検討しますじゃないでしょう。町長、どうですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

今、福永議員は監査委員でございます。そういった中で、矛盾してる箇所を指摘されていると思います。私は、今回初めて予算の査定に入るわけでございますが、今までの過程につきましては未経験でございます。今後、どのような問題なのかをしっかりと見極めて判断してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

では、今回はこれで閉じさせていただきますが、一つだけ皆さんのほうに、一町民の負託を受けた議会人として言わせていただくのは、地方自治法第199条第7項、これは監査委員は財政援助団体に対する補助金負担金に関して必要があると認める場合は各種団体に対して補助査定をしなければならないというふうにあります。粕屋町は、日本もそうなんですけど、民主主義国家です。例外はありません。今まで続いてきたことが慣例として補助金を出している。例外はありません。補助金を出しているのであれば、平等にちゃんと外部のチェックを受ける。外部のチェックを受けて初めて、ああこの補助金は妥当なんだなというふうなプロセスを踏んでいただくように、お願いではありませんけど、そのようなプロセスを踏んでくだ

さい。

◎議長（進藤啓一君）

ちょっと申しておきますが、福永議員は監査委員ですから、監査委員に今おっしゃった第199条第7項ですか、町にも関係すると思います。福永議員も議会が選出した監査委員ですから、それに基づいてのお仕事をなさってください。

どうぞ。

◎7番（福永善之君）

今議長が言われましたように、私も行政機関と離れた監査委員の立場でありますけど、今回はかなり、2年前からこれは申しておりますけど、行政機関のほうが全く一向に進歩がないということでこの場で発言をさせていただいております。

では、私の一般質問を終わります。

（7番 福永善之君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

6番太田健策議員。

（6番 太田健策君 登壇）

◎6番（太田健策君）

議席番号6番太田健策です。通告書によりまして一般質問をさせていただきます。

その前に、因新町長には我々議員の有志で推薦しましたところ、短期間の選挙運動で当選されまして、本当におめでとうございませう。前町長の暴走をとめるべき英断をされたことに対し、尊敬申し上げます。

それでは、平成25年度12月より給食センターのことについて質問しておりますが、今までなかなか納得いく返事がもらえておりません。また、不明朗な金の処理もちゃんと説明されておりません。当初は、安くて立派なものという教育長のキャッチフレーズで、その中で説明がありました。そのことを踏まえまして、どこで安いというのが判断されたのか、また今回は担当者が石山次長にかわられておりますので、余り難しいことはまだ時間がなかったでしょうからわからなかったかと思いますが、ぜひわかる面について説明していただきたいと思っております。

それでは、給食センター建設費について質問いたします。

1番、給食センター建設について、建設費が説明責任が果たせないまま契約され、工事が施行されているが、新町長として今後どう取り組んでいかれるのかと。これは、30日に問題が起きる前に質問事項を出したものですから、その前のことの方で結構ですので。その後につきましては、また別の方向で質問をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

それでは、太田議員の質問にお答えします。

太田議員もご承知のとおり、説明が不十分なまま着工したことにより新たな問題が発生いたしました。今回の廃棄物処理も、議員が理解されるまでしっかりと説明しておけば混乱はなかったと思います。

今回、人事異動により、別の視点から調べ直し、再度説明のチャンスを与えていただきたいと思います。今度の給食センター準備室長は、就任してまだ2週間でございます。ですから、答弁は以前と全く同じ説明を繰り返すこととなることから、次回の説明項目の要望をお願いできればと思っております。どうぞよろしくご理解いただきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員、よろしいですか。

はい、どうぞ。

◎6番（太田健策君）

町長が今言われましたとおりに、そうであろうということはわかって質問をしておりますので、石山準備室長もそのつもりで聞いていただいていたかと思っております。

問題点を私なりに、今まで質問した問題点を、ここ2番、PFI可能性調査時から64億円、精査されて68億円に増額になったということなんですが、PFIというのは教育長が何遍も何遍も言われましたとおりに、安くていいものをというようなことを何回も何回もこの議会の中で言われております。どこと、何と比較して安いのかということは、一つも聞いておりません。前の町長は、調査されて64億円、精査されたらまだいい金額になって出てきますよというように私の質問に答えられましたが、精査されて68億円に増額になったということは、私らもその増額になった意味というのがわかっておりません。何でわからないかっていうと、図面もなしに、資料もなしで金額がこうやって上がって出されております。誰がどのように金額を出して、それを誰がこの金額で納得されて議会に説明されたのか、その辺をちょっとお伺いしたい。教育長は、これはわかってあると思いますので、教育長のほうでお答えください。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

P F I 事業に取り組む前に、可能性調査というのを実施いたしました。そのときの調査で太田議員おっしゃってるんだらうと思いますが、そのときの事前調査では5億8,000万円ほど安くなるということを報告受けております。具体的な内容とか、なぜ高くなったかというのは次長が説明をいたしますが、今再度別の観点から調査をするということになっておりますので、次回に延ばしたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

教育委員会の次長でございますけれども、教育委員会の関係でございますから室長と呼ばさせていただきます。

石山次長。

◎教育委員会次長（石山 裕君）

まず、私は11月20日付をもちまして教育委員会事務局次長に異動しまして、今のところ給食センターの建設に係る内容を十分把握しておりません。今回の質問内容と、前任者が過去してきました答弁と同じようになるかもしれませんが、その辺はご理解を賜りたいと思います。

太田議員の質問にお答えをします。

P F I 可能性調査時約64億円、精査され約68億円に増額になったのはなぜかというご質問でございます。平成24年度に実施しましたP F I 導入可能性調査時と平成25年度に行ったP F I 導入可能性調査精査時を比較しますと、細かい増減はございますけれども、主な要因としましては消費税率が5%から平成26年4月1日から8%に変わったこと、当時の公共工事建設単価の上昇傾向を踏まえ平成25年度公共工事設計労務単価を参考に設計単価を企業実績、今までの実績の110%で設定したことに伴う建設費の増加によるものでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

それは前から聞いておりますので、その計算されたことについて裏づけが何もないと。ただ物価が上昇したとかそういうことは、これは商工会連合会で全国の物価動向の調査をいたしまして、現在の金額とその出された金額は、幾らか上がっておるが、そんなむちゃくちゃに上がったような単価ではないというようなことがわかっておりました。なぜかといいますと、次長、今発注されておる学校、東中、大川小、これ鉄筋コンクリートで坪当たり80万円前後でできておるんですよ。このP F I でいきますと、施設整備費は予定価格が12億円、精査をされて12億円ちゆうこと

は、1,000坪なんですね、今度の建物は。ということは坪当たり120万円ということなんですね。これ鉄骨なんですよ。鉄骨のことになると、通常の建物の鉄筋コンクリートからしたら1割も2割も安くならにやいかんのですよ。それが逆に120万円という破格の価格が出とるもんですね。これに対してもその当時の教育長、室長が精査されて出てきたことをチェックされたのか。先ほど福永議員も言われましたが、チェックも何もしないで上がってきておると。だけん、出された金額がそのまま入札に回ってしまったというようなことで。

何でそういう、現在全国でもそのPFI事業っちゅうのはされておると思うんですが、それなりにやはり全国区に対してもこういうことがありようということはやっぱり知っていただかんと、PFI事業っちゅうのが安くなるという前提のもとにされよんのが、高くなる。最初から高くなるということを前提ならよかつたんですけどね。やはりそれは粕屋町だけの問題じゃないですよ。全国的な問題です、こういう問題が起きるっちゅうのは。やっぱり国に対しても何でこういう、PFI事業って安くなるからというて推進して、高くなれば国に対してこれは文句言わないかんですよ。そういうこともありますんで、室長にはこの辺をしかと、何で決められたのかと。この長大が出された、町がやると本当に、施設整備費ですよ、14億円ですよ、14億7,000万円ということは、坪の140万円ですよ。これが出てきたばかりに15%引きで12億5,000万円と。基本になるやつが高く出したから何もかも高くなったんですね。ここを今の鉄筋コンクリートで80万円でしょう。それで比較されたらもうわかるでしょう、誰が比較されても、この役所の人であつたら、120万円と80万円つたらどっちが高いかわかりますよね。そこら辺の意味をやっぱり、なんでこんな長大あたりに、町がつくつたら140万円っちゅうようなべらぼうな金額を出してきたのかということもチェックしていただきたいと思うんですね。

それで、やはりこれは私も25年12月からもう、町民も大概知ってありますので、この結末はどうなったのかということもきちっと報告しないと、町長がかわつたら何かどうちゃらこうちゃらなつてしもうたというようなことじゃ、私も議員としてこれからの議員生活が十分にできないと思いますので、ぜひともその辺のこと調べていただいて、報告をお願いしたいと思います。

続いて、先ほども言いました施設整備費、町の精査で14億円ですね、いうたのが。で、こう15%でPFI12億円になつとるって、安くなつとるんですね。だから、この14億円っちゅうのがどういう基本で出されたのか。従来型っていうことなんです。この従来型っちゅうのは町が今までずっと建ててきた従来型の金額ですよ、これが。それが何で14億円に。これが14億円になつたばかりにPFIは12億円になつて安いというような判断をされたんでしょうけど、14億円っていうのがど

こから引っ張ってきて、どういう資料をもとに出されたのかと。莫大な金額でしょう。

それと、これがなぜ高いかといいますと、工事をされておりますね。施設整備費というのは8億円ですよ、工事費は。そしたら、12億円を8億円っていったら4億円でしょう。4億円ももうかっていいんですかね、業者が。これは東洋食品グループがもうかりようかどうか、どこがもうかるのかわかりませんが、そんなことをされて黙っとかにやいかんて、議会もよそから見られたら粕屋町の議員は何しようとかと、おまえら税金の無駄遣い、これさっきも無駄遣いのことを言われましたね。半端じゃないですよ、これ。やはりもうちょっと厳しく、誰もチェックしてないからこの金額がそのままいっとなですよ。どこかでチェックをやらないから、先ほども福永議員が言うたごと、チェックをね、ここを信用した、今建設でも、こども館でもそうでしょう。設計事務所が入って、設計の入札をして、そして安いところに決まって、建設も入札をして安いところに決めるでしょう。そうしたらある程度決まっていきますよね、そういう競争の原理が働きます。ということは、競争の原理も何もないですね。このまま出してきた、精査されて出てきた金額まんま出されておる。その九十何%やったですか、それで落札しておりますが、そういうべらぼうな金額で落札されて、もともとの下請もあったのが8億円とか、それは、そんなことが、その辺のこともしっかりと調べていただいて、そんなにでたらめな金もうけをして、それは何か公共取引か何かの問題にひっかからないのかどうかです。そうせにや、町民は一生懸命、税務課におられたからわかっておられましようけど、町民の税金を納めるのも高い、高いというて、皆さん悔やんでおられるんですよ。少しでもやはりこういうところで町が金額を抑えてやるとりというようなことがわかれば町民も一安心するでしょうけど、何もされてないですね。その辺もひとつよろしくお願いいたします。

続けて、4番ですが……。

◎議長（進藤啓一君）

ちょっと、太田議員にお尋ねしますが、冒頭に町長が言われたように、この回答については次の機会にということでしたが、今おっしゃっていることを聞いておくだけでいいちゅうことですね。答弁を求めんちゅうことですね。

◎6番（太田健策君）

はい、今は結論は出らんとお思います。それで結構です。

それから、4番の施設撤去費ですね、これも調査では2,640万円なんですね。私何遍も言いましたが、これが精査されて7,392万9,000円と3倍近くに上がってきたんですね。これの件も何で上がったかと。そしたら資料もない、何もない。ただ

中の機材の撤去、配管類の撤去で上がりましたと。本当は崩すのに2,640万円しかかからんとに、中の配管撤去、機体撤去で3倍近くなるような解体工事っていうのは、そんなことは絶対ありませんよ。その辺もしかと調査していただきたいですよ。

それと、この件で私が質問したとき、9月24日にこの書類を出されたんですよ、この書類を町から。前の教育次長が私に渡されたんですよ。これでは、当初は2,640万円可能性調査時、それが精査されて7,390万9,000円ですか。それじゃないで、25年度に、このときに出されたのが金額が予定価格が6,720万7,500円と。これの85%かけて5,712万6,375円というような書類を出されたんですね、これ。これ、どっからどげんつくってきんしゃったか知らんですけど、何でこれ私に出されたのか。教育長が指示されたんですか、出すように、この書類は。教育長、知ってあるんですか。

◎議長（進藤啓一君）

はい、どうぞ。

◎教育長（大塚 豊君）

室長から見せていただきました。知っておりました。しかし、詳しい理由は次長のほうから答弁します。

◎議長（進藤啓一君）

先ほどまとめて今度の議会ちゅうことでしたが、どうですか。まだ答弁求めますか。

◎6番（太田健策君）

わかる分だけでいいですから。

◎議長（進藤啓一君）

じゃ、石山室長。

◎教育委員会次長（石山 裕君）

大変申しわけございませんが、私はその件については承知しておりませんので、前室長ということで理解していただきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

何かこの前資料を見せてくれとかというて、資料これあります。ないですか。ありますか。そういうことで、こういう資料出されたんですね、途中で。それで、結果的には12月の総務委員会で私が解体費について審議してくれということでお願いしたんですね。そうしたところ、また違う資料が出てきましてね。それで、この

資料の中では結局解体費は2,847万円になりますとしとるんですよ。この差額の4,500万円がどげんだったかっちゅうことをそのときに言われよったんですね、総務委員会でも。そうしたら、この解体が2,847万円になりますと資料出てきたんですよ。そしたら、後の金額どげんだったかっちゅうとですよ。予定価格は、施設整備費ですよ、12億5,000万円ですよ、半端は抜けてね。ここが16億2,800万円になってきたんですよ。普通は予定価格から超したら失格ですよ、本当。今まで町の入札で予定価格を立てて、それをオーバーしてきて、それで通ったちゅうことはないはずですがね。これもこういう資料つくってこられたんですね、これも2回目に。どういふわけでこれをつくられて議員に説明されたのか。

これが結局説明された原因で採決されたんですよ。だから、こういう人をだましたような書類をつくって出して採決されたちゅうことは、採決というのが無効やないかと私何回も言いましたけどね。まあ、例のごとく、前の町長さんの指示やっただかどうか分かりませんが、何の答えも出らんずく、いけいけどんどんで先へ行かれましたけど。やはりその辺も、何のためにこの資料をつくって、これ誰が指示してつくられたのか。これ、文書偽造になりやせんですかと。今までこういうことは、町の中であって来たんですかね。勝手に資料をつくって議員に説明するというのは。それだけ議員ちゅうのが役に立たないと。どげでんこげでん説明だけしとけというようなことでやられたかどうか分かりませんが、ぜひともどういう意味でつくられて、これは文書偽造に当たらんのかどうか。総務部長言われましたが、文書偽造にならんかっちゅうたら、被害が出ておりませんから文書偽造になりませんって言いしゃった、議会の中で。被害は出てないって、被害は出とっちゃないですか、これを採決されて、高い金額で採決されたわけですから。その辺とかもやはり厳しく、外に厳しくするならば内にも厳しからんと。外にばかり税金は取り立てる、内で使うのはざぶざぶ使うと。それは、業者も余計金出してもらやあ、うれしいですよ、私も業者だったから。しかし、必要以上の金を出す必要はないんじゃないですか。だから、漬物持ってこにゃいかん。私は漬物持ってこられて、漬物議員って笑われましたよ、本当。私は何も悪いことしとらんとに、新聞に書かれて名前まで載って。もうどこへ行っても漬物議員で笑われて。本当ですよ。何で私が被害者にならにゃいかんのか、本当腹が立ちましたよ。結果的にはそういうふうで、本人には何の責任もないちゅうことになりましたけど。

それと、この件については長大も参考人質問で呼んで参考人質問しました。そうしたら、この文書のことについては長大は何も知らないというふうなことを言われました、この資料は。これ削減されましたって言われましたから、削減されたとやったら、工事金額から引くのが削減でしょう。これはたらい回ししとんでしょう、ほ

かのほうさへ。それじゃ削減て言わんやないですか。削減される金額があったらば、68億円の金額から引かないかんでしょう、これだけ削減しましたからと。削減も何もされとらん。明細の中であっちやったりこっちやったりしただけで、総金額は変わってない。それは削減て言わんですよね。子どもを教育せないかん教育委員会がこういう文書をつくって、議員にうそをついて、削減できましたと。削減も何もできとらんとに削減できましたと。削減できたら引きやあいじゃないですか、業者から。業者から何で引かんのんですかね、削減できた金額をやらんで。その辺をしかと調査していただいて、報告をいただきたいと思います。

それと、P F Iの事業者選定委員会っちゅうのがありましたですね。私らは、てっきりここで……。

◎議長（進藤啓一君）

済みません、今項目何番おっしゃってるんですか。

◎6番（太田健策君）

8番目です。

◎議長（進藤啓一君）

8番ですか。

◎6番（太田健策君）

はい、済みません。

事業者選定委員会っちゅうのがありましたですね。その中で、長大が出したこの68億円という金額をどっこもチェックしてないですから、ここでチェックされると思っと思ったんですよ。ここの会議の中にも長大は入って、よろしくお願ひしますと会議の中で言うとりますね。長大が資料をつくって出しとうとに、この事業者選定委員会の中の会議の中に入ってよろしくお願ひしますということ、参加するほうが間違いやないですかね。だから、この選定委員会の中では資料もらいましたけど、議事録を、何も審議されとりませんよ。えらい方ばかりで。この人たちが審議してないんやったら、今度の場合のP F Iっちゅう事業はどこで審議される旨やったんでしょうかね。議会に出てきて、議会の中でやはり私らが大分わかる分は見て、川口議員あたりもわかる面だから言うて削減されたところもありますけど、議員はチェック、最高の機関じゃないですからね。その辺も長大が選定委員会の中に入って、よろしくお願ひしますというようなことが言うてあるんですね。

それで、選定委員会の中でもそういうチェックは責任として入ってなかったのかどうか。そこら辺を調べていただいて報告をお願いしたいと思います。

それから、この資料出した後に問題が発覚しましたんで、今現在町長は給食センターをストップされておりますね。廃棄物の中に物をつくるという、基準以上の廃

棄物の中に物をつくるということになると、その基準に適した設計したものでつくらないかと。ちょっと私調べましたら、そういうことになつとるそうですが、今までの設計書も見ただことないし、何も見たことないので幻の給食センターというような形でされとんでしょうけど、そういう場合は設計から使用材料から何から全部変えてやらないかということに、例えば続けてするなら、そういうことになるんですかね。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

その件につきましては把握できておりません。しかしながら、県のほうの許可については何も問題はないということで報告を受けております。

それから、そういったものにつきましては所管のほうから報告させます。

◎議長（進藤啓一君）

石山室長。

◎教育委員会次長（石山 裕君）

ただいまの太田議員さんの質問にお答えします。

今町長が申しましたとおり、今の廃棄物または土壌からの検出については何ら法律的に問題はないというところで設計をされ、今建築中でございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

問題がなければ、町長、いいんでしょうけどね。問題がなければ。しかし、教育長は言われました、私に。子どもの安全はどげんするとなつて、事故があつたらどげんするとなつて私にやかましゅう言いんしゃつた、反対ばかりするけんつて。だけど、こげなんごみの中にこういう基準以上のものが出てきて、つくつて、子どもが安心して15年間も食を食べられていかれるのがそもそも不安全ではないかと思うんですけどね。まあ、今後の判断で決行するか、中止してよそに建てられるのか、その辺。また、給食センターに働かれる専門職の方も少ないと聞いております。その場合は、やはりもう外注で賄つたほうが何の心配も要らんとやないかなと思ひますが、町長、どげなふうでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

今、太田議員の発言の中に基準以上ということで発言されておりますけども、この件につきましては基準以内でございますので、廃棄物については問題がないということで県のほうから報告を受けております。

そういった中で、後はイメージの問題であると思っております。果たして今まで粕屋町の焼却場であった跡地に立てていいかどうかというものが一番今回の争点になるかと思えます。ですから、安全上につきましては何ら問題がないという判断をいたしておりますので、あとはイメージの問題で、あとは住民の感情の問題であると考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

わかりました。

続きまして、最後の質問に入りたいと思っておりますが、議会事務局の対策についてということで、議会事務局等の職員の定数っちゅうのは決まりがありますかね。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

粕屋町の職員定数条例に規定してあります。その中で、議会事務局の職員は2名ということで示されております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

それは、直接雇える職員が2名ってことですかね。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

私はその辺はちょっと若干まだ、初めてでございますので、職員が嘱託かってことは存じておりませんが、過去の経緯から見ますと職員が2名おられたようがございます。あと足りない分については、議会からの要望で嘱託あるいは臨時という形で人員を増やしているような気がいたします。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

町長も役場内部のことでいろいろ考えておられると聞きますけど、やはり議会事務局もよその課からぼんとかわってやるということは、なかなかこれ専門職でしょうから大変来られた方は苦勞してあるっちゃんないかなと、新人議員だから心配しておりますが、できたらやはりそういう研修、勉強をされた方が上がってこられると、また議会で新人議員が入ってきたときにいろんなものを尋ねるといようなことができるかと思えますので、ぜひ今後の人事については考えていただきたいと思っております。

それでは、私のこれで一般質問を終わらせていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

どうぞ。

◎教育委員会次長（石山 裕君）

先ほどの太田議員の一般質問、2番から9番までにつきましては、答弁の猶予を与えてくださりましてまことにありがとうございます。3月議会におきまして、改めて内容を精査しまして、私の視点で説明責任を果たしてまいりたいと思います。また、制度の問題でかなり行き違いがありますので、入札関係、契約関係ですね、その辺を含めて説明申し上げますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

以上です。

（6番 太田健策君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ここで暫時休憩といたします。

（休憩 午前10時42分）

（再開 午前10時55分）

◎議長（進藤啓一君）

それでは、再開いたします。

8番小池弘基議員。

（8番 小池弘基君 登壇）

◎8番（小池弘基君）

おはようございます。

長い一般質問も、私を指導を含めてあと3人でございます。できましたら、ポイントをきちっと質問しながら、早く終わればいいなと思っておりますけど、まず質問に入る前にちょっと前段で、今までいろんな議員の方も話をされておられますけども、まずは9月25日、9月定例会終了後に、当時我々同僚議員でありました辰美

議員が町長選に立候補するということから始まりまして、約1カ月間の後援会活動、選挙活動を通して、10月25日に第7代の町長ということになりまして、11月6日就任されました。本当に大変だったと私も推察しておりますけども、就任早々またこれとんでもない話が起っております。

本人も全く、そういった話も就任後、報告何もなく、教育委員会次長の人事に伴う後に、新しい石山次長のほうから実はということで今回の学校給食センター建設工事において、あそこは当然のことですけどもごみを捨てた場所、で工事を始める前に業者が地盤のほうを再度調査したところ、当然ごみが出てきたと。そのごみの中8カ所を掘った結果、2カ所から基準値を超える鉛等の特定産業廃棄物が出てきたということで、建設する場所については、それを出すときにはこれはあくまでももうどこでも捨てられる一般廃棄物と違いますよということで県の方から指導を受けて、西松建設が取引のある熊本にある特定の施設に運んでの処理を行ったということを、11月30日でしたか、総務常任委員会を臨時に開きまして、そこで執行部の説明を受けました。そういった一連の報告が、なぜ今回の町長まですぐに伝わらないのか。もっとひどいことは、これが8月28日に業者のほうから、もともともう少し早かったみたいですね、で県のほうから正式に執行部に通達が来て、役場職員が十分理解をしたのが28日。当時の教育委員会次長、学校給食センター準備室長の担当、関さんのほうがその当時の町長、副町長、教育長にこういったふうなことが出ましたという報告をしておるはずでございます。これはまた一般質問とは違いますので答弁は要りませんが、その中で結局、当時の清範町長はそういったことを全く議会にも報告もせず、そのまま9月1日に起工式を行い、そのまま工事着工し、現場で掘削をした要は残土ですね、これ特定廃棄物ですけども、これをずっと搬出をして、結果的には5,000万円というお金をもう既に使っていると。恐らく、これは私の想像ですけども、その当時8月、9月のころはどなたも町長選に立候補する予定者がいない。当然、自分はもう無投票で町長になるだろうと。だから、そういったことは一々議会にも言わずに黙っとけばいいやないかと。それで結果的に工事が全部終わって、28年度当初予算に、全体の中の……。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員、推測の話は。

◎8番（小池弘基君）

ごめんなさい。まあ、というようなことを、だから大変だろうなということをおは町長に申し上げたかったということでございます。本当、大変な仕事いきなりでございますけども、だからこそやはり粕屋町を変えるという思いで、ぜひとも早急な結論を出していただきたいと。当然議会のほうも、可決した経緯もございませぬ

で、住民のためというか子どもたちの食育のためにも一番いい選択をすべきだと思いますので、これについては私も他の同僚議員と一緒に早急に工事着工、また再開できるような形をとっていきたいと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

では、本題に戻りまして、通告書に従いまして質問をさせていただきます。

まずは、因辰美町長の選挙公約の実現についてというテーマでございますけども、一つは九州大学原町農場跡地利用の考え方について尋ねます。

これは当初から、いろんなリーフも含めて、辰美町長が言っておられたことですが、それは町長就任する前のお考えだったと思います。実際に町長に就任されて、いろいろ執行部の方が一生懸命努力してある姿を肌で感じ取りながら、また自分が町の執行権者となった立場でまた若干考え方が変わったところもあるでしょうし、もっともっと早急にやっぱり急いでやらないといけないなと思うところもたくさん出てきたのではないかと思いますので、1番、2番、3番、4番、5番とあります、これにつきまして順次、ここに書いてあるとおりでございますので、町長の思いをまずは話ししていただければと思います。私もその中で何か再質問があればということもありますので、まず1番目の遺跡調査の現状と調査完了予定についてを答弁お願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

小池議員には、今までの1カ月のスケジュールをずっと言っていたきまして、非常に忙しい毎日でございます。

そういった中で、九州大学農場跡地につきましては一番今回の公約のメインだったと思います。しかしながら、そういった新しい問題が起きまして、検討する時間がほとんどございませんでした。ですから、私からの説明では、若干すり合わせができておりませんので、遺跡調査の現状と調査完了の予定については所管のほうから報告させます。

◎議長（進藤啓一君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

小池議員のご質問にお答えをいたします。

遺跡調査の現状と調査の完了の予定についてということですが、現在九州大学の移転計画地及び隣接する県道福岡東環状線予定地も含めまして、平成25年度より3カ年計画で現地の確認調査を実施いたしておるところでございます。ご存

じのとおり古代の糟屋郡の役所であります政庁と倉庫群が昨年度発見されまして、今年度も継続して行っているところでございます。現在のところ政庁と倉庫群の間に新しい建物らしき柱跡と申しますか、遺構と申しますが、そういうものは確認をしておりますが、東側となります現の九大農場の事務所付近、あるいは鶴見塚周辺では遺跡の所在は確認はされておられません。九州大学にも協力をいただきまして、実は一番試験田の部分が入るのが難しかったんですが、協力をいただきまして、現在は政庁の南側、北側の試験田としている区域で確認調査を実施しておる状況でございます。

進捗状況でございますが、来年の3月までには現地の確認調査を終えるように調査を進捗させておるところでございます。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎8番（小池弘基君）

ありがとうございます。私も九大跡地対策特別委員会委員長をさせていただいております、先般箱崎キャンパスの方に行きまして、向こうのスタッフの方々とのヒアリングと申しますか、打ち合わせをさせていただきました。その中では、今は箱崎キャンパスもいろいろと都市計画のほうが進んでおりまして、原町農場跡についてもまず第一には遺跡の問題を整備してくださいと。そのためには、その範囲をまず確定しないとどうしようもありませんねといったところがもうスタートでございます。そういった面で3月末、要は27年度中には全てが完了するといったような今報告いただきましたので、後は今度は新町長、辰美町長のほうがその遺跡、これは文科省の問題いろいろ出てくるかと思えますけども、そういったふうな形の打ち合わせの中でどういった保存をするのか、それによりましては東環状線の今道路の建設予定地の下にも遺跡がちょうどかかっていますので、これの対応もまた変わってくるかと思えます。それにつながるかと思えますけども、今の報告ではもう27年度中には全部整理ができるよということですので、近い将来何らかの結論を出していただけるのかなと考えております。

そこで、この2番目の跡地利用、税収入が見込める、そういったふうな企業誘致を考えてますよといったことを辰美町長は当選前に申されておられましたので、2番目とこの3番目、東環状線計画上に遺跡ありますと、これの保存なんかもあわせて答弁いただきましたらと思えますので、よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

小池議員は委員長でございますので、経過なり内容については既にご承知であると思っております。

九大農場跡地は、現在のマスタープランでは宅地、公園、商業施設等で策定しているようですが、このような関係から少し見直しも必要ではないかと思っております。地域の目標を達成するためには、地域の課題や特徴を踏まえ、住民と行政が連携しながら地域の目指すべき将来像を設定し、その実現に向けて都市計画に位置づけて町づくりを進めることが重要と考えておりますので、この方向で行きたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎8番（小池弘基君）

ありがとうございます。できるだけ早くいろんなふうな方向性を出していただきたいと思っております。

次が4番目ですけども、九大農場といいますか、今の農場が平成30年10月までには元岡のほうに移転しますよといったことがもう決まっております。

ちょっと飛ばしましたが、3番のほうの、その東環状線の計画上に遺跡があるけれども、その保存方法もあわせて、先に答弁お願いできますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

保存方法ですが、いろいろあるかと思いますから、所管のほうから報告させます。

◎議長（進藤啓一君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

ご質問にお答えをいたします。

ご質問にありますように、東環状線予定地内において古代の役所と見られる政庁部分が確認されて、東環状線の計画上にちょうど当たるようなことになっておるわけですが、現在この予定地と農場内で確認された遺跡につきましては、阿恵遺跡調査指導委員会を組織いたしまして、外部の有識者により遺跡の重要性、今後の方策について検討いただいております。委員会では国の指定となる、これ史跡と申しますが、史跡の価値を十分に備えているといった意見が出されております。道路計画などについても、ただいま関係機関等も参加いただいて協

議を続けているところでございます。今年度内にも確認調査を終了させて、敷地内での遺跡範囲もつかめる予定でございますので、調査指導委員会の中で保存すべき範囲も答申内容としてお示しをいただけるものというふうに考えております。この答申が教育委員会になされますので、教育委員会における審議結果を十分に勘案しながら史跡指定での保存対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎8番（小池弘基君）

新宅課長にちょっと再質問ですけども、今遺跡がありますけども、その遺跡と道路の計画がちょっと下に入ってますけども、どれぐらいの、例えば埋めるという方法もあれば、それを越すために橋梁をつくるのもあるし、今の遺跡の下をくぐるといういろんな方法があります。専門的な都市整備のほうになるのかもわかりませんが、その辺のまず史跡の重要性といいますか、そういった埋めることも可能かどうか、その辺の考え方、もしご存じでしたら答弁お願いしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

ご指摘いただいておりますように、計画上盛り土で通す方法、そして政庁自身を避けると申しますか、橋梁にしても工法計画上ずらず工法も今のところ調査委員会のほうで関係機関のほうから示されておりますが、結論には至っておりません。これは、盛り土工法になりますと、従来の遺跡保存の考え方からすると、ちょっと盛り土というのはなかなか難しい現状がございますが、これは文化庁とも協議をしながら進めていかなければなりませんので、今のところ案は示されておりますけれども、最終的にどの案をとるかは今のところ調査委員会の中でも決定はされておられません。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎8番（小池弘基君）

今、文化庁との打ち合わせも必要ですということでしたけども、その文化庁といういろいろ打ち合わせってどれぐらいの日にち、普通半年はかかりますよねとか1年はかかりますねっていった、その辺の見込みというか判断がもしおありでしたらちょっと答弁お願いしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

ただいま文化庁のこと出しましたけれども、実は去る12月3日だったと思います。文化庁の主任調査官が現地に訪れております。調査官の意向としては、やはり地方の財政の実情に応じた工法変更、工法計画といえますか、それが不必要ではないかという意向を示されておりますので、今年度内できれば調査指導委員会の中に文化庁の調査官も入って、その中でいろいろ指導委員の先生方とも折衝したいということになっておりますので、ちょっと文化庁との協議期間について、またそれを踏まえた上でのことになろうかと思えます。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎8番（小池弘基君）

ありがとうございました。

では、改めまして4番の方に移りますけれども、平成30年10月には元岡に移転するというので、その地区計画を大体いつぐらいまでに。当然移転が終わってから改めて計画するというのでは時間も無駄になりますので、大体今は5次の計画も進んでるように聞いております。来年度には範囲も全部確定されるように報告を今いただきました。そういったふうなことを踏まえて、大体いつぐらいまでに具体的な、そういったふうな都市計画案とでもいいますか、九大が持っている資料の中には粕屋町が平成22年につくりました都市計画マスタープラン、そういったものの資料も先方お持ちでした。基本的には粕屋町の意向をいろいろと聞きながら、沿った形で検討しますよと、本当に非常にありがたいお言葉もいただいております。そういったことも踏まえて、就任早々大変かと思えますけれども、その辺の青写真的なものがあればお願いしたいと思えます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

九大農場跡地は、粕屋町の発展を大きく左右するものでございます。全員の知識を持って結集して当たりたいと、対応をしたいと思っております。ですから、今からの4番、5番につきましては、担当の所管のほうからしっかり説明させていただきたいと思えます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山野都市計画課長。

◎都市計画課長（山野勝寛君）

小池議員のご質問につきましては、地区計画は実際に完了する時期はいつごろなのかという形であろうと思います。時期につきましては、先ほど議員もおっしゃられるように30年10月を九大のほうは移転をする時期と示されております。実際に移転の後、今度は使用者が決定するわけで、売却された後使用者が決定するわけですが、その後地区計画を張っていくような形になります。その前段としては、今九大と協議しておりますけれども、その前に地区計画の前の計画であります九大の跡地利用の進め方がある程度大枠で決める跡地利用計画等を前段で九大と協議しながらつくり上げた後、今度は実際に町づくりのきめ細やかなルールづくりがいわゆる地区計画という形になろうかと思えます。そういった形の計画につきましては、どうしても実際に所有された方々につきつめする必要も部分が多様にありますので、時期的には売却された後の完成という形に、最終的な時期はそういう時期にはなろうかと今の段階での形のご返答になります。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎8番（小池弘基君）

山野課長に再質問ですけれども、売却といった言葉を今使われておられますけれども、箱崎キャンパスのほうは計画する、その全体的な土地にまず生活道路を決める。で、生活道路を決めた後にゾーン、住宅ゾーンであるとか医療ゾーンであるとかみたいな、そういったふうな都市計画をやっぴりある程度つくることによって売却する。単純に売却して何でも好きなものを建てていいですよでは、やはり粕屋町の将来のビジョンとマッチした計画、都市計画でないと、単純に売却しただけでは、その業者が好きな、ディベロッパーが来ているんな都市計画をしてって話ではまずいと思います。やはり粕屋町が、ここには住宅が欲しいですね、この辺が企業誘致でもいいですね、この辺は何か公園が欲しいですねみたいな、そういったふうな都市計画的なものもエリア的に。そのためには、きちとした形の今23ヘクタールの九大農場だけではなくて、阿恵区にもあります、今市街化区域でまだ全く手つかずのところがあります。そういったところも一緒に計画を立てて、当然阿恵区の方たちとのヒアリングであるとか途中経過報告であるとか、そういったふうなこともぜひともしていただく必要があるのかなと考えております。

そのためには、先ほど言うようにもう27年度には遺跡の範囲が確定するわけですから、それを踏まえて生活道路をどこからどこに通すのか、もともと計画道路がずっと阿恵大池公園まで伸びてる計画道路ももう40年前からあるんですね。だから、そういったふうなものもきちとした形で、本当につくるならつくる、いやもう必

要なければもうそれは変える、そういったこともあわせてする必要があると考えますけれども、どんなふうに思われますか。

◎議長（進藤啓一君）

山野都市計画課長。

◎都市計画課長（山野勝寛君）

済みません、私のご説明が不十分なところございます。議員がおっしゃいますような大枠の形づくり、それが私が先ほど申しました土地利用の進め方を検討する跡地利用計画あたりを九大と一緒に作り上げると。その中で当然今の都市計画道路がどういう形であるべきか、当然その前段として遺跡の問題等も、範囲等も影響されると思いますけれども、それを含めて、先ほど言われました生活道路も含めて、あとゾーン的なもの、もう少しきめ細やかな形の都市計画の大枠を決定していきたいというふうに考えております。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎8番（小池弘基君）

ありがとうございます。当然そういった開発をするに欠かせない、次の5番にも書いてますけども、JR新駅、この構想につながってくるかと思えます。この考え方と、逆に言えば問題点、今こういった問題点で建設そのものが順調よくいくのか、いやなかなかそうはいきませんよといった問題点があるのか、その辺の現状がわかれば。それと、仮設の線路が近々また工事が始まっていくかと思えますけども、その辺のところの情報が入っておればちょっと一緒に答弁していただきたいと思えますけれども、どなたがよろしいですか。山野課長でよろしいですか。

◎議長（進藤啓一君）

山野都市計画課長。

◎都市計画課長（山野勝寛君）

まず、新駅の構想ということにつきましては現マスタープランの中でもうたっております。それを受けて、数年前、24年になりますけれどもJRさんと協議をさせていただいた結果がございます。その結果につきましては、現段階の路線の形、カーブになっているという、簡単に言えばカーブの大きさとか、そういう構造上の問題の中では非常に現段階のルートの中では設置するのは非常に構造上難しいと。これをまた形状を変更するに当たっては、相当な金額を要して路線を変えないかということと考えられると思います。そういった財政的な問題も一つであろうと思えますし、あともう一つはJRさんとしてもそこに駅をつくるという輸送力の確保の問題というのでも示されておりました。現時点で輸送力に余裕がないために、駅を増

設することでその分運行に係る時間が変わったりとかします。そういったことによって本数を減らしたりとか、いろいろなJRさんとしてもなかなか難しい条件がありますという、大きな問題を抱えておるといふ形からも含めて、現状の形ではなかなか新駅の設置は難しいという表現しか今のところお答えすることができないんですけども、将来的にはこの九大農場の全体的な都市計画の中で是非を決めていく必要があるかなとは思っております。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎8番（小池弘基君）

ぜひとも、近く迫った九大農場跡地でございますので、本当にいい方向に皆さんの知恵を結集してやっていただきたいと思っております。

続きまして、企業誘致を行うために10万人規模の新都市計画の考え方に移りたいと思います。

これは町長の思いであると思っておりますので、1番、基本的な時期や対象となる町について、2、イメージとしてどのようなまちづくりを考えてあるのか、3、改めて粕屋町の都市計画の考えがあるのか、例えば粕屋中学校周辺の開発についてとか、あと人口増に伴い市街化区域が減少していますが、約50%ある調整区域の市街化編入の考えなど、一括して町長の思いをお聞きしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

小池議員の質問にお答えいたします。

1、2番につきましては私がお答えしたいと思います。それから、3、4番につきましては所管のほうから報告させます。

基本的な時期や対象となる町についてでございますけども、昨日田川議員にも答弁いたしました。なぜ10万人の都市が必要なのかという発想でございます。企業誘致を有利に進めるには、やはりネーミングがブランド力になると思っております。また、予算規模が大きくなれば職員のやりがいも拡大しまして、優秀な職員が育ちます。しっかりと自治能力を高めることが大切であると私は考えております。10万都市を実現するための基本的な時期やどの町かという質問でございますが、他町に影響を与えますので、発言は控えさせていただきたいと思っております。

次に、2番、イメージについて、どのような町づくりを考えていますかということ、私は粕屋町は福岡空港、それから福岡インター、150万都市の福岡市のち

ようど三角の中心にあります。立地条件は最高であると考えております。いつまでも福岡市のベッドタウンではなくて、やはり粕屋町が独自に自立できるように、そして外部から目を向けられるような都市づくりを目指してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

小池議員のご質問にお答えいたします。

都市計画の基本的な考え方でございます。これは住民アンケートや地域説明会、パブリックコメント等の住民の意見が反映されて平成22年に策定いたしました、20年後の粕屋町の将来のあるべき姿を示しました粕屋町都市計画マスタープランです、この実現に向けて進めてまいりたいと思います。

先ほど言われました粕屋中学校周辺でございます。用途区域は市街化調整区域であり、農振農用地の区域でもございます。当地区は、都市計画マスタープランの将来像では商業または流通業地域として位置づけております。その実現に向けては、農振除外や農地転用、市街化編入などの手続、開発に向けたいろいろな手法の検討を行う必要がございます。今、地元のほうでそういうような話というか、開発に向けての機運が高まっているようでございます。地権者の方々のまとまりが最も必要でございますので、現在その組織づくりが確立して、開発に向けた第一歩が踏み出されて、それから組織と申しますか、その協議ですね、そういうことを行ってまいりたいと考えております。

4番のことですが、市街化調整区域を市街化区域に編入、それを行うには一団の開発許可、それとか土地区画整理事業等、そういうふうな手法によって定期線引き時の編入というふうになります。その市街化編入については、都市計画区域マスタープランや町のマスタープランを踏まえた上で計画的で良好な開発行為、市街化調整区域内の既存のコミュニティーの維持や社会情勢の変化への対応といった事項を勘案して必要性が認められるものとされています。そういうふうな手法をとっていかなくちゃできないということですね。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎8番（小池弘基君）

積極的に町執行部のほうも地権者だとかにかかわりを持って、やはり粕屋町がさらなる発展が遂げられるようにまた努力していただきたいと思ひますし、最後になりますけども、因辰美町長も就任以来約1カ月、やっと1カ月、まだまだわからな

いことたくさんあるかと思えます。今回が初めての議会ということでございますけども、今度また3月議会、当初予算、いろいろとまた議案が出てくるかと思えますけども、それまでには大変重要な案件、特に給食センター今とまっていますので、これを一刻も早く工事再開をして、それも当然今の場所でのいいのか、また新しい場所に建てたほうがいいのか、それも当然議会もかわりを持ちながら早急に結論をやはり出していただきたいと思っております。そういった面では、私ども議会のほうもバックアップは全力でやっていきたいと思っておりますので、ぜひとも、大変かと思えますけど頑張ってくださいと思います。

これで私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

(8番 小池弘基君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

皆様のご意見を拝聴させていただきたいと思っておりますが、あと午前中は30分ありますが、どうでしょうか。続けますか。それとも午後にしますか。私の判断で結構ですか。よければ続けさせていただきたいと思っております。

11番久我純治議員。

(11番 久我純治君 登壇)

◎11番（久我純治君）

皆さんおはようございます。議席番号11番久我純治、通告書に従いまして質問します。私は前段も何もありません、質問するだけ言います。

粕屋町ボランティアセンターの設置及び管理に関する条例施設施行規則の制定について、また増え続ける待機児童に対する町の対応、また古くなった町営保育園に対する考えについて質問します。

1問目、粕屋町ボランティアセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の制定を。

増え続けるボランティアの部署と人数、統一したセンターの施設と管理運営に関する施行規則を一日も早くつくり、今後の町の発展とともに、何人でも何がしかのボランティアに携われるようなセンターが望ましいが、6月議会で言ったようにボランティアに関する部署が多く、センターとしての意味がなく、一極化を求めるという質問に対して、センター業務の充実を考え、週末、夜間の開設が望ましく、開設時間の延長や土日開設について検討しますと回答がありましたが、その後どのような進捗状況か、ちょっと教えてください。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

久我議員の今まで質問してきたことは十分理解しております。しかしながら、今度は執行部側のほうで発言しなければなりません。先ほども言いましたように、ほとんどすり合わせができておりません。ですから、担当の所管のほうから説明をさせていただきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

確かに6月議会で質問を受けまして、お答えした状況がまだ前進しておりません。町長かわりました。今後十分な協議をしたいと思いますが、考え方といたしましては現在粕屋ボランティアセンターは福祉センター内にございますけれども、福祉センターが月曜から金曜の午前9時から午後5時までの開館ということで、土曜、日曜、祝日が閉館でございますので、現状としては福祉や子育て分野に関するコーディネート等が中心になっております。おのおのの仕事が終わった時間で活動しておられるような団体につきましては、ほとんどサポートができていないのが現状でございます。平日の夜や土日を中心に活動しているような団体にもセンターの活動を広めていくためには、開設場所なども含めてセンターのあり方を十分に検討していく必要があると考えております。

また、ボランティアセンターは協働のまちづくり課で所管しておりますが、ボランティア活動を行っている団体や個人を担当する担当部署はさまざまな課に分かれておりまして、ボランティア団体等を支える仕組みを含めて改めて考える必要があると思いますので、今後これらを総合的に検討してまいりたいと考えております。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

まずは、ボランティアセンターを社協のほうに丸投げしていること自体が私間違っていると思うんですよ。これだけ粕屋町に人口が増えて、やっぱり人というのは何かにしる人の助けが必要なんです。そんな大事なところを社協に投げて、丸投してですよ、それもたった臨時1人の人に任せて、そしてどうのこうの言うことはまずできないし、ただ町民からの要望としては、あそこに行ったら何もわからんと言われるんですよ。だから、検討じゃなくて、やっぱり進めてほしいんですよ、私はいつも言うように。

そして、今度はこども館ができますよね。そこでもまた同じようなボランティアやるようなこと言ってますけど、幾つあると思います。この前も言ったように、7つぐらいあるんですよ、今んとこ部署が。今度は8カ所ぐらいになるんですよ。何

のためにセンターつくったか、前から言うようにいっちょんわからんとですよ、これが。だから、これはもう検討しますじゃなくて、これは早く部署を移して。これ結局よく言う指定業者が何かそんなのするか、志免なんか行くとやっぱりNPOでやってますもんね。粕屋だけ人口は増えようっていうけど、ボランティアは物すごくいい言葉なんですけど、実際役に立ってないんですよ、これが。センターの人もわからんとですよ。だから、それを私いつも言うんですよ。だから、社協が悪いというんじゃないんですよ。社協に丸投げして、そこからたった一人あそこに置いてさせることが難しいと私言うんですよ。実際私たちも十何年やってきてますが、みんなばらばらなんですよね。そして、いつも言うように検討しますじゃなくて、やっぱり進めてほしいんですよ、私は。だから、町長はもうそれはかわったばかりでよくわからんって、よくわかってるんですよ、私も。だけど、今粕屋町のこの人口がどんだんどんどん増えている中で、どれだけの人がやっぱりボランティアに頼らないか、また必要なことか、これはもう一番わかると思うんですよ。これこそやっぱり人口の増えるところの一番ネックになるとこと思うし、今から先には大事な仕事と思うんですよ。それがどこに何があって何がありようかいっちょんわからんごたあふうじゃですね、まずこのことを考えんとですよ、粕屋町の人口増えても何もなりませんよ。まずそんなところからやらんと。インフラも大事ですよ、道も大事。だけど、やっぱり人間的なことについては、これが一番私大事と思うんですよ。ですから、検討しますじゃなくて1歩でも2歩でも進めてほしいんですよ、私は。だから、今後こども館ができるときに、あそこの相談室ができます。そしたら、あそこに持って行って。結局誰でも行ける場所。今のところ、さっき言われたように誰もわからんとですよ、あそこ。役場の中の人でも知らんとですよ、あそこにあること自体を。それが町民が知っとうけないんですよ。そして、福祉センターも、前から言うように暗い、古い。建て替えれいうたら、それは無理かもしれん。窓口もそう。今でも誰が入って、誰が出ていきようかいまだにわからん。そんなところなんです、あそこは。だから、それもどうかしてくださいと言いました。そしたら、順をおって決めますと言われた。それはそれでいいんですけど、ただあそこにいつまでも置いておくこと自体が私はおかしい、早く出してみんなが使えるようなボランティアセンターにしたいから、いつも言うんですよ。その点やったら町長わかると思いますが、どうですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

できたら、やはり代替案を出していただきたい。やはり町にばかりそう言うんじ

やなくて、自分やったらこうやるよというような代替案があれば、ちょっとおっしゃっていただければ助かります。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

私前から言ってるように、サンレイクの中に教育相談室がありますよね、あそこにとりあえず移せば日曜、祭日あいてるんですよ。あそこは9時、10時まであいてるんですよ。そしたら、誰でも使えるんですよ。あそこへ移ればいい、あくんですよ、3月に。だから、私前から言うように、あそこにぜひ移して、そこでボランティア独立させてくださいって言ってるんですよ。だから、社協に投げるんじゃなくて、独立させたボランティアセンターをつかってほしいというのが私の代替案なんです。どうですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

ボランティア団体も結構かなりありますよね。そこでその相談教室だけで足るわけですか。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

センターというのはあくまでもセンターなんです。管理するところなんです。そこそこの部署はもうその下にまたあるんですよ。それはどこでもそうなんです。志免でも、行ってもNPOでやってますけど、その下に各団体が公民館でやったり何たらする。それを集約するのがボランティアセンターなんです。それと、問い合わせがあったときに、ここにどんなところがありますというのもセンターの仕事なんです。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

ありがとうございます。前向きに検討させていただきたいと思っております。以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

この件くどくど言いますけど、とにかく前向きでお願いします。

そしたら、私もこれで2問目に移ります。

増え続ける待機児童に対する町の対策及び古くなった町営保育園に対する考え。

今年4月に260名が入園できる保育園、認定こども園をつくりましたが、もう100名余りの待機児童が出ていると聞きます。古くなった町営保育所を民営化するのか、建て替えするのか、いろんな方法があると思います。この問題を解決するには、みんなが知ってのとおり我が町は人口が増えるとともに小さな子どもが多く、出生率は全国で2位、3位とかといいます。つくってもつくっても保育園が足りません。しかし、どんどん保育園をつくっていいのでしょうか。

私、この1カ月間、認可保育所や認定こども園、また認可外保育園を回ってきました。これ以上大きな保育園をつくってほしくないというのが認可保育園の返答です。日本中が少子化が進む中、粕屋町でもいずれは少子化が来ると思います。大きな保育園になればなるほど心配の種は尽きません。町営保育園も同じです。今現在待機児童というのはゼロ歳から2歳児が全てと言っても過言でないかもしれません。その上、行政でもよく言われると思いますが、保育士さんが集まりにくく、幼児に対して人手不足です。この件は、認可保育園でも同じな悩みでした。日本中介護士さんでも足りないのと同じように、給料の問題です。町営でも民営でも仕事にあった給料が出ていればこんなことにならないと思いますが、これは行政でも言えることだと思います。臨時の人は、月給はどれだけですか。また、嘱託の人はいくらぐらいもらってるんですか。これは答えなくてもいいですけど、それぞれわかっていると思います。こんなふうな安い給料だから、人は集まりません。だから、大きいところは町営だったら結局人は来んわ、朝早くか遅くとか2時間来てくださいとかというて、それでは誰も来ませんよ。だから、私はこの考え方は、いつも何か私たちと違うってような考えを持ってます。町長も議員時代はよく言っておりました。行政のトップとして町のお考えかもしれません。建て替えるか、また町営を民営化するか、また業者独自で星の子保育園みたいにするのか、いろいろとやり方はあると思います。ただ、絶対にやってほしくないのは、待機児童が多いからといううたい文句で当然のように行政の一方的な判断で行っていたことです。これはなぜかという、町有地は行政のものだけのようですが、全て住民の財産です。町長の切望してある10万人の市にするには、いろんな広い土地が生きてきます。町長就任間もない決断してくださいというのは難しいけど、この考え方として町営を民営化するのか、そんなことがわかったらちょっと教えてください。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

ちょっと1点先に質問させていただきたいと思いますが、先ほど大きな保育園を建てるのを反対されているのは認可保育所と言われましたが、それでいいですか。

◎11番（久我純治君）

はい、そうです。

◎議長（進藤啓一君）

はい、どうぞ。

◎町長（因 辰美君）

じゃあ、大きな保育園がその大きな認可保育所を建ててほしくないという意味でいいわけですね。

◎議長（進藤啓一君）

はい、どうぞ。

◎11番（久我純治君）

実際聞きよくと、15年先になったら子どもおらんごとなったら、今大きいとつくってどうするんですかって心配してあるんですよ、実際が今が。建てたばかりのところ。実際粕屋町も、そりゃ定住者は年とりますよね、必ず。だけど、今の保育所に入れよう子どもたちというのはみんな動く人ばかりですよ、見よったら。実際定住する人いないんですよ。だから、ある保育園は、15年先は、私もよく冗談半分に半分養老院せないかんですよって言ったら、真剣に考えますってあるんですよ。だから、また行政の言うように大きいのでつくればよかっちゃうことやないんですよ。そこを私言ってるんですよ。

◎議長（進藤啓一君）

認定保育園の増設は要らないという趣旨でおっしゃってるんでしょう。どうぞ。

◎11番（久我純治君）

大きいのがという。

◎議長（進藤啓一君）

因町長、どうぞ。

◎町長（因 辰美君）

はい、理解いたしました。

私も一緒に厚生常任委員会に所属いたしております、この件につきましてはよく皆さんと議論いたしました。やはり中央保育園、あるいは仲原保育園というものはもう40年近くなりますので、非常に今メンテナンスが大変でございます。そういった中で、大川保育所を建てたときにはやはり民間は民間へといった形で、補助率

が12分の1ということになりましたね。ですから、12分の11は県や国からの補助金で建設できるといった形の建設を行いました。

今後、この2園につきましては3月までに今どれだけ老朽しているかっていう、そういったものを調査いたしております。これは早急にしなければならないという判断が出ましたら、早急に対応しなければならない。これは私も議員時代に、耐震構造にもなっておりませんので、もし地震が起きた場合、その保育園の園児が下になった場合は、これは人身事故になるかと思えます。やはり行政が責任を負わなくてはならないと思えますから、この判断につきましては3月の結果によりまして、どこから早急にやっていくのかというのを議論していきたいと思えます。

それから、今後民間でやるのか直営でやるのかっていうものを今から議論しなくてはならないと思えますけども、私は議員のときには12分の1で済むのであればそちらを活用していただきたい、そしていい運営者といいますか経営者を連れてくることによって財政がしっかりと確保できればと思っておりますが、今回この質問がございましたけども、やはり行政のほうからの考えもあるかと思えます。先ほど申しましたように、少しすり合わせ時間がありませんでした。ですから、私の考えだけで発言するわけにはいきませんので、所管のほうから説明をさせます。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

お答えいたします。

大枠は今町長のほうが答弁されたとおりでございます。私のほうからは、現状について少し説明をさせていただきます。

県のほうに報告しております新定義による10月1日現在でございますが、その待機児童数は29名でございます。また、新定義では待機児童には含まない特定の施設、この幼稚園、この保育所しか行きたくないですよって言われるような特定の施設を希望されるようなお申し込みをされている分につきましては、そういうようなところを含めると、まあ粕屋町100名ぐらいの方がいらっしゃるのかなというふうには把握はいたしております、議員が言われるようにですね。ただ、今までも22名でした、23名でした、で待機児童は今現在は29名ですよということをお知らせはしておきます。

それから、老朽化しております町立の保育園、そこら辺は町長もそうですが私たちも認識はいたしております。早急に安全な環境で子どもたちが保育を受けられる場ということで、緊急を要する部分については議員さんのご理解を賜りながら予算化をし、修繕等々維持補修に努めさせていただいてるところでございます。

財政面からしますと、町長が言われるように民営の活用と民間での開設というのも一つの方向ではないかなというふうに思っております。

それから、久我議員は15年後はもう少し少なくなりますよということなんですが、今まだまだ粕屋町はうれしいと言っていいんでしょう、増えるのではなからうかという予測されておりますので、その保育需要に町としても応える必要はあるのではないかとこのように思っております。

子育て支援での保育施設の整備、企業内保育所の整備促進など、今度政府のほうで1億総活躍社会に向けた緊急対策としていろんなことを打ち出してきております。もっともっと全国で保育所を整備をなささい、介護施設を整備をなささいということも含まれております。そういうようなことも含めまして、国の動向、それから現在策定しております公共施設等総合管理計画、町の財政的な総合的な判断をいたしまして、どうするのかということを検討をしていきたいというふうに思っております。

それから、お願いでございます。議員が言われるように保育士の確保に大変苦労しております。もし保育士ご存知の方いらっしゃいましたら、臨時嘱託だけ登録していただいて、子どもたちのために力を発揮していただければありがたいかなというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

今、建築費が12分の1って言われましたけど、今までのやり方でいうと土地はただですよ。この前議会で聞いたとき、5年後の更新ということで、それで認可保育園の先生たち聞くと30、40年じゃ出ていきませんよというんですよ、自動更新しても。もし出ていけて言うた場合にはどれだけ弁償金取られるか、私今度痛感しましたけど、もう入った人が強いんですよ。そんな計算ないですもんね、それはもう確かに12分の1の建築費で済むんですよ。だから、私は今度するんやったら、民営化するんやったら大川保育園の星の子さんがやったように自分たちの自前で土地を借りて、そしてやれたら。やれたんですから。それをやらんと絶対だめと思うんですよ。中央保育園が古なったから民営化しますじゃ、もう絶対私だめだと思いません。あるいはもし、今小学校も今度は増えると思うんですよ、子どもが大きくなるちゅうことは。そしたら、中央小学校もオーバーしますよ、またすぐ。そうすると、隣の幼稚園がありますけど、いずれあそこ使わにゃいかんごとなると思うんですよ、中央は。そのときのためにもやっぱりあそこで、これは案ですけど、幼保一体型の町立のをつくるようなことせんと、小学校自体、中学校自体また増えます

よ、さっき人口どんどん増えますって言われるんですから。そうすると、第3の中学つくるやら小学校つくるやら前から言ってありますけど、そこをまあ先のことを考えてしよかんと、ただで土地貸すということ自体が私がいつも嫌がってることなんですよ。もうよく前例ができたから。民営化もいいんですよ。最終的に町営をなくすというのなら、それでもいいかもしれん。そのときには人間も全部やっ飛ばせばいいんですよ、民営に。そして、土地は残して、あれはみんなの財産なんですよ。使い道がたくさんあると思うんですよ。今度の給食センターもそうでしょうが。なかったからこそあんなとこ建てないかんとですよ、土地が。大きいとこあれば、別のとこに動かしてよかったですよ、残土の上に建てんでも。土地がないからこそ、あんなふういろんな苦渋の選択で廃棄しよった、最初からわかってたとこに建てにゃいかん。だから、土地は大事にしてほしいから、私は今後つくるときはそんなふうで自前でやってほしいっつうのを私は言いたい。

それと、この待機児童を解決するために、この前の議会で言いましたけど、小規模保育園、実際今まで何がだめ、かんがだめって言われるらしいんですよ。じゃあなくて、されるところを協力して。小回りがきくんですよ、小規模保育園つちゅうのは。で、先生も集まるんです、逆に言うと。大きいとこは集まらんとですよ、先生たちが。小さいとこは、その時間をうまく使われるから、先生は十分入るんですよ。大きいとこは今部長がおっしゃったように集まらん。ただ、小規模クラスやったら、それとか認可外保育園は集まるんです。だから実際、部長も知ってあると思いますが、今粕屋町に9個の認可外保育園があります。約190何名入ってます。その中に粕屋町の在住の子どもが149名いるんですよ。粕屋町の在住の子どもですよ。要するに普通の認可保育園とか町立へ入ってない子どもが。そこそこのニーズの応え方によって、やっぱりそれだけ集まって入ってるんですよ。それに対しての私は補助金が毎回言うけど1万5,000円、一人年間。それと、要するに先生たちの健康診断を受けた後の4,000何ぼ。もうそれだけで終わってるんです。これを町立とか認可保育所に比べると何十分の1なんですよね。もう計算でできんことがありますけど。ただ、大きい保育園の先生がおっしゃられるには、やっぱり保育所はちっちゃく小じんまりしたのが子どもに目が届きますよって。それは実際の話、私回って初めて直接聞いた言葉なんです。だから、私はできれば前言った、9月に言った認可保育所の件も、だめだめって言わんで、こうすればできますよとか、こうやってくださいとか言えばできるんですよ。そしたら、保母さんも来るんです、あそこは。そんなとこをつくっていかんと、建築費が12分の1やからとかというてどんどんどんどん増やすとも、それはいいかもしれんけど、今言うように子どもつちゅうのはやっぱりマンツーマンが一番いいって言うけど、人が集まらんから

大きいところも困ってあるんです、今。だから、3歳から以上はあいてるんですよ、あれみんな知ってあるとおりに。保育所あいてるんですよ。ただ子どもが来ただけなんです。ただゼロから2歳児だけが入れるところがないんです。だから、今国も進めてる小規模保育を何とかやってくれんですかちゅうて言ったのが9月議会のしょっぱななんです。だから、逆に言うて、だめだめって周りを防ぐんじゃなくって、ここをこうしたらいいですよとか、それが私行政のあり方だと思うんですが、どんなふうですか、部長。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員、ちょっといいですか。大きな保育園は要らないという反面、また民間でもいいとか、何かそこいらの論点がよくわかりませんが。

含めて、因町長。

◎町長（因 辰美君）

この一般質問は、一問一答なんです。ですから、どこを答えていいかわからないわけですね。ですから、もう少し、1点ずつ言っていたら確に答弁できるかと思えますけども、どんどんどんどんずれていって、どこを答えていいかわからないと、今受けた印象です。

まず、土地を無償で貸さないという。これは、当初は私が入ったすぐぐらいはわかば保育園、これは公設民営やったです。ですから、一切お金は払ってません。建てることも、土地代も一切ありません。そういった中で、やはりわかばについては公設ですから、あとメンテナンスがかかりますね。そういった中で、今後は粕屋町で持っておけばメンテナンス料がかかりますからってことで、またそれを移管しております。そういった経緯があります。

それから、その次に先ほど言いよった12分の1っていうものを利用して建設した大川保育所、あと青葉はるまちですね。そういったところにつきましては、法人のほうが1億円以上建設費を出されております。そういった中で、それとあとは県の補助と国の補助で法人が12分の11を出しとるわけですよ。そして、粕屋町が12分の1でよかったわけです。ですから二、三千万円ぐらいで建っておる状況でございます。ヴィラのぞみ園に対しましては、あそこは宅地をそのまま借りておりますので、あそこは借地料が発生いたしております。そして、星の子保育園につきましては、やはり先ほど言うておりますように12分の1でうちは済んでおりますけども、あそこは借地料も全部払っておられます。ですから、同じ認可の保育園の中でそのシステムが違うということは、今後は町といたしましてはすり合わせにやいかんと私は思っております。ですから、これはまだ議論はしておりませんが、それはやはり粕屋町の中の認可保育所でございますので、しっかりと精査させていただき

たいと私は思っております。

あと、小規模保育園につきましては、やはりいいところもあるし悪いところもあります。いい意見がありましたらぜひ提案していただきながら、今後保育行政に反映させていきたいと思っておりますので、どうぞご協力をよろしくお願いいたしまして答弁いたします。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

その件についてはさっき部長に言うて、前からずっと部長としてるんですが、ちょっと答弁してください。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

久我議員のほうから小規模施設ですね、答弁の中でも都市部においてはかなり進んでいるようだ。で、粕屋町におきましても1園のほうからご相談があったということは伺っております。そして、その後にもまた相談に来られたかどうかについては確認をいたしておりますが、言われるように相談を受けるんならば門前払いということは絶対にいたしません。当然来られれば、基準はありますので、その基準の中でどうクリアしていけばいいのか、それが対応できるのか、そこら辺も町は知り得る範囲でのご指導といたしますでしょうか、受けながら対応をさせていただきたいと思っております。だめですよというのは、話も聞かんでだめですよなんていうのは全くいたしません。それだけは伝えておきます。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

今、門前払って言われましたけども、それじゃなくて、実際に今までが何回も来てもそんなだめですよということを前提に言われるから、来て施設を見たこともない、入ったこともない、どんなふうなやり方をやるとも聞いてない。だから、さっき言ったように一緒になって教えてこうしたらこういいですよというのが普通のやり方なんです。そこをやってくださいって言うてるんですよ。実際私も何カ月になりますか、そこ行ってるんですよ。だから、行政と行って教えてやればいいんです、ここはだめだからこうやるんですよとか、ここはこうしたらいいですよとか。だから、私に言わせれば、悪いけどやる気がないから悪いことを前に、全面的に出さっしゃるからこげんなるんですよ。志免も今度つくりますよね。やっぱり

できるような方向で、これだけ待機児童が出とんやから。まして、子どもが入られるとこないんですから。小さいとこやったら目が届くって言いようから、先生も集まるって言いようから、小規模、それが国が進めようと思うんですよ。だから私言うんですよ。実際行ってから見られたかどうか知らんけど、来てないって聞きました。見るだけ、外観は見てあるかもしれませんが。そして、ここはこうですよ、ここはこうですよとか言われたとか一言もありませんちゅうことです。だから、今部長が言われたことは私は矛盾を感じます。

◎議長（進藤啓一君）

答弁が要るんですか。

◎11番（久我純治君）

よかったら返事をしてください。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

私は、門前払いをするというふうには考えておりません。所管しております堺課長のほうから答弁させてください。

◎議長（進藤啓一君）

堺こども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

議員のご質問にお答えをいたします。

具体的な施設名が出ておりませんので、どちらの園かということは正直わかりませんけれども、私が子ども未来課長になりましてから、小規模保育園をしたいんだけどということで具体的なご相談を持ってこられたのが1園だけでございます。その園につきましては、所管の係長も同行しまして園のほうにも見に行って、かなり時間をかけてお話も伺いました。また、日を改めまして県のほうにもアポイントをとって同行いたしまして、どのような施設整備が必要か、どのような要件をクリアしたらいいかというようなお話を一緒に聞いてまいったところでございます。その要件をなかなか事業者さんのほうがクリアできない、費用的な面が大きいんですけども、それともう一つは前の一般質問のときにもお答えいたしました連携施設等の問題がなかなかクリアできないということで、やはり業者のほうに何か力になっていただけないだろうかというご相談を受けております。この点につきましても、できる範囲で園長会等で私立の認可保育所も含めまして連携園に手を上げていただけないかとかというような打診はいたしました。そういった調整をしておりますけれども、認可保育所等のほうからはそれは難しいということ

でお答えをいただいております。

具体的に小規模をしたいというところはなかったですけども、そういったような形でもし町が例えば公立で連携施設をすとかという形で町が大きく力添えをしてくれるんなら、それならうちも小規模をやりたいという園は複数ございました。そういうことでございますので、特定の園だけになかなか行政としては肩入れはできないので、できる範囲で力添えはしておるところでございますので、その点をご理解をいただきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

今連携保育のことをおっしゃいましたけど、私もこの前の議会のときに念を押しましたよね。認可外保育所できますかっていったら、はいちゅうことで返事いただきましたよね。連携保育が隣に結局あったんですよ。しますということをやちゃんと確約とってあるんで、そこも。国は、できたら町がやってくださいというけど、それと認可保育所にいうと結局ゼロ歳児のいいとこだけとられて、自分がその3歳児級は受け入れられんちゅうのが本音なんですよ。それ言われました、はっきり。いいとこだけされたら困ると。その後、自分方へ持ってきても嫌って言われました、はっきり。だから、同じ認可外保育園で助け合って、同士で、できるというものを今課長おっしゃいましたけど、話が違いますよね。その連携保育所あるんですよ。そこが受けますってはっきり言っているんですから。そして、何か認定こども園ならだめとか何か言われましたけど、そこはまた条件が違いますよね。だから、なぜその認可外保育所が連携保育園になったらいかんのですか。

◎議長（進藤啓一君）

1園を対象にしてというのはなかなか答えにくかろうと思いますので、トータルのどうぞ。

堺こども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

連携施設につきましては、前回の答弁で確かに認可外、いわゆる届け出さん可能ですということでお答えをいたしました。可能といたしますのが、新制度が始まりまして連携施設がないと小規模はできませんという制度が始まりまして、ただその経過措置といたしますか、緩和措置として5年間は連携施設がなくても可能です、もしくは以前から連携をしてある、既にもう現に連携をしてある認可外の施設があれば、そこが連携施設でも可能ですということになっております。これは5年間の経過措置でございますので、5年後には認可に上っていただくとかという形での条件を満

たしてもらおうということが前提になっております。そういう施設があればまたご相談にも乗らせていただきたいと思いますけれども、先ほど言いましたように特定の園だけということにはいきませんので、その場合は町で公募をするなりという形で広く小規模施設を探す方向になるのかなというふうに思っております。

それと、今議員の言われました、認定こども園になったらというお話でございますけど、これまた同じ施設のことかはわかりませんが、私が同行して県に参りましたときに、こういう施設条件が要りますよ、こういう職員配置が要りますよといういろんな条件を県と話した上で、例えばこういう条件であるのなら満たすために小規模でなくて認可という手段はどうですかとかというような形で提案の一つとして県のほうが話されたりとかということはあったと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

今聞きよると、何かやっぱり上目線やないですかね。要するに、行ってどこがどうですからこうしたらいいですよということはないし、たった1園やからできませんとか、偏ったことはできんって必ず言われますけど、1園がそれで申し込みよっちゃけんいいっちゃないですか、小規模つくりたいって言うんやから。それはだめなんですか、やっぱり。

◎議長（進藤啓一君）

因町長はどうですか。

◎町長（因 辰美君）

議員のほうから示されたら、私発言します。

◎議長（進藤啓一君）

では、どうぞ。

久我君。

◎11番（久我純治君）

要するに、私は無認可保育園をもう少し応援してほしいのが本音なんですよ。だから、小規模保育園ができようから、そこに何とか、町でもそれでできるんですから。そんな条件ばかりつけんでも、1つずつクリアするように努力させたらいいやないですか。そこを私言ってるんですよ。町長、どうですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

内容は概略しかわかりません。そういった中で、やはり久我議員が言われているということはなかなか伝わっていないことともわかりませんから、今後所管としてしっかり議論しながら協議してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

もうこれ以上私も言いませんけども、とにかく無認可の保育所があっても、前言ったように潰れたって仕方がないというような返事するんじゃないで、やっぱり150人も受けてある無認可保育所なんですよ。やっぱりそれがないと町はまだ増えますよ、それこそ待機児童が。だから、幾ら無認可やけんちゅうて言わんで、もう少し背伸びしたいところは努力して助けてやってもいいじゃないかなと私は思うんですよ。私も厚生9年やってますけど、なおさらそれ思います。だから、できることは役場が加勢してやってやればいいじゃないですか。それこそ建築費も何も要らんとですよ、あそこは。募集も自分でするんですから。何も人件費も要らんですよ、おたくたちが。借地も自分で借りてするんですから。それこそ12分の1の金も要らん。認可すれば、それは運営費が要るかわからんけど、それも膨大な金やないと思うんですよ。少しでも待機児童を減らすなら、そんなちいちゃいところでもやっぱり役立ててほしいし、やっぱり今から先は認可したからじゃなくって、そんなところも活用してやっていきたいというのが私の本音です。

それと、これ最後になりますけど、町長に一言。

みんないいことばかり言ようになりますけど、体だけは用心しとってください。それだけです。

じゃ、どうもこれで質問を終わります。

（11番 久我純治君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

余り発言したくないんですけど、因町長に申し上げます。

この会議がスムーズに行くために因町長に振る場合もありますので、ご勘弁願いたいと思います。

これにて暫時休憩いたします。

（休憩 午後0時10分）

（再開 午後1時00分）

◎議長（進藤啓一君）

それでは、再開いたします。

13番山脇秀隆議員。

(13番 山脇秀隆君 登壇)

◎13番(山脇秀隆君)

13番山脇秀隆であります。通告書に従い質問いたします。

今回の定例議会は、因辰美町長にとりまして初の議会となります。そこで、新町長としてこれからの粕屋町の将来をどのように描き、町のかじ取りをしていくのか、町の行財政に目を向け、その運営を日ごろから、町長が公言していましたゼロベース、いわゆる慣例や形式にとらわれない考え方でどのように判断していくのかを聞きたいと思えます。具体的にいろいろ要素を入れて質問しますけれども、具体的に言うことによって、町長の考え方がよくわかるのではないかとということで、焦点を絞りながら質問をしてみたいと思いますので、具体的なことで質問してみたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

まず初めに、執行体制の考え方を聞きます。

今回上程されました人事案件に副町長の選任同意の件が提出されておりますが、これまでどおり3部体制で副町長を1人置くという人事はこれまでと変わりませんが、これがベストだと考えるのか聞きます。

◎議長(進藤啓一君)

因町長。

◎町長(因辰美君)

先ほどずっと一般質問の中でも答えましたとおり、私就任1カ月でございます。そして、いろいろと問題ございまして、すり合わせがほとんどできておりません。で、私の考えはありますが、やはり非常に語弊を思っただけで聞かれてはちょっと悪いと思いますから。やっぱり1期、2期の方はこういった議会運営の中で質問されるということは私は一生懸命答えたいと思えますけれども、山脇議員はもう4期目ですね。4期目。で、私が就任して今から問われる執行部の体制、財政運営における考え方、予算の組み方まだ1回も経験してないんですね。これで答えろというほうが難しいと思うんです。ですから、私は1年全部やってみて、その中でどんなふうに思われますかっていう私は聞かれ方をしたいと、私は思っております。しかしながら、今一月で何ら内部もわからん中で、答えられないということが現実です。よろしくお願いいたします。

◎議長(進藤啓一君)

山脇議員。

◎13番(山脇秀隆君)

よくわかります。だから、その考え方を一応聞きたいのであって、現実はどうこうという話ではないんですね。だから、当然町長に立候補したわけですから、こういう考え方で自分はやっていきたいとか、こういうスタンスでやっていきたいとか、そういうことが考えてあって出られたんだらう、何もわからないままに町長選に出てきたとは私も思ってませんし、いろいろ町長に出る前からいろんな話をしながらこういう考え方でいくんだなという思いがあって、私もそういう感覚で接しておりましたんで、その辺は後で考え方変わるってことは十分あり得ることであって、それに対して今なったばかりだから答えられないということじゃなくて、今の立場で結構ですので、どういうふうに考えているのか。それは当然これからいろんなことを経験していく中で変わっていくのは当然だというふうに感じておりますので、そうしないとこの質問が一つもできないというようなことにもなりますし、通告書を出してるわけですから、通告書に対してこういう質問はやめてくれというようなことありませんでしたので、当然その辺は重々町長もわかっておられたと思って、私もこの場に立っておりますので、言いにくいでしょうが、まあその辺は私たちも寛容はございますので、そういう気持ちで受けとめますので。今思ってることで構いませんので、できる限り答えていただきたいというふうに思っております。よろしいでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

入り口のほうだけでございますが、因町長。

◎町長（因 辰美君）

失礼ながら、まだ私議員レベルの、議員レベルっていったら申しわけないですけど、議員であるときの認識しか持っておりません。その認識の中で、町政の中でどのように感じ取れるか、そしてどのように変革していくのか、今いい方向はしっかりと進めていかないかんし、悪い方向では変えらにやいかん。変えらにやいかんって、まあある程度の変革を求めらにやいかんということがありますから、やはり今回の一般質問につきましては、もう公言でございますので、なかなか中途半端な発言はできないと私は思っております。ですから、1年を振り返ってどう思われますかというふうな、もうある程度の議会運営わかっておられると思いますから、そういった時期が来たらしっかりとお答えしたいと思っておりますので、そのような形で、どうぞ今回は考慮していただきたいと私は思っております。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

そしたら、答えられないところは答えなくていいです。答えられる分だけ答えても

らってしていただければいいのかなと思います。やっぱりある程度、皆さん考え方を聞きたいと思うんです。新町長はどういう考えを持ってこれから将来の町づくりしていくのかっていうことは、やっぱり知りたい部分なんで、1年間勉強しますっていう話だと1年間町政が遅れるっていう話なんで、やはりそこはボトムアップって町長よく言われますけど、私はトップダウンがあってもいいのかなというふうに思いますから、その辺含めてちょっと意見を交わしながら質問してまいりますので、よろしく願いいたします。

今執行部体制ということでありました。今町長も言われましたように、現在の町長の立場を考えながら内部体制を固めるというふうに昨日言われました。私もそうだと思います。そういった意味で、副町長を経験豊かな政策部長を持ってきたというのは非常によくわかる話であって、それは合点のいく話だと思うんですね。ただ、今度空席になるんですね、政策部長が。そうすると、何人かの議員さんも九州農場跡地の問題であるとか都市計画の問題であるとか、いろんな形で都市政策における分野が、要は次どうなるんだろうという議員は皆思ってるです。町長は、今回現在の都市政策部長を副町長というふうに変任したいっていう同意を求めるのを上程したわけですから、その後になる方はじゃあどうなのかな、どういう人がくるのかな、どういう考えでここをやっぱりやっていこうと。これから大変な総合計画もつくって、これから10年後を見据えてスタートしようというときに、その部分が弱いと進んでいけないと思うんですね。だから、こういう時期に対してその後の人材の登用によっては、もう大きくやっぱり変わってくると思うんです。そういった意味でその人材の登用をどのように考えてあるのか、言われる範囲で構いませんので、よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

現状の中で発言したいと思います。

これは、将来的にはまたいろいろ行政にかかわっていく中でいろいろ変わるかと思いますが、現段階では私は公約に書かれております九大跡地っていうものをスムーズに進めたいということにおきまして、現部長の吉武部長を指名いたしました。これはやはりスムーズに行くようにということと、役場の中のコミュニティー関係をしっかりと持っていただいて、一つのグループになってしっかりと進んでいきたいという観点から副町長人事をいたしました。

部長につきましては、また皆さんと議論しながら、私がどういう方が最適なのかということは知っておりませんので、今後議論していきたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

町長の認識も九大農場跡地がやっぱり重要な課題になってくるという認識で、今政策部長を副町長として上げたっていうお話でしたので、認識は一致してると思うんですね。だから、その辺の人事の登用につきまして最適任者、適材適所とよく町長も言われてますから、適材適所である最適任者をやっぱり選択してほしいという。これはもう多分議会からの要望も含めてあると思いますんで、そういう認識でお願いしたいというふうに思っております。

次に、財政運営についてお聞きします。

粕屋町は、行財政改革大綱というのを以前つくりまして、これ多分四、五年前にもう改革大綱の結果というのが出て、そのときは職員数を減らすとか、そういったことで終わって、改革が進んだということで、その後の改革大綱どうするんですかっていうこともありましたけど、なかなかつくりきれないまま来ております。

また、行財政運営方針というのも町にはまだ策定されてないというにお聞きしましたんで、やはりここも明確に今後必要なんではないかなというふうに思っております。

今回第5次総合計画が策定されてますが、それに沿った行財政運営が行われると思います。しかし、粕屋町の10年間の取り組みは、10年後の町の姿を目指したまちづくりであるがために、財政運営もこれまでと同じ取り組みでしかないような感覚を覚えます。要するに、今までと変わらずに必然的に進むだけで、新たな取り組みがないように感じます。総合計画の基本計画及び実施計画は、各課からの行政職員の考えで積み上げられたものだと考えます。総合計画特別委員会で意見書を提出させていただきましたが、新しい取り組みは削除されていきました。昨日来からトップダウンではなくボトムアップであるとして、職員の考えを大事にしていくと町長は言われております。総合計画は10年間の基本構想、基本計画そして実施計画がセットとなって、それに沿って町の行政、行財政運営が実施されていきます。ここにはトップダウン、いわゆる今の町長の考え方が入っていません。この辺について、今後どういうふうにされるかをちょっとお聞きしたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

今かわったばかりでございますので、5次の政策にはほとんど間に合わなかつ

たということが現実です。そういった中で、やはり計画は計画であって、若干私と違う政策があれば提案しながら、少しずつでもいいですからその方向に、もし所管に相談して変わればそのような対応をしたいと私は思っております。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

新宮町が5年後の、要するに人口フレームを変更したんですね、4,600人増員しますと。そして、それによって総合計画を見直す議案が今議会で出てます。だから、総合計画はもう決めたら変えられないというわけではなくて、変えられるということをおも認識しましたので、今町長言われましたようにもう本当にそういう部分があれば、やっぱり思いが違えば当然変えていくべきだなと。それはボトムアップではなくて私はトップダウンだと思うんですね。だから、そういう考えもやっぱり少し取り入れていく必要があるのかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、先ほど来から福永議員の中でもございました、予算の組み方なんですが、当然町長もなったばかりで予算の組み方につきましてはまだ経験をされてないということで答えようがないとは思いますが、例年、これは町長も議員だったのでよくわかると思いますけど、最近は収支決算が黒字で、結構な額が次年度に繰り越されてるというのはご存知だというふうに思ってます。こういう手法、要するにたくさん予算を使って予算をとって、そして終わったときには収支がたくさん残るような、こういう考え方っていうか、とり方というのがゼロベースという考え方でいくとちょっとそぐわないのかなと。やっぱり1回ゼロに戻してと町長がよく言われる、要するに慣例とか形式にとられない考え方で予算を積み立てていくっていうやり方というのがやっぱり求められると思うんですね。

聞くところによると、事業予算や助成金が半額になったというところがちょっと最近聞こえてきたんです。で、ここはもういきなり言われましたという感じなんですね。じゃあどれぐらいやってたかという、もう5年ぐらい続けてましたとか、今までそういう慣例でずっとそれだけいただいてましたっていう部分の中で、今回福永議員も言われてますように、精査されたわけですね、そういう形で。行政執行部側は当然精査した形で、これはだめだよ、これ見直さなきゃねって多分いったと思うんですね。ただ、いきなり次年度からは半分になりますって言われて、その事業がじゃあ立ち行くのかなというのが一つありますし、今まで計画していた当初予算が当然そこではなくなるわけですから、その辺も含めて戸惑うと思うんですね、その各種団体も含めて。そういったことがやっぱり誰の責任かといったら、今までの行

政の責任だと私は思うんです。今まで指導してこなかったゆえだと思うんですね。だから、そこは激変緩和というのをある程度とる必要があるのかなと。いきなり半分減らしますっていうことだと、どうしてもやっぱり理解得られないと思うんですよ。そういった意味で、再来年後はそういうふうにしますので、そういう余裕を持たせて緩和してやるっていうのも一つとらなきゃいけないと思うんですけど、その辺の考えはどうでしょう。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

私は、まだ小池町長のときからゼロベース考えてははいかがですかっていうことは私は言っておりました。ですから、私は町長でございませんでしたので、公言に当たるかなっていうことは考えてほしい。私は議員として提案したただけであって、やりますといったことではありません。しかし、そういった考え方は持っております。

事業というものは、今回しっかりと12月から1月に向けて査定が始まるんじゃないかなと私は思っております。どのような査定をしなくてはならないかという、まだ未体験です。ですから、全くわかりません。ですから、職員がどれぐらいの形で予算組みをしているかっていうことは興味深いものがあります。しかしながら、やはりただ前年度並みに、ぼんぼんぼんぼん上げて積み上げていくという方向は、今後は私は変えられないかんっちゃないかなという意識はあります。しかしながら、まだ見ておりませんので、それがそういった形で積み上げておられるかどうかっていうのは確認いたしておりません。

考え方といたしましては、やはり金額を決めて、総体的な収入の中で支出というものを決めて、その金額の中で各部でしっかりとこの中で決めていく、そういった中でプレゼンをやりながら決めていくというような、そういった方向がやはりしっかりとした職員を育てるんじゃないかなと。この財源の中でどれだけの事業をやるかっていうものをしっかりと職員が把握すれば、私は能力はまだ上がると思います。しかしながら、議員おっしゃいましたように突然半額になった、私はこれはやはり今からの団体の補助金につきましては、効果がなければ翌年はありませんよっていうようなやり方はやっぱり指導、徹底していかにかんじゃないかなと。それで、また半額になる可能性もありますよと。この事業内容によって金額が決まりますよっていう、そういったお伝えをしていけば、私は納得されると思います。ですから、職員がそういった査定能力というものをきっちりとわきまえながら住民に説明していくということが私は今後は大切だろうと思っております。ですから、や

はり最終的な、先ほど言いました教育長とか町長までに査定に来るに当たり、その金額の中でしっかりとこの事業が優先順位をつけられて、将来の展望も兼ね備えて、しっかりと予算組みされているかというものを私は考えていくことが職員の全体の意識が上がる、自分たちが本当にやって、現実をしっかりと支えていかにやいかん、将来も見据えていかにやいかんという、そういったプログラムをつくれるということは物すごく職員にしては私は非常にやりがいのあるものであると思っておりますので、私は将来的には、今すぐ変えるということもやはり現状がありますから難しいと思いますが、私の考えではそういった考えを持っております。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

今町長から今現状すぐというのは厳しいと、だけど再来年こうなるってことは言っていく必要がある。そうやって徐々に補助金を減らすなり削減するなりをしていきたいというふうな言い方をされましたので、各課これからやると思うんですけども、そういうことを踏まえて、今町長の考えがある程度わかったと思うので、そういうことを重々わきまえて提案をしていただきたいというふうに、予算組みしていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、職員の配置について聞きます。

適材適所という言葉がまず浮かんでくるわけなんですけど、町長も昨日来から適材適所という言葉を出して言われております。粕屋町では、定期的に一定期間で人事異動をしている。これは当たり前のお話でありますけど、私たちが思うのは、いつも適材適所という言葉が浮かんできて、本当に例えば建設金額がきちっと見積もられているんだろうとか、あと住民サービスのクレームも結構聞いたりしますんで、本当に住民サービスがきちっとできてるんだろうとかいろいろ思うわけです。そういったときに適材適所というのが頭に浮かぶわけなんですけど、この専門性が問われるような部署については長年の経験を必要とする場合が多くあると思うんですね。これまでと違った適材適所の人材の配置をどのように考えていくのかというふうに聞きたいんですけど、町長もまだ、私が言うのも何ですけど、まだなっただけでわからないってということなんで、人事評価制度というのが粕屋町にあるというふうに聞いておりますので、この辺のシステム、流れというのをちょっと教えてもらっていいですか、総務部長。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

人事評価制度につきましては、人事評価規定に基づいて毎年前期と後期で評価を行っております、半年、6カ月分です。それで、それぞれ直接1次評価者、2次評価者、調整者ということで3段階、上司が部下を評価するようになっております。例えば課長であれば部長が評価して副町長、最終的には町長が調整者ということでその方の評価を。最終的には点数制度になっております。そういった形で人事評価を行っております。

そして、育成指導評価と申しまして、人事評価が極端に悪い場合には、その方についての特別な評価期間を設けて、給料に影響するような規定もございますので、その辺はございますけれども、今のところ適用はございません。そういった形で職員それぞれを評価しております。

先ほどおっしゃいました適材適所という面におきましては、人事評価よりもむしろ職員調書ということで、本人が希望する、本人が自分の能力に基づいて希望する課、そういう部署を選ぶ希望はとっております。ただし、極端に偏ったところばかりに希望が多いということもございますので、必ずしも希望はかなえられておりませんけれども、できる限りそういった人事異動の場合にはそういった面も考慮しておるところでございます。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

職員の自己評価というのはあるんですかね。それはどのように判断されて活用されてるんですかね。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

済みません、まず最初は人事評価の段階で最初に自己評価を職員がそれぞれ行います。それにつきまして1次評価者、一般職員であれば係長が1次評価者になって、それから課長、部長というような形で3段階、上司が評価する形で。まず、自己評価は本人の評価でございますので、必ずしも上司が判断するときに、それは参考にいたしますけれども、自己評価と上司の評価が全く食い違う場合もございますし、ほぼ一致する場合もございますけれども、自己評価はまず第1段階で行っております。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

希望してるところに人間がいてるというのが大方そうだろうというに、今聞いてて思いました。基本的に人事の職員の配置っていうのは、本人が希望しようが希望しまいがそこにあった人っていうのを上司が見つけて配置していくっていうのが本来そうじゃないかなと思うし、そこに長年、下手したら居続けるかもしれないんですよ。そこに適材適所で、そこがあれば当然そこに長くいても僕は構わないと思います。何か定期的に変えなきゃいけないみたいなものにとらわれて変えてしまってるようなその人事の配置がちょっとあるのかなって感じたりするときがあるので、そういうことも含めて、町長、考えてこれからいついていただきたいと思いますが、何か。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

先ほどから皆さん職員の数が少ないといった形で言われておりますけど、やはり今そういった国のほうからの指示でございますので、そういった中でしっかりやっ
ていかないかと。そういった中で一番大事なことは、少数精鋭でしっかりとどれ
だけやれるのかっていうのが住民の満足を与えるものであると思っておりますの
で、やはり長年その事業畑であれば事業で育てていく、しかしながらやはりずっと
固定するわけにはいかんと思うんですよ。そういった中で、長くおる中で次の育
成をしっかりとやってバトンタッチをしていくというようなやり方も一つの手段で
あろうと思っております。ですから、固定することは若干難しいかと思っておりますけど
も、次がきちっと育った後でかえるというような方向で私は考えて今のところ思っ
ております。

それともう一つ、予算につきましては、先ほど私が言われたとおりしなさいって
いうことではございますが、今年はまだ出ておりますので、急にまたかえられない
と私は思っております。私は、来年に向けてしっかりとそういった認識で取り組ん
でいただきたいといった形で伝えておりますので、今回は今回で一回しっかり今ま
でのやり方を見させていただきたいと思います。それで本当に私がこれじゃあいか
んよねと思うのであれば来年しっかりと変えていただきたいという、1年かけてそ
ういった認識を深めながら職員の意識徹底をやりたいと私は思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

先ほどの質問に戻ったんで、ちょっと私も戻らせていただきたいんですけど、今

出てきたものをもうその受け入れるっていう発想ですね。そうすると、私が言ったように立ち行かなくなる事業もあると思います。困るところもあると思います。そういった方たちの激変緩和というのは考えられないですかということを書いたら、来年度からそういう形、今はそうはできないから、来年度からそういう形に持っていくように、今回はそういうことを加味しながらやっていこうねっていうふうに私は聞こえたんですが、今の話だともう今回は勘弁してくれ、もうこれで下から上がってきてもこれでやるからと。そしたら、立ち行かなくなった事業というのを今度もとに戻そうとしても、せっかく何年もかかって積み上げたものが全部崩れてしまってまた一から始めなきゃいけないということにもなりかねないんですね。そうしたのは誰かっていったら、実は行政なんです。ほたつといたからだめなんです。だから、やっぱりその責任も行政側にも少しあると思うんです。そういうことを加味して、150にするところを75ぐらいにしようよとか、そういう発想がないのかなということを書いたんですけど、その件についてもう一回。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

それは、今までの事業でございますので、一気に予測もなくカットするということは難しいかと思えます。しかしながら、職員はやはり前の年から、前年度からそういった方向性というのは伝えるべきだと思っておりますので、そういったに指導をしていきたいと思えます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

ありがとうございます。

では次に、公共施設の管理運営につきまして聞きます。

町が管理運営する公共施設は、庁舎を初めフォーラム、サンレイク、ドーム、福祉センター、健康センター、学校、体育館等々ありますが、中でも民間委託で管理運営をしているフォーラム、サンレイクやドームなどは定年退職者の元職員を館長として再雇用しております。このことが悪いというわけではありませんが、再雇用による給与として現役時代の6割相当が支払われているようであります。5割かもしれません。現役の仕事と比べるとその責任の度合いも少なく、一般の給与と比べると優遇されているように思えます。

現在サンレイクの敷地に（仮称）こども館が建設されていますが、ここにも館長

として元職員が配置されるのではと考えていましたが、昨日の町長の答弁でサンレイクとこども館の館長は公募すると言われましたので、今後ドームやフォーラムの館長は公募ということになるのか、まず聞きたいというふうに思います。

また、職員の年金支給までのあいた期間を町が働き場を提供するシステムであったというふうに今までは思っておりましたが、この定年退職者、職員の定年退職者の雇用の場をこれからどのように考えるか、この2点について聞きます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

これは後ドームとそれから図書館、その2つにつきましては、本人たちの希望はもう一年あります。ですから、その1年の中で私は判断していきたいと思っております。基本的には、私は再任用にしても、やはり職員はしっかりとそこで自分がプレゼンをやって館長になっていくというような考え方のほうが私は平等ではないかなど。そこでもし任用できなかった場合は、役場の中でその能力をいかに生かしていただけるかということを考えていかにやいかんと私は思っておりますので、やはり一つの武器といいますか、戦力でございますので、軽々にあれするんじゃないかと、今までの行政知識をしっかりと出していただけるというところをお願いをしてみたいと私は思っております。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

これで退職される方も安心して退職できるんじゃないかなというふうに思います。

ちまたでは自動車大手のホンダが65歳定年ということを打ち出しましたし、ほかの自動車の企業さんもやっぱりそれに追従していくんじゃないかというふうに言われてます。ただ、町の場合は多分人事院勧告、国によるものだろうと思えますので、国が変われば当然町も65歳定年というふうになっていくのかなというふうには思いますが、いずれにしても力強い町長の発言でございましたので、よかったかなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、町が抱える幾つかの町有地があります。中には旧庁舎など1等地にあるものもあります。これから国が推し進める人口減少社会に向けた取り組みで、誰もが活躍できる1億総活躍社会に向けた地方創生が言われておりますが、これからの住民サービスが減少する中で税収をどのように賄っていくのか、その施策が大事になってまいります。ただ処分をするのではなく、そこに公共の施設と企業を融合さ

せ、民間からの収入で維持管理していくような取り組みが求められております。また、使われていない里道や水路など、積極的に隣接者に売却していくことも必要であろうかと思っております。この町が抱える町有地の問題について、その考えを聞きたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

一番わかりやすいのが図書館の横の駐車場であると思っております。私たちが議員のときにはなかなか行政がうんと言わなかった。しかしながら、何回も言う中で実行されたら今では収入が1,000万円ということになっております。これは、やはり非常に助かる事業であると思っております。でございますから、やはり旧庁舎跡地っていうのも非常に便利などにあると思っておりますので、これはこれなりに今後どのように考えていくかわかりませんが、いい案があればそういったことを活用していきたいと私は思っております。

◎13番（山脇秀隆君）

もう一点、里道、水路の件。

◎議長（進藤啓一君）

はい、どうぞ。

◎町長（因 辰美君）

里道と水路については、あれは国のことであろうと思っております。しかしながら、それは地方自治体で売却していいというような、そういったものはあると私も知っております。しかしながら、横がどうか要望せんと、買ってくださというわけにはいきませんので、そういったきっかけがあれば、ぜひここまで買いませんかっていうような、それはやっていくべきだと私は思っております。安易にすき間をつくりますと、草が生えたり、いろいろな管理に支障がきますので、やはりそういった場所はつukらないほうがいいと私は思っておりますので、担当者につきましてはしっかりとそういった、その地権者の横の方にもいいことでございますので、やはり進めるべきだと私も考えております。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

そうですね、私はその、もう使われてないというか、その隣接者がもう使ってるんですね、自分とこの土地のように。だから、当然もうそこは当たり前前に売るんじゃないでもいいので、できたらもう売って、安いお金でも売って固定資産税をかけ

ていくようなシステムにつくっていけば。将来的には多分里道、そこの住んでいる方がいらっしやる限りは何の役にも立たないというふうに思いますんで、その辺は積極的にやっていただきたいなと思います。

それで、この民地に入り込んだ水路や里道の面積などは把握してあるのか、ちょっとお伺いしたいんですけど。どこが答えますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

詳細なことは、所管に答えさせていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

現状の、今おっしゃられた家のもう既に使っている土地とか、そういうのをちょっとまだ把握してませんので、もう一度現地とか確認しとって出したいと思えます。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

町長の言葉にも、積極的にやっぱり売っていくっていうようなお話でもございましたんで、それを掌握して、どれだけの税収が上がるかも計算できると思いますんで、よろしく願いいたします。

次に、第三セクターとして土地公社があります。現在ふれあい広場用地のみを保有しており、毎年数十万円が借入利子として上乗せされ、毎年その金額を含め元本を借りかえをしております。解散のためのふれあい広場の土地の処分は、これまで何度となく考えられてきましたが、売却には至りませんでした。しかしながら、土地開発公社の存続は九州大学農場の移転をきっかけに、土地の購入をあっせんする可能性があり、その役割が大いにあるため、その動向が気になります。土地開発公社の今後をどのように考えるかを聞かせていただきたいと思えます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

土地開発公社は、私は何カ月ぐらいしか理事になっておりません。ですから、概略はわかりますが方向性はほとんど認識しておりませんので、よろしかったら担当者のほうで答弁させていただきたいと思えます。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

土地開発公社についてお答えいたします。

長年懸案事項となってきました保有土地を処分するため、平成23年から土地活用事業に着手し、福岡東環状線等道路代替地及びスポーツ広場用地の売却処分を行ったところでございます。結果、約9億円の簿価割れが発生いたしましたが、平成24年度に4億円、平成25年度に2億円、平成27年度に2億円を町の会計より補助し、現在約9,300万円の負債が残っております。今後は残された負債の解消と自然ふれあい広場用地の買い戻し、これが約1億4,000万円でございますが、これを行う必要がございます。また、買い戻し完了後には、この粕屋町土地開発公社の存続に関する判断を理事会のほうで行っていくようにしていただきたいと考えております。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

今後、町長も何回も答弁してはいますが、マスタープランの変更を含め九州大学農場跡地対策として粕屋町の土地利用計画が優先されるという話だったんで、この九大農場跡地の区画をやっぴりある程度町で買う必要があるのではないかなというふうに自分としては思ってるんですね。そういった意味で、土地開発公社はやっぴり存続していく必要が今後残されてるのかなと思いますんで。ただ、あそこを売りました、処分しましたから土地開発公社が解散というわけではなくて、私は今後そういった課題が残るので、やっぴりこれは存続していく必要があるのかなというのをちょっと申し添えておきたいなというふうに思います。

次に、入札の考え方を聞きます。

現在、公共工事に関する工事請負契約に関して一般競争入札や指名競争入札が行われており、最近問題となっていることが落札率の問題であります。近年粕屋町の落札率は100%に近い落札率であり、その理由を建築資材の高騰や人材不足による労務単価の引き上げとしております。今回福岡県建設労働組合から公契約条例の制定をお願いする陳情がなされていますが、これは労務単価を積算し、それを自治体が管理し、万が一違法が認められる場合は請負業者を強制執行できる条例の制定の話であります。このことは、公共工事の積算基準が上がり、建築工事費のアップにつながります。コスト削減を目的とした入札制度が、さまざまな状況から変化しております。このような状況をどのように考えておられるか、お聞きしたいと思います。

す。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

入札価格というものは、町がこれで入札をしていただきたいという価格でございますから、あらゆる角度から調べて価格を決めていると私は思っております。

そういった中で、逆に80とか90とかっていうものにつきましては、落ちることによりまして、先ほど言われました公会計の関係で、やはり下請のほうが削られるという方向性もありますので、そういったことは総合的に考えていかなければならないと私は思っております。しかしながら、ただ落札率が低ければいいという問題でもないし、欠陥っていいですか、そういった問題が起こる工事になりやすいということがありますので、私はできるだけ粕屋町では行政が組んだ価格で落としていただいて、しっかりと末端までのそういったかかわられている方までの人件費あたりをしっかりと払っていただいて、よりよい工事をやっていただきたいと私は基本的には思っております。ですから、落札率が高いんじゃないかとどうかありますけども、きちっとこの価格であれば正当であるというような価格を出しておると私は思っております。

そういった中で、今よく現状聞きますと、やはり水道の関係とか落としていただいておりますけども、もう地元業者が4社ぐらいしかございません。そういった中で、年間全部割り当てて日夜管理していただいております。それと、土木業者ももう6軒になって、いざ災害になるときに復旧も、いざ応援してくれるときにその業者がいなくなるという方向もありますので、やはり地元業者をしっかりと支えながらしっかりと経営がされていくというふうな方向で私は入札は考えております。しかしながら、現実には若干違うかもわかりませんが、これが私の考えであって役場の考えではないかもわかりません。しかしながら、私はそういった私の意見で私は今述べておりますので、これはやはり今後検討すべきだなと私、庁舎内です。そういった中で議会も判断していただきたいと私は思っております。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

昨日ですか、対前月比なのか、対前年ですね、会社の倒産件数が前年比プラスになったという話がありまして、どこが多かったかといったら建設業で、何が原因だったかという人件費の高騰なんですね。今町長言われましたように、これからそういう人件費が高騰することによって非常にやっつけられないと、企業がという話

もやっぱり聞きますし、当然入札見積もりの中に労務単価を引き上げるということを国は指示しておりますので、やっぱりそういったきちっとした見積もりができる専門職っていうのが私必要なんじゃないかなというふうに思っておりますんで、先ほど来町長も定年退職した人材を再雇用していきたいという話でございましたんで、そういった経験豊かな人材をあそこに入れて、やっぱり入札見積もりを適正、的確にできるような人材の登用が必要なんではないかなというふうに今回思いましたんで、町長もそういう考えでいらっしゃるってことで安心をいたしました。

時間が押し迫っております、企業会計は、これは飛ばさせていただいて。町長もまだここは触れられたくないということなんで、その他のもろもろということで、ちょっと。

◎議長（進藤啓一君）

ちょっと、その他のもろもろというのは幾つかに絞ってしてください。答弁のほうも長々と。

◎13番（山脇秀隆君）

次がありますんで、次が30分ぐらいかかるんじゃないかってちょっと自分でも思っていましたんで、ちょっと走らせていただきます。

因辰美町長は、議会議員として3期務められ町長になりました。当然に議会のことはよくわかっていると思います。私たち議員は、町長の執行権に対してそれを監視するチェック機能を有しておりますが、議会と町が余り緊密になることを好んでいません。つかず離れずの距離感でお互い進んでいくことが大事だと諸先輩によく言われました。また、議会への早い報告や説明責任を果たすことを願ってまいりました。このことは因町長もよく理解のできることだというふうに思っております。議長も含めて同じようなものだというふうに感じております。議会や議員とどれぐらいの距離感を持ってこれからやっていくのかを、考えがあれば教えてください。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

私は、この給食センターの件、表面化いたしましていろいろ協議いたしました、この議会の中で検討していこうといった形で言われましたが、私はそういった時間はないと。気づけばしっかりと一番早い方法でどのように情報開示するか、そして議会と議論をしていくかというものが、やはりいい方向に向けての解決策ではないかなと私は思っております。ですから、ちょうど1週間目になったかと思いますが、議運の終了後総務委員会を開かせていただいて、その昼から全員協議会。私はいち早く、やはり今までも私たちが情報が遅かったので、やはりそういっ

たことは議会の混乱を招くという思いが私はもう自分自身しみじみと感じておりますので、私は今回いち早く議会に報告して、後の対策を出していただいたわけでございます。ですから、これからもそのような対応をしてまいりたいと思います。そして、議会の方向性もしっかりと聞かせていただきながら判断していかなければならないと思っておりますので、どうぞ皆さんも忌憚ない前向きな意見で対応していただければと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

距離感ということなんで、ある程度は節操を持ってやっていただきたいというふうに申しておきたいと思います。

それと、町長に最後、もう時間がないんで飛ばさせていただきますが、総合計画と総合戦略っていうのを今つくってありまして策定している段階だというふうに思います。その中で町の考えは、基本的には総合戦略イコール総合計画なんですね。だから、総合計画の中から急いでいるものとか優先制のあるものを取り出して、それを総合戦略としてやっていこうというふうなスタンスではあるんですけど、私たちから見たらそれは同じもんやないっていうふうに思うんですね。だけど、5年後の総合戦略と10年後の総合計画というのは、方向性というか、やり方が違うと思うんです、気の入れ方がね。だから、そういった意味で違うと思うんですが、取り組み方が全く違うと思うんですね。それでも、そこは町長もわかってらっしゃると思うんで、以前から私はこの件について総合戦略5年後どうするんですか、どういう目標立てるって、5万人いきましょうよというふうなことを前回私、前町長にも聞いたと思うんですけど、同じ質問を。5年後、市政を目指しますかということをお尋ねしたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

私は九大跡地の関係で、私は10万人を目指したいと思っております。ですから、5万人ではなくて、それはもう自然増の5万人ではなく、しっかりと近隣と議論しながら私はやっていきたいと思っております。

しかしながら、こういった発言っていうのは、やはり場所とか時期とか町とか地域、そういったものを確定すれば、やはりその行政のほうに迷惑かかりますので発言は控えさせていただきますが、やはり今後の粕屋町の将来を考えると、最低で

も10万規模ぐらいの形でやっていかないと私は将来大きな夢を描けないというような気持ちでありますので、これが3年後、4年後、5年後、それはわかりません。しかし、できる限り早くできればと私は考えております。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

ということは、市政を目指すという考え方は変わらない、同じってことでよろしいですね。今言われてる意味は、例えば10年後粕屋町は総合計画では5万2,000人、その2年後には市政ができるわけですね。それをやるのか、町長は、じゃ5万人じゃだめだよと、10万人じゃないといけないからというようになる、その10年後を5万2,000いってても町政のままいきますよっていう話なのか。両方ともとれるわけですね。だから、10万人が先にあったらそっちになるのか、それは遠い遠い話であって、スピード感も何もなく、ただ今まで人口フレームをちゃんと見ててそうなるからそうになっていくみたいな発想じゃ、これはいかんと思うんですよ。だから、やっぱりそこはトップダウンで町長の思い、こういうふうにもうやっっていくっていう決意を示していただかないと、これから私たちがどういうふうな方向に向かっていくんだという立場になったときに、そこが見えないとどうしても力の入れようがなくなるんですね。どこにじゃあ手を打っていかうかと。例えば町長が5年後5万人にするでっていったら、おお、市になるぜって。市になっていくためにはじゃあどうしようかっていう発想がこっちには出てくるわけですね。だけど、町長が曖昧だと、私たちもどうなるわからないようじゃ力の入れ方が全く違ってくると思いますんで、その辺ちょっとどうですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

るる今まで説明したかと思えますけども、やはり行政のネーミングというものはブランド力になるといった形で言っていたと思います。ですから、やはりそういったものにつきましては市政を敷くのが私はいいんではないかなと私は思っております。それと、ただ合併ありきではないっていうことも言っております。これはやはり協議会あたりを開きながら、設立しながら将来の構想をしっかりと練って、それがもし皆さんがオーケーであればやはり住民に開示しなければならないと。その先に、みんながああ、いいですねということになればやはり合併の方向に向かないかん。しかしながら、その議論の中でどうしても粕屋町が悪くなるということになれば、やはりするべきではないという判断は持っております。ですから、私はまず一

番に協議をせないかと。任意協議会になるのか法定協議会なるのか、それはちょっと私はわかりませんが、それは相手があることでございますので、やはりそういった分につきましてはしっかりと相手と協議してまいりたいと思います。そういった関係から、私は粕屋町がさらに発展するような議論をしていきたいというふうに思っておりますので、それは時期は本当にわかりません。そういった方向でやはりブランド力があるような町にしていきたい。それはやはり市政に向かうというふうな形なるかと思えます。しかしながら、やはり行政の今までの経緯もあるかと思えますので、私はしっかりと職員とも話しながら、議論しながら進めてまいりたい。そして、やっぱり一番大切なのは議会に認めてもらうことということが一番重要でございますので、そのときはその時期になりましたらしっかりと提案させていただきますので、前向きな協議をよろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

市政に向かうことは同じというふうに受けとめました。ですので、私たちも市政に向けた取り組みをこれから提案をしていきたいと思うし、そういった方向になるように活動をしていきたいというふうに決意をいたします。

今回、新町長の行財政運営の考え方を聞きました。若い世代は新しいものを期待しています。住みよいまちづくり、住んでよかった、住み続けたいと思う、そういう思いを若者は持っているというふうに思っておりますので、町長はよく夢のあるお話をしますんで、期待感が強いと思いますので、しっかりと町民の期待に応える、若き活力あるリーダーであってほしいというふうに願って、期待をしまして、次の質問に入ります。

あと7分でマイナンバー制度を説明をしていきたいと思いますが、執行部よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

マイナンバー、どなたですか。

◎13番（山脇秀隆君）

来年1月から日本に住む一人一人に12桁の番号が割り振られ、マイナンバー制度が始まります。マイナンバー制度は、平成25年5月に成立した行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律によるものであります。マイナンバー制度がどんな仕組みで、私たちの暮らしがどう変わるのか、そして安心して使うために気をつけることは何かなど、町民の皆さんが思っている疑問や不安を解消するための説明を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

まず、マイナンバー制度ですが、税に関しましては確定申告書や調書等に、災害対策におきましては被災者台帳の作成や被災者生活支援金に関する事務に、利用範囲が広い社会保障分野におきましては年金に関して被保険者の資格取得、確認、給付を受ける際の手続、労働関連では雇用保険等の資格取得、確認、給付を受ける場合やハローワーク等の事務に、さらに福祉医療におきましては医療保険の給付の請求や生活保護の実施などで利用が予定されております。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

次に、安心して使うためにはどうすればよいのか教えてください。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

今通知カードのほうを送付しておりますけれども、通知カードを受け取られましたらきちんと保管していただきたいと思っております。それから、税や社会保障など手続で必要な場合にだけマイナンバーを書いていただく、それから番号をむやみに人に教えていただかないようにということで注意していただきたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

次に、この制度のメリットについて聞きます。

2017年1月以降、省庁や国の関係機関のシステムで、そして同年7月には地方自治体のシステムでも連携が始まる予定であります。どのようなメリットが受けられるようになりますか。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

大きく3つございます。

まず、公平公正な社会の実現ということで、マイナンバーを使えば複数の仕事を持つ人の所得や家族全体の収入を把握しやすくなります。このため、所得の過少申

告や生活保護の不正受給などの防止につながり、本当に困っている人へのきめ細かな支援もできるとしております。

また、行政の効率化が図れます。これまでそれぞれの機関が持っていた情報をマイナンバーと結びつけて管理することでお互いに照会しやすくなり、事務負担が軽減されます。

それから、手続の簡素化が図られます。私たちサービスを受ける側にとっても手続の簡素化というメリットがございまして、例えば児童手当の手続を行う際、これまで自分で事前に取り寄せる必要があった所得証明書が要らなくなります。さらに将来的に年金記録とマイナンバー等を結びつけて管理されれば、いわゆる消えた年金問題のようなことが起こらなくなります。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

マイナンバー制度は、まず社会保障と税、災害対策の3つの分野を中心に利用が始まるということであります。この3分野の手続で2016年1月から自治体や勤務先の会社、それに証券会社などにマイナンバーを届けることとなりますが、注意する点はありますか。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

制度のスタート後は、これまでの書類にマイナンバーの欄が設けられるので、そこに記入することになります。また、届け出た際には必ず本人確認という手続が行われます。これは他人による成り済ましを防ぐための仕組みで、本人実在性、身元確認と通知カードか個人番号カードでマイナンバーの確認が求められます。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

今のこのマイナンバー制度導入によって、ちょうど時期的に組長さんの支払いが発生すると思うんですけど、ここにマイナンバー制度を書いて提出していただきたいというのがあるんですね。通知カードが今行ってる状況なので、当然その番号には書いて免許証の添付をお願いしますというふうなことが書いてあるみたいなんです。あれこそ区長会であったんですけど、これって本人確認って今言われましたけど、これその免許証のコピーを送付するだけでもいいんですか。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

具体的なことで明確な回答がちょっとわからないんですけど、本人確認ということですので、通知カードの番号と本人を証明するためにはその顔写真が必要ということでの確認だろうと思いますので、その写しを送付しただけでは難しいのではないかと思います。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

その辺もちょっとあったんで、その辺が町はどういう取り組みをされるのかなどというのが、現場と今部長が言われるのはどうなってるんだろうかというのがちょっとあるんで、答えられますか。

◎議長（進藤啓一君）

石川総務課長。

◎総務課長（石川和久君）

山脇議員のご質問にお答えいたします。

区長さんに対しては、そのマイナンバーの通知カードと郵送による場合は免許証、顔写真入りの本人の確認ができるものをコピーしたものを入れていただいて郵送していただければ法的に問題はないと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

個人情報があって、免許証には戸籍も入ってるんですね。入ってない、今は。今は入ってないですかね。それはじゃあもう返さないでそのまま引き取って処分するという。要するに免許証等を送ってくるわけでしょ、一緒に。それは後で返すんですか。返さないでそのまま、処分。

◎議長（進藤啓一君）

石川総務課長。

◎総務課長（石川和久君）

送っていただきました個人情報、そういった免許証等の写しにつきましては、その使用が必要なまでは役所のほうで厳重に管理いたしまして、必要がなくなれば処分させていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

時間になりましたので、非常に心もとないんですが、これ以上発言ができません。まだ相当残っておるんですけど、本当は時間をとってやろうと思ったんですけど、町長が自分は考えはないと言いながらっぱいしゃべられましたので、時間が大分取られてしまいましたので、次回機会があったらやっていきたいというふうに思ってますので、ちょっとご迷惑かけますけど、ちょっとお時間がないということでご勘弁をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上で終わります。

（13番 山脇秀隆君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ただいま山脇議員からマイナンバー制度の質問がございました。町の担当はどこですか、マイナンバー制度の担当は。どこです、正式な担当はどこですか。

◎経営政策課長（山本浩君）

事務局としては経営政策課です。

◎議長（進藤啓一君）

ということらしいです。

これにて2日間にわたりました一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

（散会 午後2時02分）

平成27年第4回（12月）

粕屋町議会定例会

（閉会日）

平成27年12月11日（金）

平成27年第4回粕屋町議会定例会会議録（第4号）

平成27年12月11日（金）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 委員長報告
- 第2. 委員長報告に対する質疑
- 第3. 討論
- 第4. 採決

2. 出席議員（16名）

1番 安藤和寿	9番 田川正治
2番 中野敏郎	10番 長義晴
3番 木村優子	11番 久我純治
4番 川口晃	12番 本田芳枝
5番 安河内勇臣	13番 山脇秀隆
6番 太田健策	14番 八尋源治
7番 福永善之	15番 伊藤正
8番 小池弘基	16番 進藤啓一

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 大石 進 ミキシング 高 榎 元

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町 長 因 辰 美	教 育 長 大 塚 豊
総 務 部 長 安河内 強 士	住 民 福 祉 部 長 安 川 喜 代 昭
都 市 政 策 部 長 吉 武 信 一	教 育 委 員 会 次 長 石 山 裕
総 務 課 長 石 川 和 久	経 営 政 策 課 長 山 本 浩
協 働 の ま ち づ くり 課 長 杉 野 公 彦	税 務 課 長 関 博 夫
収 納 課 長 今 泉 真 次	社 会 教 育 課 長 新 宅 信 久

学校教育課長	古賀博文	健康づくり課長	中小原浩臣
給食センター所長	神近秀敏	総合窓口課長	藤川真美
介護福祉課長	八尋哲男	道路環境整備課長	因光臣
子ども未来課長	堺哲弘	地域振興課長	安松茂久
都市計画課長	山野勝寛	上下水道課長	松本義隆
会計課長	伴栄子		

(開議 午前9時30分)

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

13番山脇秀隆議員。

◎13番（山脇秀隆君）

動議を提出いたします。

ただいま問題となっております学校給食調理場建設について、全員の委員で構成する学校給食調理場建設特別委員会を設置し、これに付託して審査することを望みます。

◎議長（進藤啓一君）

ただいま山脇秀隆議員から動議が提出されました。この動議は、成立するためには他に1名以上の賛成者が必要であります。この動議に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

◎議長（進藤啓一君）

結構です。

所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることについて採決いたします。

この採決は押しボタンによって行います。本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

賛成多数であります。よって、動議を日程に追加し、直ちに議題とすることは可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

追加日程第1、学校給食調理場建設特別委員会設置の動議についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

山脇秀隆議員。

◎13番（山脇秀隆君）

P F I 方式による学校給食調理場建設は、総務常任会で付託され、全員協議会で

協議した後、現在の場所に建築することが決定されました。しかし、基礎工事に着手する中で、建築現場の土壌から特定廃棄物の指定を受けたごみを処理する必要性が生じ、8,000万円という高額な費用が町の負担となることが判明したため、工場を一時中断する対応を町はとられました。今後の町の対応によっては、これからの学校給食センターのあり方を早急に議会で審議する必要があります。本来総務常任委員会所管であります。今までの経緯を考えると全員の議員での審議がよいと考え、提案いたします。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、本動議に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、本動議に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議員全員の委員で構成する学校給食調理場建設特別委員会設置についての動議を採決いたします。

この採決は押しボタンによって行います。

念のため申し上げます。賛成ボタンを押されない方は反対とみなします。本動議に賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

賛成多数であります。よって、議員全員の委員で構成する学校給食調理場建設特別委員会設置の動議は可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

粕屋町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

粕屋町選挙管理委員会委員には梅元孝雄さん、案浦淳一さん、藤野 剛さん、藤正実さん、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました方を粕屋町選挙管理委員会委員の当選人に定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました梅元孝雄さん、案浦淳一さん、藤野 剛さん、藤 正実さん、以上の方が粕屋町選挙管理委員会委員に当選されました。

粕屋町選挙管理委員会補充員には、西村久子さん、伴 重隆さん、城 信二さん、山本里美さん、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました方を粕屋町選挙管理委員会補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました西村久子さん、伴重隆さん、城 信二さん、山本里美さん、以上の方が粕屋町選挙管理委員会補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りいたします。

補充の順序はただいま議長が指名しました順序にいたしたいと思います。これに

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、補充の順序はただいま議長が指名した順序に決定いたしました。

継続審査分の議案第48号粕屋町男女共同参画推進条例の制定について。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山脇総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

改めまして、おはようございます。

それでは、総務部協働のまちづくり課所管であります議案第48号粕屋町男女共同参画推進条例の制定について、付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

本議案は、本年3月に策定された粕屋町男女共同参画計画を実行していくに当たり、町における男女共同参画社会形成に関する基本理念を定め、取り組みを総合的かつ計画的に推進することを目的として9月議会に提案されたものでありましたが、継続審査となっていたものであります。審議時間が少ないことや相談窓口業務が不明確だったことが主に上げられ、修正することが望ましいとなっていたため、今回当委員会で審議し修正をいたしました。主な修正点は、条例の対象者に自治組織を加え、自治組織の責務を明確にし、教育に関する基本理念が弱いため教育に関する記述を追加し、広報啓発に関して表現を強化いたしました。また、苦情及び相談への対応を充実させるため、章として独立させ、相談窓口の設置を条文化いたしました。そして、実効性ある条例とするため、雑則に規則の制定に議会のかかわりを持たせました。

当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員の賛成をもって修正案を可決すべきと決しましたことをご報告いたします。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいま委員長から報告がありましたように、本案にはお手元に配付のとおり修正案が提出されております。

委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。
これより議案第48号修正案の討論に入ります。
まず、修正案賛成の方の発言を許します。
(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、修正案反対の方の発言を許します。
(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。
これより議案第48号修正案を採決いたします。
本案に対する総務常任委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。
(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

賛成多数であります。よって、議案第48号修正案は可決いたしました。
何か。
その都度、賛成のときは手を挙げてください。後からの場合は、追加なかなか認めにくうございますから。
次に、修正議決した部分を除く原案の討論に入ります。
まず、原案反対の方の発言をします。
(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。
(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。
これより議案第48号原案を採決いたします。
本案に対する総務常任委員会委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。
(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第48号は可決いたしました。
議案第69号副町長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。
本件につきましては、地方自治法第117条の規定を準用し、吉武信一都市政策部長の退出を求めます。
討論を省略し、これより議案第69号を採決いたします。
この採決は押しボタンによって行います。
本件は、これに同意することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。
(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決の結果は在室者全員賛成であります。よって、議案第69号は原案のとおり同意することに決定されました。
ここで、粕屋町議会先例事項により、新しく副町長に選任されました吉武信一氏にご挨拶をお願いしたいと存じますので、入室を求めます。
ただいま新しく副町長に選任されました吉武信一氏にご挨拶をお願いいたします。

◎副町長（吉武信一氏）

おはようございます。選任の同意をただいまいただきました吉武でございます。議員の皆様、どうもありがとうございました。
粕屋町を発展させる新しい粕屋町を目指す因辰美町長の熱い思いを実現するために、その支えとなるように、微力ではございますが誠心誠意努めていく所存でございます。議員の皆様にはご指導、ご鞭撻、心よりお願い申し上げましてお礼の言葉とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。どうぞよろしくお願いたします。

◎議長（進藤啓一君）

席につきましては、まだ委嘱書申しましょうか、委任状と申しましょうか、交付なされておられませんので、今のままで進めさせていただきたいと思えます。
議案第70号第5次粕屋町総合計画基本計画の策定についてを議題といたします。
本件に関し、委員長の報告を求めます。
山脇総合計画特別委員会委員長。

(総合計画特別委員会委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎総合計画特別委員会委員長（山脇秀隆君）

続きまして、議案第70号第5次粕屋町総合計画基本計画の策定について、付託を受けました総合計画特別委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

審議の経過につきましては、全員による審議であるため、結果のみを報告させていただきます。

平成28年より平成37年までの10年間の町の方針を示した第5次総合計画の基本構想を受け、前期5年の基本計画が策定されました。しかし、修正する必要が生じたため、第5次総合計画基本計画の一部を次のように修正することになりました。

基本目標、1-3-(1)子どもたちの生きる力を育む教育の推進における推進施策の展開。①確かな学力・豊かな心・健やかな体を育む教育の充実の施策の概要に「経済的理由によって就学困難な家庭に対する就学援助の拡充を図ります。」を追加いたします。

当特別委員会で慎重に審議した結果、以上のように修正し可決することを全員の賛成をもって決しましたことをご報告いたします。

(総合計画特別委員会委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいま委員長から報告がありましたように、本案にはお手元に配付しておりますように修正案が提出されております。この議案につきましては、議員全員によります審議を行っています。よって、質疑を省略し、これより議案第70号修正案の討論に入ります。

まず、修正案賛成の方の発言を許します。

12番本田芳枝議員。

◎12番（本田芳枝君）

この修正案を含めて、全て総合計画に関する審議、あるいはその過程におけることに一議員として参加できたことを心からうれしく思っております。

ちょうど10年前に私は議員となって、前の第4次総合計画とともに歩いてきた世代です。当初はいろんなわからないことばかりでしたけれども、後期の基本計画は今の予算の施策にその施策体系が全て予算にひもづいているということで、とても仕事のしやすい、けれどもむしろ職員の方には厳しい内容の総合計画ではなかったかと思えます。それを引き継いだ形で今後これをなさるということで本当にうれしく思っていますが、実は修正の段階で総合窓口を設置するということを入れていただきました。これは、先ほどの男女共同参画の条例案の中でも、9月に提案された時点ではそれがなかったんですね。それで、総務常任委員会の中では本当にみんなが一生懸命そのことを審議して、どうしても必要ということで入れるようになったんですけども、これが入りました。ところが、昨日地方創生の報告では、もう既に提案された中に総合窓口の設置というのがございました。こういう流れから見ると、国の流れ、世の中の流れでこのことが非常に必要だということが痛切に感じ

られて、施策を今からされていくに当たって、本当にいろんな意味でこの総合計画を大事に、しかも今日修正を加えられたところも特に力を入れて、ご一緒に頑張っていきたいと思って、私の賛成討論といたします。

◎議長（進藤啓一君）

次に、修正案反対の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、修正案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、修正案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第70号修正案を採決いたします。

本案に対する総合計画特別委員会委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第70号修正案は可決いたしました。

次に、修正議決した部分を除く原案第70号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第70号原案を採決いたします。

本案に対する総合計画特別委員会委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第70号は原案のとおり可決いたしました。
議案第71号粕屋町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
本件に関し、委員長の報告を求めます。
山脇総務常任委員会委員長。

（総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇）

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

続きまして、総務部収納課所管であります議案第71号は、粕屋町税条例等の一部を改正する条例についてでございます。付託を受けました総務常任委員会での審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

平成27年3月31日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律の規定に基づき、本年6月議会定例会におきまして専決処分について承認いたしました事項以外の徴税における猶予制度等についての見直し、またマイナンバー制度の関係省令が平成27年9月30日に公布されたことに伴い、所要の規定を整備するものでございます。

主な改正は、納税者の負担の軽減を図るとともに早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、納税者の申請に基づく換価の猶予制度、つまり事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときなど、滞納処分による財産の換価の猶予が認められる制度を創設すること、及び担保の徴収基準等を条例で定めることとされたことから改正するものであります。

また、マイナンバー制度が導入されたことに伴い、納付書等に法人番号を記載することとされていたため、既に改正を行っておりましたが、その後、地方税法施行規則等の改正により法人番号は記載しないこととされたため、条文の改正等を追加を行うものであります。

なお、施行日は、猶予制度については平成28年4月1日から、マイナンバー制度の導入にかかわるものは公布の日からとするものであります。

当委員会で慎重審議いたしました結果、全員の賛成をもって原案どおり可決すべきことと決しましたことをご報告いたします。

（総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第71号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第71号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第71号は原案のとおり可決いたしました。

議案第72号粕屋町債権管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山脇総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

続きまして、総務部収納課所管であります議案第72号は、粕屋町債権管理条例の一部を改正する条例についてでございます。付託を受けました総務常任委員会での審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

本議案は、社会保障・税番号制度の導入により粕屋町特定個人情報保護条例が平成27年10月5日に施行されたことに伴い、粕屋町債権管理条例においても特定個人情報の適正な取り扱いの確保のため、町の債権の管理に関する処理について特別の定めがある場合を除く法令等及び債権にかかわる情報利用の要件に粕屋町特定個人情報保護条例を追加するものでございます。

当委員会で慎重に審議いたしました結果、賛成多数をもって原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。
これより議案第72号の討論に入ります。
まず、原案反対の方の発言を許します。
4番川口議員。

◎4番（川口 晃君）

議案第72号と74号に関しては、マイナンバー制度につながる条例の改正であります。詳しくは74号で反対理由を述べますが、72号に関しても特定個人情報保護制度、マイナンバー制度に通じておりますので、国民に対する統制が行われてくるおそれもあり、74号で詳しく理由を述べる点を勘案しまして反対といたします。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。
これより議案第72号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

賛成多数であります。よって、議案第72号は原案のとおり可決いたしました。
議案第73号粕屋町消防団条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
本件に関し、委員長の報告を求めます。

山脇総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎総務常任委員長(山脇秀隆君)

続きまして、総務部協働のまちづくり課所管であります議案第73号粕屋町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてであります。付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

今回の改正は、消防団員の確保を図るため、女性消防団員を粕屋町でも導入することを目的とするものであります。改正の主な内容は、女性消防団員の導入に伴い定員を213名から220名へと7名増員するとともに、手当の支給区分に新たに啓発を加えるものであります。当面は分団に所属せず、班として主に啓発活動に従事いたします。

当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員賛成をもって原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長(進藤啓一君)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長(進藤啓一君)

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第73号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(進藤啓一君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(進藤啓一君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第73号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長(進藤啓一君)

全員賛成であります。よって、議案第73号は原案のとおり可決いたしました。

議案第74号粕屋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山脇総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

続きまして、総務部総務課所管であります議案第74号は、粕屋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてであります。付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

平成25年5月に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法、通称マイナンバー法が公布され、平成28年1月1日から社会保障、税、災害対策分野の行政手続において個人番号を利用した事務が開始されます。個人番号の利用及び特定個人情報を提供することができる事務は番号法に定められておりますが、このほかにも町において多様な事務を実施しておりますので、番号法第9条第2項及び同法第19条第9号の規定に基づき、個人番号の利用及び町の他の執行機関への特定個人情報の提供等を行う事務及び特定個人情報を規定し、住民の利便性向上及び行政事務の効率化を図るため、本条例を制定するものであります。

当委員会で慎重に審議いたしました結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第74号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

4番川口議員。

◎4番（川口 晃君）

反対討論を申し上げます。

議案第74号は、マイナンバー制度に関する議案であります。この番号法第9条2項では、社会保障、地方税、また防災に関する事務、その他これらに類する事務であって、条例で定める事務の処理において必要な限度で個人番号を利用することができるかとされています。つまり、行政の事務の合理化が優先されています。

しかし、これを国民の方面から見るとどうでしょうか。皆さんもご存じでしょうが、日本年金機構では今年5月、125万件もの個人情報流出する事件が発生しました。それで、マイナンバーとつなげる作業は完全に今ストップしています。現在は、年金請求の際に住民票を提出するときは番号を記載しないようにと呼びかけているそうです。年金の支給額を知りたいならば、毎年来る年金振り込み通知書を見ればわかります。厚生労働省は、医療分野だけマイナンバーから独立させ、医療等IDという別の番号を発行する予定だそうです。

マイナンバー制度推進を統括する浅岡孝充、ちょっと長いんですが、内閣官房社会保障改革担当室参事官補佐は次のように述べています。端的に言えば、個人番号カードというものは、そもそも持ちたくない人はつくらなくても問題ありませんと。持っていなくても行政サービスから除外されるということはありません。従来どおりの手続を踏めば変わらない生活を送っていただけますと、政府そのものが保障しています。

このように、あくまでも政府の都合だけで始める制度に、初期投資だけでも約2,700億円、ランニングコストは毎年200から300億円かかるそうです。そんな金があるなら、もっと使うべきところがあるんじゃないでしょうか。個人情報は民間との共同使用にもなるそうです。漏れることはもう濃厚です。危険な制度です。

以上の理由により、この74号議案には反対します。

以上。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第74号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

賛成多数であります。よって、議案第74号は原案のとおり可決いたしました。

議案第75号粕屋町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題いたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

長建設常任委員会委員長。

(建設常任委員長 長 義晴君 登壇)

◎建設常任委員長（長 義晴君）

建設常任委員会に付託を受けました議案第75号の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

議案第75号は、粕屋町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

この案件は、国及び県が地価の変動による都市間の格差を是正するために、平成25年11月15日に道路法施行令の一部を改正する政令が公布され、国道に係る占用料金等が改定になり、平成26年4月1日より施行されております。また、これを受けて福岡県におきましても県道に係る占用料金等が改定になり、平成27年4月1日より施行されております。そのため、粕屋町におきましても道路法施行令の一部を改正する政令に準じて道路占用料金を改正するものであります。この改定により、平成26年度道路占用料金で計算しますと、改定前が約810万円に対し改定後が約880万円となり、約70万円の増額となります。

建設常任委員会において慎重に審議をいたしました結果、全員の賛成でもって原案のとおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

以上です。

(建設常任委員長 長 義晴君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第75号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

9 番田川議員。

◎9 番（田川正治君）

私は、この粕屋町道路占用料金徴収料の一部を改正する条例について、反対討論を行います。

私が反対する理由について述べたいと思います。その理由は、前回改定されました25年3月議会の際には、九電の電柱の値下げがあったにもかかわらず、看板などの値上げが料金として出されるということで反対いたしました。今議会で提出されてる条例の改正では、九電の値上げはわずか。しかし、看板は倍近く値上げがなされておる。この値上げ率は不公平だと思えます。大きなもうけをしている九電電柱の値上げをすべきであります。25年3月から見ても九電の電柱の使用料は下げられております。このことは、新旧対照表を見ると明らかでした。25年3月時点と今年度を比較してみますと、今述べましたが、電柱第1種は25年3月前770円。560円に改正され、210円値下げされました。今回610円で50円値上げになりましたけど、先ほど言いましたように25年3月から比べると160円の料金が下がったままであります。第3種の電柱を見たら1,600円が1,200円になって400円下がりました、前回。今回1,300円になったんですが、100円上がったんですが、25年3月から比べると300円下がったままです。

一方、看板とかなどの料金については、表示面積1メートルにつき1カ月、前回改正のときは110円が200円、プラス90円上がりました。今回はさらに180円上がって380円あります。25年から比べてみても、プラス270円という状況になっております。その他の占用使用料の看板の件では、1,100円だったのが25年3月が2,000円になって900円上がりました。今回は1,800円上がって3,800円。25年に比べてみても700円上がっております。広告等でも前回から今回を比べて1,800円、3,800円になっております。

このように、もうけている九電と比べてみても、この看板などを含めての使用料の値上げが少ないというふうに思えます、値上げ率がですね。この点から見ても、私は今回の値上げが料金徴収という点からも必要なものということであるとするならば、私はこの九電に対する値上げも同程度の率にして値上げをすべきであります。値下げをするという企業のこの占用使用料についてだけを優遇するようなやり方というのには反対をいたします。

以上で今回の道路使用料徴収についての条例の一部を改正する条例について反対といたします。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第75号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

賛成多数であります。よって、議案第75号は原案のとおり可決いたしました。

議案第76号平成27年度粕屋町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

久我予算特別委員会委員長。

（予算特別委員長 久我純治君 登壇）

◎予算特別委員長（久我純治君）

予算特別委員長の報告をいたします。

議案第76号平成27年度粕屋町一般会計補正予算について付託を受けました予算特別委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

なお、審議の結果につきましては、議員全員によります審議でございますので、要点のみご報告いたします。

今回は、既定の予算に歳入歳出それぞれ2億36万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を134億3,772万1,000円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、17款繰入金を5,980万3,000円、19款諸収入を

9,752万円、20款町債を4,320万円それぞれ減額するものであります。

続きまして、歳出の主なものとしましては、初めに総務部では、経営政策課所管の歳出補正は1億370万円の減額であります。主なものとしましては、12款起債の利子償還金を利率の確定により941万円、公共施設整備基金を9,222万円減額するものであります。総務部所管の歳出補正は190万8,000円の減額であります。これは2款選挙管理委員会事務費で、公職選挙法の改正により来年度選挙権が18歳以上に引き下げられることに伴い、選挙システムを改修するために委託料を増額するものであります。協働のまちづくり課所管の歳出補正は、200万円の減額であります。消防団等運営事務費のうち、平成26年2月の消防団装備準備一部改正による活動服の仕様変更に伴い行われた団員活動服の入札執行残として消耗品費200万円を減額するものです。次に、教育委員会ですが、学校教育課所管の歳出補正は9,782万4,000円の減額であります。主なものとしましては、小・中学校施設整備事業のうち福岡東環状線整備の遅れに伴う粕屋西小学校プール移転設計委託料の減額のほか、工事請負金等による不用額9,782万4,000円を減額するものです。社会教育課所管の歳出補正は361万5,000円の減額であります。主なものとしましては、生涯学習センター管理運営事業の施設整備工事に伴う不用額170万円の減額、社会体育事業での郡民体育大会の中止や粕屋東中学校ナイター設備改修工事等による不用額102万8,000円を減額するものです。

次に、住民福祉部ですが、総合窓口課所管の歳出補正は約77万9,000円の増額であります。内容は、社会保障個人番号制度の開始に伴うもの及びひとり親家庭医療費助成事業の医療費の増額であります。健康づくり課所管の歳出補正は73万3,000円の減額であります。その内容は、健康センター空調機更新工事の入札執行残を減額するものです。

最後に、都市政策部ですが、地域振興課所管の歳出補正は282万円の増額であります。主なものとしましては、農業振興費の地域要望などの工事請負費500万円を増額し、戸原古屋敷井堰改良工事計画変更に伴う県負担金150万円を減額するものであります。

以上のとおり、各課にわたり慎重に審議いたしました結果、全員賛成で原案のとおり可決しましたことを、決しましたことを報告して終わります。

(予算特別委員長 久我純治君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

この議案につきましては、委員長の報告のとおり議員全員によります審議を行っております。よって、質疑を省略し、これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第76号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

賛成多数であります。よって、議案第76号は原案のとおり可決いたしました。

議案第77号平成27年度粕屋町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

久我予算特別委員会委員長。

(予算特別委員長 久我純治君 登壇)

◎予算特別委員長（久我純治君）

続きまして、予算特別委員会に付託を受けました議案第77号の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

議案第77号は、平成27年度粕屋町水道事業会計補正予算についてでございます。

この案件は、水道施設運転維持管理事業委託の委託期間満了に伴い、平成28年度から平成32年度までの5カ年間同業務委託を行うことに当たり、限度額3億1,370万円の債務負担行為を設定するものであります。

予算特別委員会において慎重に審議しました結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきことに決しましたことを報告いたします。

(予算特別委員長 久我純治君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

この議案につきましても、議員全員によります審議を行っております。よって、質疑を省略し、これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第77号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第77号は原案のとおり可決いたしました。

発議第5号粕屋町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより発議第5号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

4番川口議員。

◎4番（川口 晃君）

反対討論を申し上げます。

まず、粕屋町の議員定数は何人まで許されるのでしょうか。地方自治法では第91条で人口規模に応じて定められています。粕屋町の人口は約4万5,000人ですから、地方自治法91条の2の5、人口2万以上の町村は26人の規定により、最大で26人の議員定数にすることができます。そうすると、老若男女、多様な職業の人たちが議員に進出してくるでしょう。町民の多様な意見や要望が議会に反映されることでしょう。今より民主的な議会になることは歴然たる事実です。

次に、常任委員会とは何でしょうか。地方自治法の第109条で規定しています。1から9項まであり、その役務等を定めています。2項で、議員は少なくとも1の常任委員となるものとし、ずっと続いて云々となっておりますが、とされており、2以上の常任委員となることもできますが、その方法は示されていません。また、常任委員会の仕事、権能は4項において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、陳情を審査するとなっております。110条で特別委員会が規定されていますが、特別委員は議会において選任しとなっており、特別委員会と比べて常任委員会は1段高い規定だということは明瞭に認識できます。

そういう意味では、どの議員もこの常任委員会でこそ町民の期待に応える働きをしなければならないことは第1条件であります。

この発議5号は、この基本的なことを見失っているのではないかと思います。議員一人一人は平等の権利を持っていることは自明の理です。この平等の権利を公平に割り振ることこそが民主主義にかなうのではないのでしょうか。そういう意味では、この発議は議員の平等の権利が公平に機能しない定義であると思います。地方自治法の109条の2の規定では、解釈の仕方によっては1人の議員だけでも3の常任委員会に所属しても可能だということも考えられます。これでは、町民から見ると不思議な議会の構成だと思われてしまいます。2常任委員会に所属することが可能なら、全議員が2常任委員会に所属する発議にしなければなりません。町民の要求、福祉や教育や住民生活の向上のための財源を、国の財政が厳しいからとの理由で増額させないため、議員がまず身を切ろうというパフォーマンス的な行為で議員定数が減らされてきました。その結果、こうした矛盾を発生させ、議会運営の困難さを生じさせたものと私は思います。1常任委員会を7から8名の委員会にしたいのなら、それにふさわしい定数にすればこの問題は解決します。

以上の理由により、この発議第5号には反対します。

以上。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

9番田川議員。

◎9番（田川正治君）

粕屋町町議会委員会条例の一部を改正する条例については、今議会の開会のときに発議を出された内容でありますけど、そのときに私はこの複数制の8人以内というのは任意でというのが含まれるのかということについては、委員長の答弁ありませんでした。先日全員協議会で、このことについても私は質問をいたしました。今回のこの条例の内容というのは、5人の各常任委員会を8人以内にするということでありまして。そういうことからいえば、各3人ずつ加えて8人以内という内容は、町民から選出された議員の権利が不平等に扱われるということにつながるものと思います。

現行では、15人の議員がそれぞれ各常任委員会に平等に所属することができます。今回提案されている条例の改正では、任意で所属できる議員の枠は3常任委員会3人ずつしかできません。9人でありまして。15人議員がいますので、そのほかの6人は所属できなく、この常任委員会制度の中から排除されるということになります。

す。本来議員の権利として保障されている常任委員会に所属すること、このことが壊されると。侵害されることになります。2常任委員会に所属した議員が、1常任しか所属できなかった議員の倍の権利を与えられる。どこにも所属できなかった6人の議員は、2分の1しか権利を行使できない、このような内容になると思います。議員の権利としては、本会議場、各常任委員会の権利が保障されて、町民の意見を、要望、要求を取り入れる。そして公平にするというのが私たち議員の役割であると思います。

例えば、ある常任委員会に5人の議員が任意で所属したいと希望を出しても、2人がはみ出します。また、ある常任委員会に誰も任意で所属を希望しないということさえ生まれると思います。さらには、現在3常任委員会が同時に会議がされておりますが、任意で複数の常任委員会に所属した議員が会議に出席するということになれば、常任委員会の日時調整が必要になってきます。終了時間を事前に決めて会議を運営するということはできると思いますが、例えば昼までに常任委員会を終了したところ、あと一つ所属している常任委員会は夕方までかかったとするならば、終了するまで待たなければなりません。逆のことも出てきます。所属している常任委員会が夕方までかかった場合は、あと一つ所属している常任委員は昼までに終了せねば会議に出席できない、このような事態も生まれます。

今回の条例の改正の目的は、それぞれの常任委員会の人数が5人では少ないということ、建設委員会が4人だったということからも端を発しているようであります。議案の審議などで議論が深まらない、所管の担当との関係などが言われております。だから、このことをなくすために複数の常任委員会に所属することでいろんな勉強ができるし、このことが求められてるということを改正する目的としても言われております。しかし、私は現在の5人の常任委員会でも、所管の各課の制度などをもっともっと勉強して、そして国や県などの制度との関係でも必要なものを町に取り入れていく、学ぶことが大いにあると思います。所属していない常任委員会の所管のことや職員などに聞いて資料をもらう、また県や国などの資料も収集して、視察などでいろんなことを学ぶ、調査能力を高めていく、このことを行えばいいと思います。

粕屋町議会では5人以上の常任委員会にすべきというのも一つの理由として出ておりますが、久山町では議員定数10人で2常任委員会、定数5人です。ですから、私は久山町と同じ5人でいいということをおっしゃるのではありません。先ほど川口議員も言われましたが、人口の伸び率から見ると、これから人口が増えて減少することなく25年、2040年まで続くということが資料でも出ております。これは、先日粕屋医師会との懇談会のときにももらった資料、国立社会保障・人口問題研究所が

示した人口統計の推移があります。糟屋地区は、粕屋町都心部以外は減少することもあるけど、しかし粕屋町都心部は増え続けるということの資料であります。先日、全員協議会でいただいた経営政策課の資料でも、15年後には5万4,500人になるという将来推計が出ておりましたし、5年後には4万9,000人ということも出ております。

このような人口増加している我が町で、粕屋町の議員定数は当然ながら増やしていくことが必要だと思います。議員必携でも、定数の上限規定は撤廃されても多様な民意を反映するためには一定数の議員数が不可欠であることは変わりがなく、今後も地域の特性など十分配慮しつつ、慎重に対応していくことが必要であると、このように記述されております。上限定数改正前の定数規定では1万人未満でも18人、2万人以上は26人、このように規定されておりました。粕屋町でも、当面人口増の状況から見ても、議員定数をふやすことこそ求められておると思います。

よって、今回提案されております常任委員会の任意性による8人以内の議員数にする発議5号には反対をいたします。

以上。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

2番中野議員。

◎2番（中野敏郎君）

まだ1回の定例会しか参加してないんですけど、私何か、今回参加しながらいろんなことを思ったんですけど、今私は建設常任委員会のほうに参加してるんですけど、いろんな会合の中でというか、先輩議員のほうからは、建設は以前は花のつていうんですかね、常任委員会だった。要するに審議する内容というのが結構あったというんでしょうかね。ただ、最近はこども館にしろ給食ですか、そういうのは別途の世界で審議されているというんですか、そんな中で建設的な内容とかというのも抜けてるんじゃないかというふうなことを思ったりします。そういうふうな意味合いから言ったらというんですか、自分の意思でっていうんですか、これ参加するというふうな方向ですので、2つ入ってもいいんじゃないかというふうな思いを持ちます。

なので、この議案に対して賛成いたします。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言をします。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより発議第5号を採決いたします。

賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

賛成多数であります。よって、発議第5号は原案のとおり可決いたしました。

発議第6号粕屋町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

これより発議第6号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより発議第6号を採決いたします。

賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、発議第6号は原案のとおり可決いたしました。

請願第3号「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願を議題といたします。

請願第3号に対する総務常任委員会委員長からの報告は採択であります。

請願第3号は採択とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、請願第3号は採択とすることに決しました。

陳情第1号公契約に関する基本条例の制定を求める陳情書を議題といたします。

陳情第1号に対する総務常任委員会委員長からの報告は採択であります。

陳情第1号は採択とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(進藤啓一君)

ご異議なしと認めます。よって、陳情第1号は採択とすることに決しました。

お諮りいたします。請願、陳情書にかかわる草案につきましては、事務局と協議作成の上、関係機関に提出したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(進藤啓一君)

ご異議なしと認めます。よって、請願、陳情書につきましては、事務局と協議作成の上、関係機関に提出することに決定いたしました。

町長から発言の申し出がっておりますので、これを認めます。

どうぞ。

◎町長(因 辰美君)

平成27年第4回粕屋町議会定例会の閉会に当たりまして、自席からではございますが、一言ご挨拶を申し上げます。

今回2人の新たに議員をお迎えいたしまして、去る12月4日に開会されました今定例会におきまして提案を申し上げます9議案につきまして、いずれも議決をいただき、まことにありがとうございます。会期中にいただきましたご意見等々に十分留意いたしまして、これからの行財政運営に努めてまいりたいと思います。

また、給食センターの問題は喫緊の課題でございます。最後までご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

いよいよ年末が近づきました。議員の皆様にはお体に留意され、来年が輝かしい年になりますようお願い申し上げます。12月定例会の閉会の挨拶とさせていただきます。本日は、まことにありがとうございます。

◎議長(進藤啓一君)

これをもって本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。よって、平成27年第4回粕屋町議会定例会を閉会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(進藤啓一君)

ご異議なしと認めます。よって、平成27年第4回粕屋町議会定例会を閉会いたします。

(閉会 午前10時39分)

会議録調製者 大 石 進

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 進 藤 啓 一

署名議員 山 脇 秀 隆

署名議員 伊 藤 正